

和木町障害者計画

和木町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

令和6年3月

和 木 町

はじめに

和木町では、平成30年3月に、障害者のための施策に関する基本的な計画となる「和木町障害者計画」を策定し、また、令和3年3月に、障害者及び障害児施策の方向性や数値目標を定めた「和木町第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定することで、各施策や必要なサービス等の進捗状況をわかりやすく、評価検証しやすいものとし、障害者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

近年、障害のある人の高齢化や障害が重度化する傾向がある中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められているほか、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から、民間の事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。

こうした中、本町では「和木町障害者計画」並びに「和木町第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」がともに令和5年度をもって計画期間を終了することから、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする「和木町障害者計画」と令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「和木町第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を新たに策定し、引き続き、本町における障害福祉施策を総合的・計画的に推進してまいります。

施策の推進にあたりましては、障害のある方をはじめ、町民、行政、障害者団体、障害福祉事業所、医療機関等が連携して取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査へのご協力やご意見・ご提案をいただいた町民の皆様、専門的な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました障害者計画等策定委員会の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

和木町長 米本正明

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画に定める事項	3
第 2 章	障害者の動向と障害福祉サービス等の利用状況	5
1	人口の動向	5
2	障害者の動向	7
3	成果目標の達成状況	11
4	障害福祉サービス等の利用状況	13
5	地域生活支援事業の実施状況	25
第 3 章	障害福祉に関するアンケート調査	30
1	調査の概要	30
2	調査結果の概要	30
第 4 章	計画の課題	48
第 5 章	障害者計画	52
1	計画の理念と目標	52
2	施策の体系	54
3	施策の方針	55
第 6 章	第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画	70
1	計画の基本的な考え方	70
2	重点的な取組の方針	73
3	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 (成果目標)	75
4	障害福祉サービス等の見込量等	79
5	地域生活支援事業の見込量	90
6	サービス見込量確保のための方策	95

第7章	計画の推進方策	96
1	住民意識の醸成.....	96
2	計画の推進体制づくり.....	96
3	計画の進行管理.....	96
資料編		
資料1	計画策定の経緯.....	99
資料2	計画策定委員会設置要綱.....	100
資料3	計画策定委員会委員名簿.....	101
資料4	用語解説.....	102

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

(1) 国の状況

我が国の障害児・者（以下「障害者等」といいます。）数は増加傾向にあり、総人口の約9%（平成23年約6%）を占めています（注-1）。障害者の高齢化も進み、障害者の高齢化率（65歳以上の割合）は、身体障害者（在宅）約73%（平成23年約69%）、知的障害者（在宅）約16%（同約9%）、精神障害者（外来）約35%（同約34%）となっています（注-2）。

また、障害福祉サービス等の利用者数も増加傾向にあり、令和3～4年の1年間の増加率は、全体では約5%、障害児・者別にみると、障害児約10%、障害者約3%と、特に障害児で顕著となっています（注-1）。

こうした背景を踏まえ、障害保健福祉分野においては、障害者や介助者の高齢化、障害の重度化・重症化等への対応、障害児支援の充実、地域生活を支えるための包括的な体制づくりなど、中長期的視点からの継続的、総合的な施策の展開が求められており、国においてはこれまで、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた制度の整備とともに、地域住民の主体的な地域づくりのための仕組みづくり、柔軟なサービスの確保等の取組などが進められてきました。

また、令和4年には障害者総合支援法が改正（令和4年12月公布）され、障害者等の地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上等により、障害者等が地域や職場で生きがい・役割をもち、その人らしく安心して暮らし続けることができる体制の構築を目指すこととしています。

(2) 町の状況

本町においては、障害者数は概ね横ばいで推移していますが、障害者の高齢化率は、身体障害者で約76%と高い状況にあります（注-3）。また、障害福祉サービス等の利用については増加傾向にあるサービスもあり、特に障害児を対象としたサービスで顕著です。

今後も、障害者や介助者の高齢化、障害児のサービス提供体制の構築等の課題に対応するとともに、障害者等の自立した地域生活を支えるため、住まい、福祉、医療、就労・雇用などの多様な分野、地域住民との連携の強化により、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

また、大規模災害の発生や感染症の流行などを踏まえ、このような状況下においても障害福祉サービス等が安定的・継続的に提供されるための体制を構築する必要があります。

(3) 計画策定の趣旨

本計画は、このような背景を踏まえるとともに、計画期間の最終年度を迎えた「和木町障害者計画」（計画期間：平成30～令和5年度）、「和木町第6期障害福祉計画及び第2期障

注-1：「障害福祉分野の最近の動向」（令和5年5月、厚生労働省）、「障害児・者の現状等について」（充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会議資料、平成26年4月、法務省）による。

-2：「令和5年版障害者白書」（令和5年6月、内閣府）による。（障害者の高齢化率は、身体障害者及び知的障害者は平成28年、精神障害者は令和2年の数値）

-3：障害者数は障害者手帳所持者数、高齢化率は身体障害者手帳所持者から算出。

害児福祉計画」(計画期間：令和3～5年度)を改定するもので、障害福祉施策等の計画的な推進を通じて、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とします。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

ア 和木町障害者計画

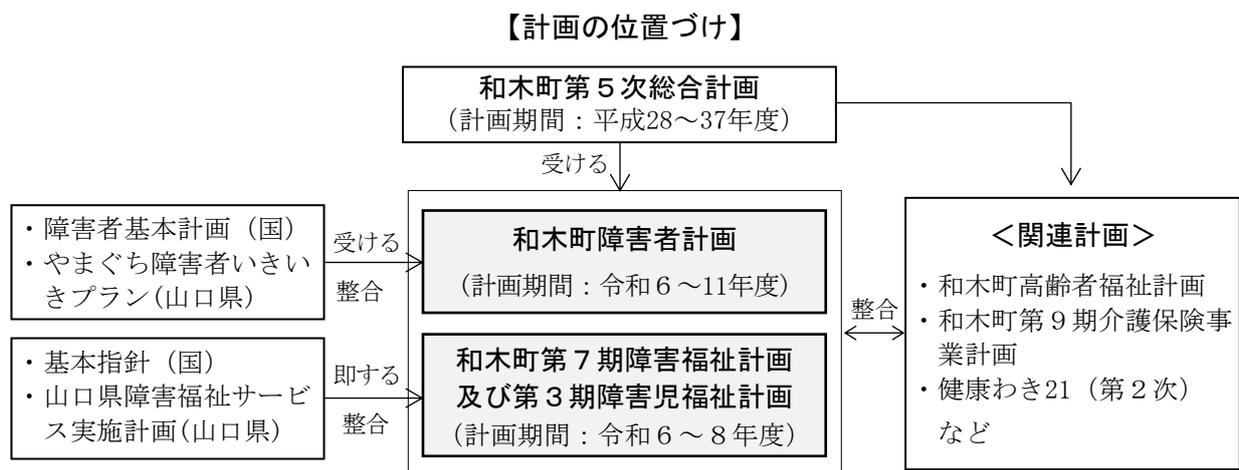
和木町障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」(市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画)として策定します。

計画の策定にあたっては、国の定める障害者基本計画(障害者のための施策に関する基本的な計画)、やまぐち障害者いきいきプラン、和木町地域福祉計画等との整合に配慮しながら見直しを行います。

イ 和木町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

和木町第7期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定される「市町村障害福祉計画」(障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画)として、また、第3期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定される「市町村障害児福祉計画」(障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画)として、両計画を一体のものとして策定します。

計画は、国の定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」といいます。)に即するとともに、山口県障害福祉サービス実施計画(山口県)、和木町障害者計画、和木町第5次総合計画等との整合に配慮しながら策定します。



(2) 計画の圏域

本町は、山口県の定める「障害保健福祉圏域」において、岩国市とともに「岩国障害保健福祉圏域」(以下「岩国圏域」といいます。)に属しており、同圏域における連携に配慮して計画を策定します。

3 計画期間

和木町障害者計画は、令和6～11年度までの6年間の計画として策定します。

また、和木町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、令和6～8年度までの3年間の計画として策定します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画	和木町障害者計画					
障害福祉計画及び 障害児福祉計画	第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画及び 第4期障害児福祉計画		

4 計画に定める事項

(1) 障害者計画

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項において「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、市町村障害者計画を策定しなければならない」とされており、これに基づき策定します。

(2) 障害福祉計画

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第2項及び第3項に基づき、次の事項について定めます。

＜必須事項＞（障害者総合支援法第88条第2項）

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

＜計画に定めるよう努める事項＞（障害者総合支援法第88条第3項）

- ④ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ⑤ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(3) 障害児福祉計画

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第2項及び第3項に基づき、次の事項について定めます。

＜必須事項＞（児童福祉法第33条の20第2項）

- ① 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

＜計画に定めるよう努める事項＞（児童福祉法第33条の20第3項）

- ③ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ④ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項で、「市町村の講ずる措置」として成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本町においては、上記計画と一体的に策定します。

第2章 障害者の動向と障害福祉サービス等の利用状況

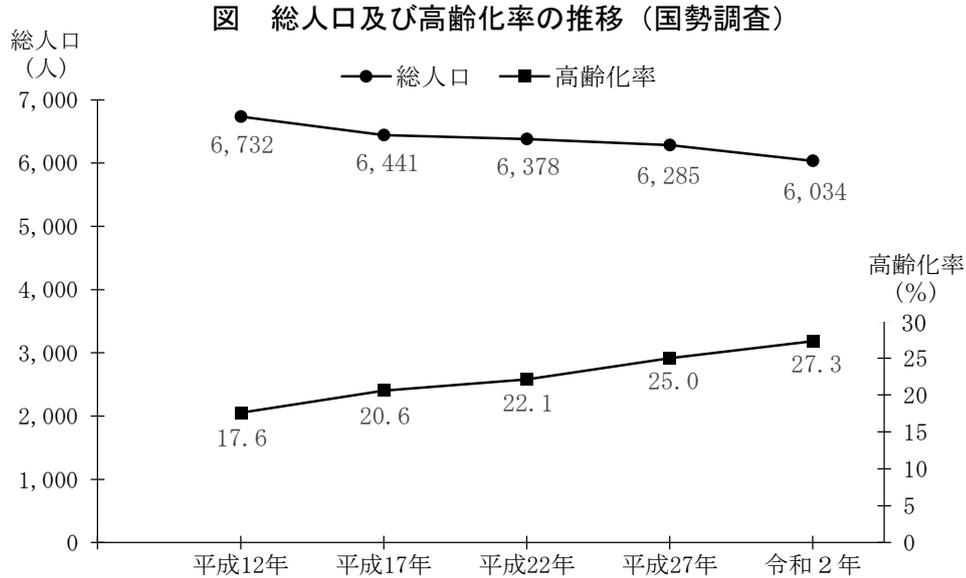
1 人口の動向

(1) 総人口と高齢化率の推移

ア 国勢調査による推移

総人口は減少が続き、令和2年は6,034人となっています。

高齢化率は上昇が続き、令和2年は27.3%となっています。

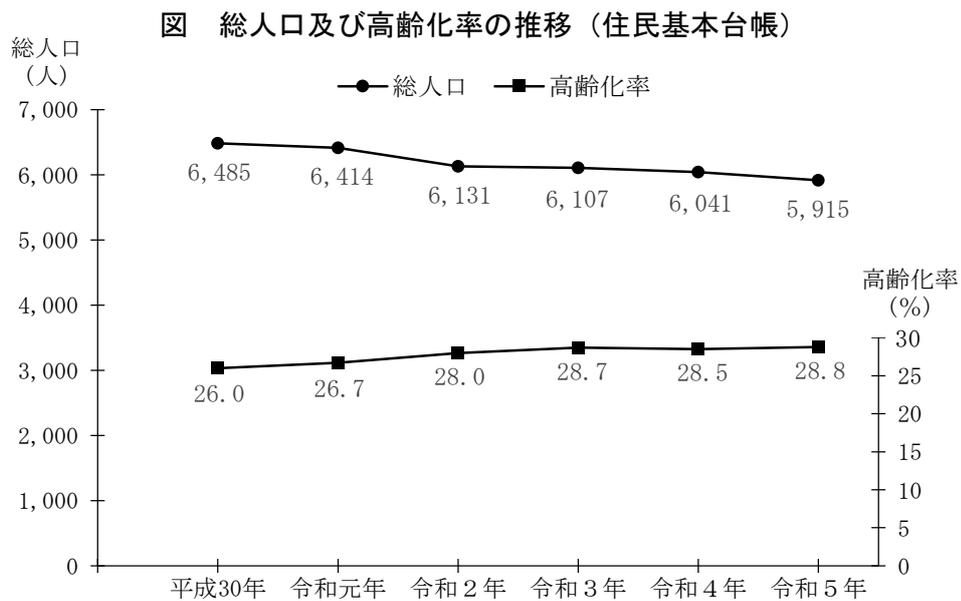


資料：国勢調査

イ 住民基本台帳による推移

住民基本台帳により近年の総人口の推移をみると、令和5年は6千人を下回り 5,915人となっています。

高齢化率は上昇傾向にあり、令和5年は28.8%となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

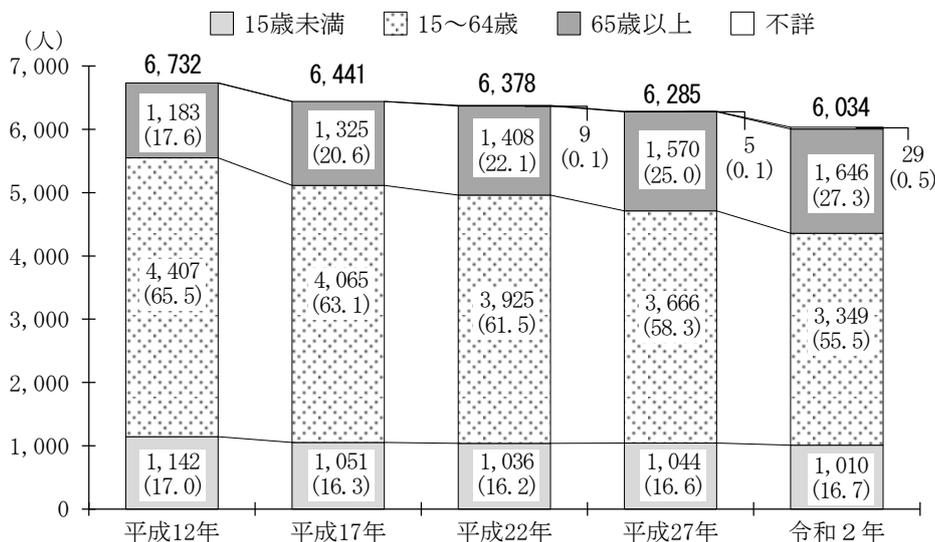
(2) 年齢3区分別人口及び割合

ア 国勢調査による推移

年齢3区分別人口は、15歳未満は概ね横ばいで推移、15～64歳は減少、65歳以上は増加が続いています。

令和2年の年齢3区分別人口割合は、15歳未満が16.7%、15～64歳が55.5%、65歳以上が27.3%となっています。

図 年齢3区分別人口及び割合の推移（国勢調査）



資料：国勢調査

注-1：図中()数値は、割合(%)を示す。(以下同様)

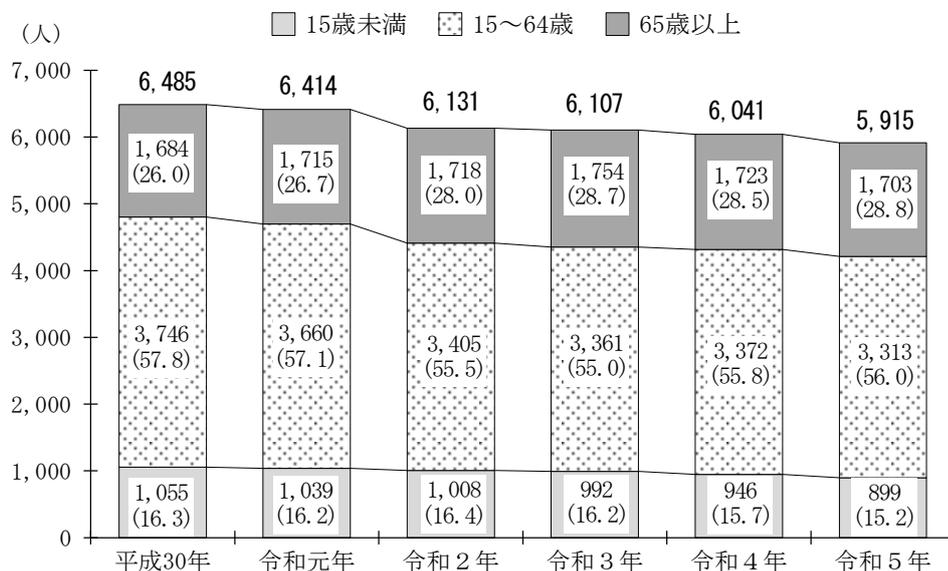
-2：割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない箇所がある。(以下同様)

イ 住民基本台帳による推移

住民基本台帳により近年の年齢3区分別人口をみると、15歳未満、15～64歳は減少傾向、65歳以上は令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年以降減少に転じています。

令和5年の年齢3区分別人口割合は、15歳未満が15.2%、15～64歳が56.0%、65歳以上が28.8%となっています。

図 年齢3区分別人口及び割合の推移（住民基本台帳）



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

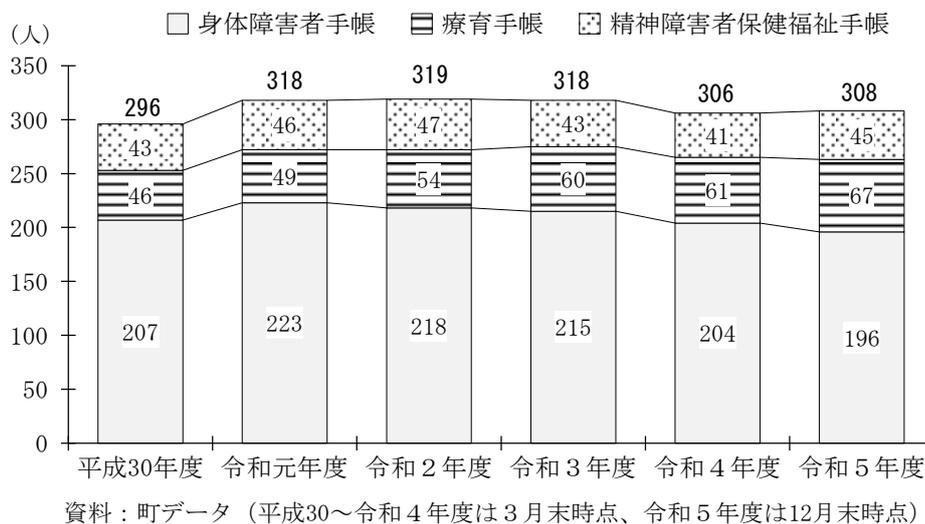
2 障害者の動向

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、300～320人程度で推移しています。

障害別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度までは増加していましたが、令和3年度に減少、その後概ね横ばいで推移しています。

図 障害者手帳所持者数の推移



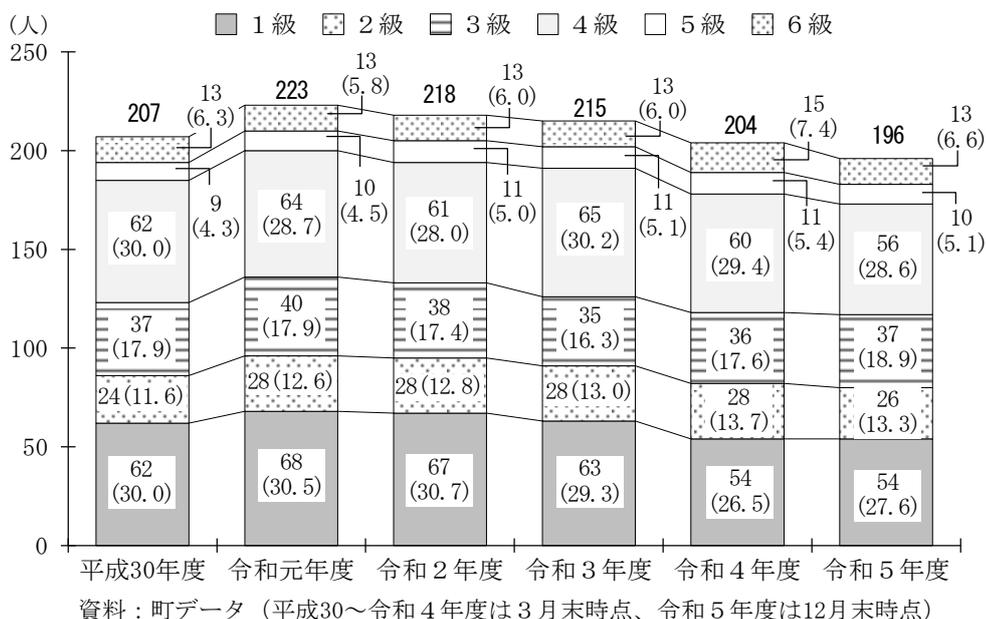
(2) 身体障害者の動向

身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は減少傾向にあり、令和5年度は196人となっています。

等級別障害者数は、1級、4級で減少傾向にあります。

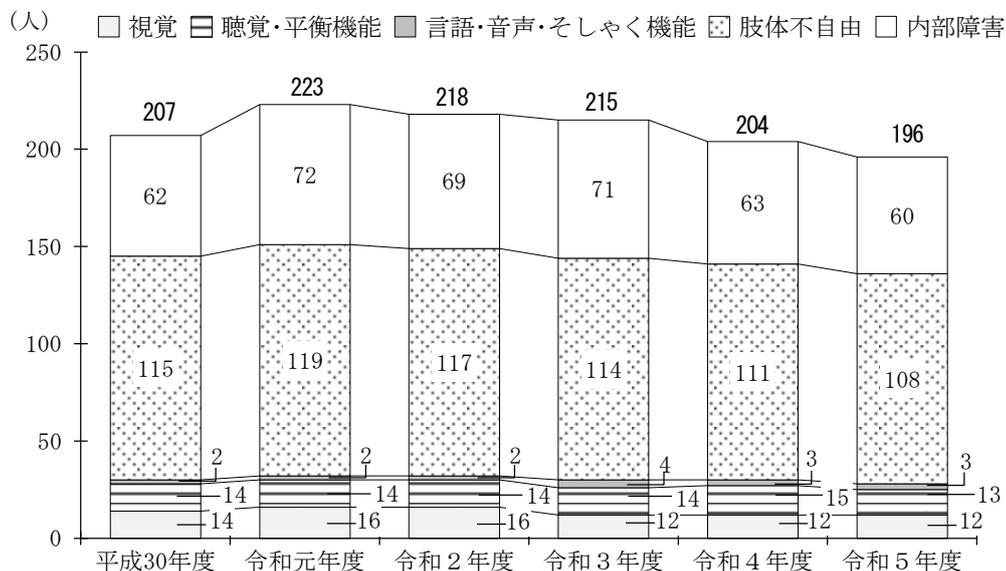
また、令和5年度の等級別割合をみると、4級(28.6%)、1級(27.6%)の割合が高くなっています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移（障害の等級別）



障害の種類別障害者数は、肢体不自由が最も多く、110～120人程度で推移しています。次いで、内部障害が続き、60～70人程度となっています。

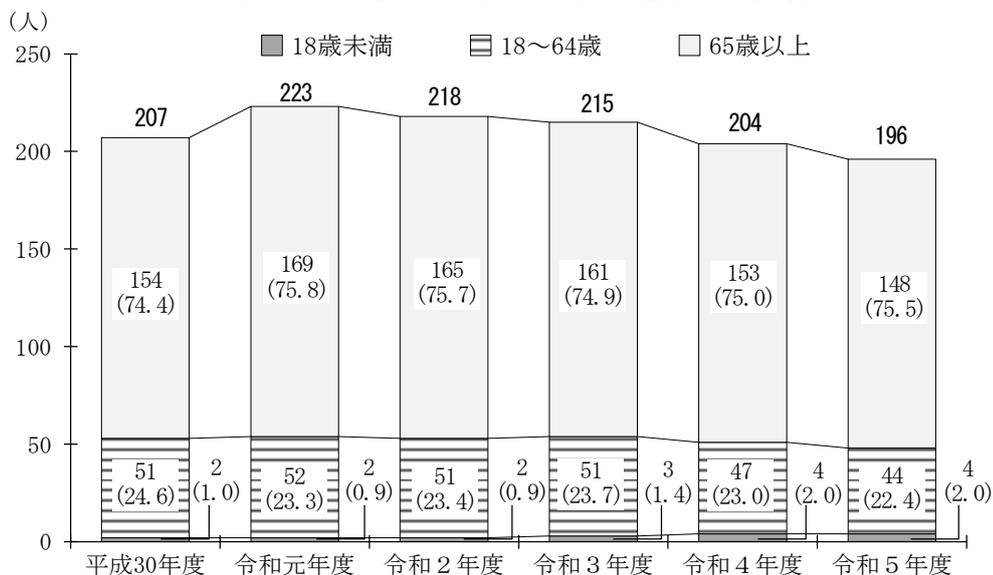
図 身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）



資料：町データ（平成30～令和4年度は3月末時点、令和5年度は12月末時点）

年齢別障害者数は、18歳未満は概ね横ばい、18～64歳、65歳以上は減少傾向にあります。令和5年度の年齢別割合をみると、18歳未満が2.0%、18～64歳が22.4%、65歳以上が75.5%となっており、65歳以上が3/4を占めています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：町データ（平成30～令和4年度は3月末時点、令和5年度は12月末時点）

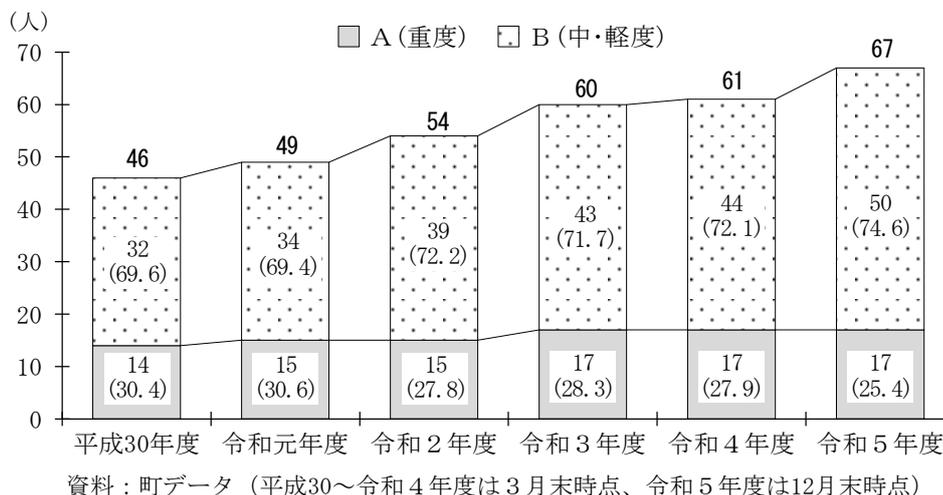
(3) 知的障害者の動向

知的障害者（療育手帳所持者）数は増加傾向にあり、令和5年度は67人となっています。

障害の程度別障害者数は、A（重度）は令和3年度以降概ね横ばいで推移、B（中・軽度）は増加傾向にあります。

また、令和5年度の程度別割合をみると、A（重度）が25.4%、B（中・軽度）が74.6%となっています。

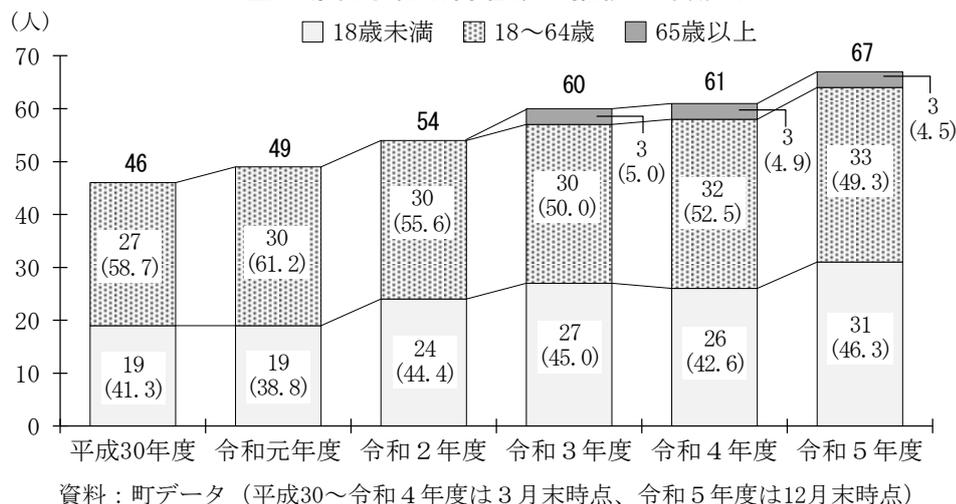
図 療育手帳所持者数の推移（障害の程度別）



年齢別障害者数は、18歳未満が増加傾向、18～64歳、65歳以上は概ね横ばいで推移しています。

また、令和5年度の年齢別割合をみると、18歳未満が46.3%、18～64歳が49.3%、65歳以上が4.5%となっています。

図 療育手帳所持者数の推移（年齢別）



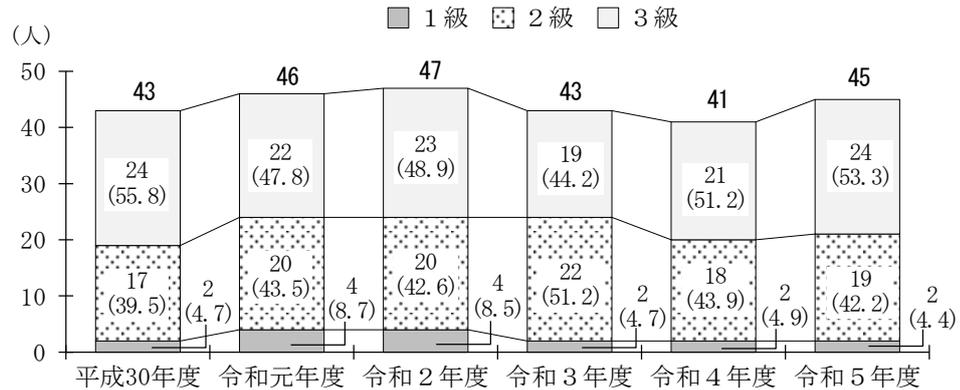
(4) 精神障害者の動向

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、概ね横ばいで推移しており、令和5年度は45人となっています。

等級別障害者数は、2級、3級がそれぞれ20～25人程度、1級は2～4人で推移しています。

令和5年度の等級別割合をみると、障害の程度が最も重い1級が4.4%、2級が42.2%、3級が53.3%となっています。

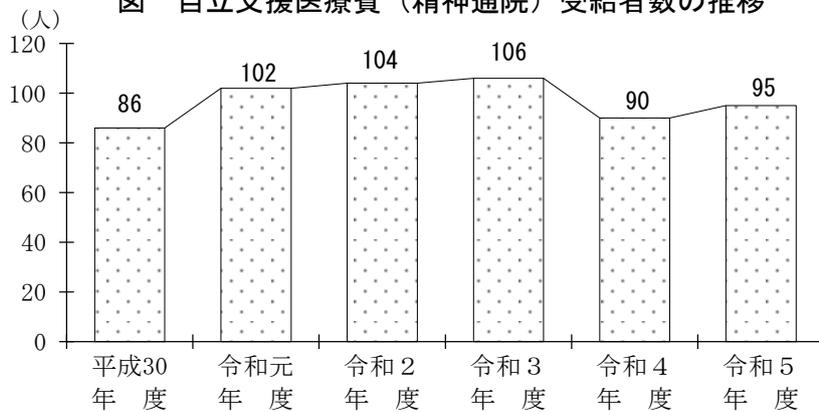
図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害の等級別）



資料：町データ（平成30～令和4年度は3月末時点、令和5年度は12月末時点）

また、自立支援医療費（精神通院）受給者数は、90～100人程度で推移しています。

図 自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移



資料：町データ（平成30～令和4年度は3月末時点、令和5年度は見込）

注：令和2年度以前は住民基本台帳システムから抽出、令和3年度以降は年度中に支給認定を受けた人数

3 成果目標の達成状況

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（以下「6期計画等」といいます。）において設定した成果目標に対する実施・達成状況を整理すると、次のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者数について、令和元年度末入所者数5人から1人削減することを目標と設定、現時点の施設入所者数は4人で、削減者数は1人となり、目標を達成しています。

また、福祉施設入所者の地域生活への移行者数の目標を1人と設定、これまでに1人が地域生活へ移行しており、目標を達成しています。

	目標	実績
福祉施設入所者の削減者数	1人	1人
福祉施設入所から地域生活への移行者数	1人	1人

注：実績は令和5年12月末時点（以下同様）

(2) 地域生活支援拠点等の整備等

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに整備することとしていますが、現時点で未整備であり、地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた検証及び検討についても未実施です。

	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	整備	未整備
地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた検証及び検討	1回/年	未実施

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設利用者の一般就労への移行者数

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の目標を2人と設定（うち就労移行支援事業利用者1人、就労継続支援B型利用者1人）し、これまでに、就労移行支援事業利用者1人が一般就労しています。

	目標	実績
就労移行支援事業等利用者	2人	1人
うち就労移行支援事業利用者	1人	1人
うち就労継続支援A型利用者	-	0人
うち就労継続支援B型利用者	1人	0人

※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）を行う事業

イ 就労定着支援事業の利用者数

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者割合の目標を100%と設定していますが、現時点で利用者はいません。

	目標	実績
一般就労移行者数	2人	1人
うち就労定着事業利用者数	2人	0人
利用割合	100%	-

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについて、岩国圏域内で連携して設置することを目指しており、これまでに岩国市において1か所設置されています。

また、保育所等訪問支援については、岩国圏域における支援体制を継続、強化しながら取り組んでいます。

	目標	実績
児童発達支援センターの設置	設 置	設 置
保育所等訪問支援の体制の構築	体制継続	体制継続

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所のいずれも、岩国圏域内で連携して確保することとしていましたが、現時点で確保されていません。

項 目	目標	実績
児童発達支援事業所の確保	1 か所確保	未確保
放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所継続	未確保

注：「放課後等デイサービス事業所の確保」について状況を精査した結果、現時点で未確保であることから、目標は「継続」であるが、実績は「未確保」とした。

ウ 医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児を支援するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、和木町地域自立支援協議会を協議の場として位置付け、支援を行っています。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターは、1名配置しています。

項 目	目標	実績
関係機関の協議の場の設置	継 続	継 続
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配 置	1名配置

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項 目	目標	実績
相談支援体制の充実・強化等	・相談支援事業所等との連携による総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化	・相談支援事業所等と連携し、総合的・専門的な相談支援体制の充実に取り組んでいる。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目	目標	実績
質を向上させるための取組に係る体制の構築	・県等が実施する研修の周知、参加の促進 ・事業所等との情報共有等	・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に町職員が参加 ・事業所との情報共有

4 障害福祉サービス等の利用状況

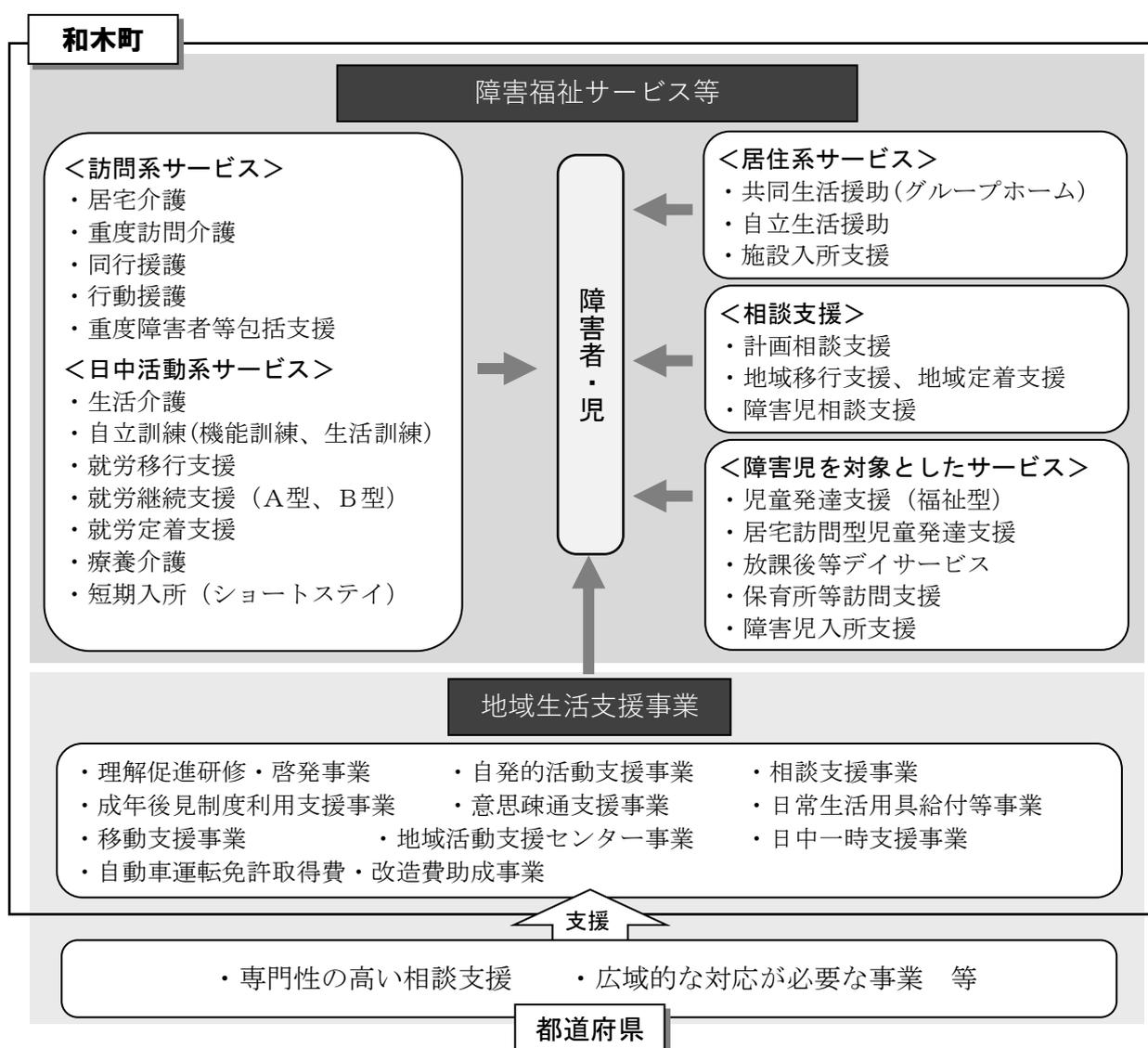
(1) 障害者等に対する福祉サービスの概要

障害者等に対する福祉サービスは、下図のとおりです。

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス等」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

また、障害児に対して、児童福祉法に基づくサービスが提供されます。

■障害者等に対する福祉サービスの体系



注-1：障害児を対象としたサービスは、児童福祉法に基づくものです。

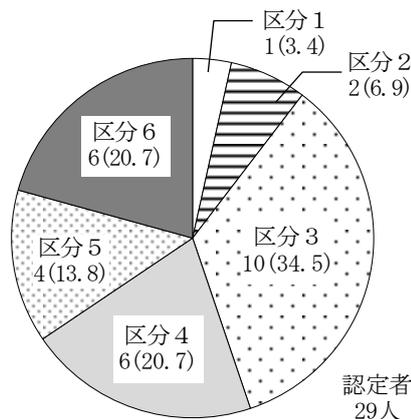
-2：障害者総合支援法による支援としては、上記のほか「自立支援医療」（更生医療、育成医療、精神通院医療）、「補装具」（補装具購入等の費用を支給する制度）があります。

(2) 障害支援区分認定状況

障害支援区分は29人が認定されており、区分3が10人と最も多くなっています。

また、支援の必要性が高い区分6は6人となっています。

図 障害支援区分認定状況



資料：町データ（令和5年12月末）

(3) 障害福祉サービス等の利用状況

現福祉計画における障害福祉サービス等の見込と利用状況は、次のとおりです。

ア 訪問系サービス

(ア) サービスの種類、内容

訪問系サービスの種類、内容は次表のとおりです。

表 訪問系サービスの種類、内容等

種類	サービスの内容等
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護（入浴、排せつ、食事等）、家事（調理、洗濯、掃除等）、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、常に介護が必要な人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護、家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供（代筆、代読等を含む。）、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を行います。
行動援護	常に介護が必要で、行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人に対し、その人が行動するときの危険を回避するための援助や外出時の移動の介護等を、障害の特性を理解したヘルパーが行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも特に介護の必要度が高い場合に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(イ) 見込と利用状況

訪問系サービスの見込と利用状況を整理すると、次表のとおりです。

利用のあったサービスは、居宅介護、同行援護となっています。

表 訪問系サービスの見込と利用状況

種類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と利用状況
居宅介護	利用者数	人/月	見込	2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は見込どおりです。 ・利用時間は見込をやや下回っています。
			実績	2	2	2	
	利用時間	時間/月	見込	14	14	14	
			実績	11	12	12	
重度訪問介護	利用者数	人/月	見込	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・利用はありません。
			実績	0	0	0	
	利用時間	時間/月	見込	0	0	0	
			実績	0	0	0	
同行援護	利用者数	人/月	見込	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数、利用時間とも概ね見込どおりです。
			実績	1	1	1	
	利用時間	時間/月	見込	2	2	2	
			実績	3	3	3	
行動援護	利用者数	人/月	見込	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・利用はありません。
			実績	0	0	0	
	利用時間	時間/月	見込	0	0	0	
			実績	0	0	0	
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	見込	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・利用はありません。
			実績	0	0	0	
	利用時間	時間/月	見込	0	0	0	
			実績	0	0	0	

注：令和3～4年度は3月末、令和5年度は12月末時点（以下同様）。

イ 日中活動系サービス

(7) サービスの種類、内容

日中活動系サービスの種類、内容は次表のとおりです。

表 日中活動系サービスの種類、内容等

種類	サービスの内容等
生活介護	常に介護が必要な人に対して、主に昼間、事業所において、介護（入浴・排せつ・食事等）、家事（調理・洗濯・掃除等）、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動、生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で一定の支援が必要な身体障害のある人、または難病患者に対し、事業所や居宅などにおいて身体機能や生活能力向上のために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障害または精神障害のある人に対し、事業所や居宅などにおいて、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人で、事業所への雇用が可能と見込まれる人に対して、職場体験などの機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、職場探し、就労に関する相談や支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等への就労は困難だが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に対して、事業所において、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 (B型)	就労経験はあるが雇用されることが困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが雇用に結びつかなかった障害のある人に対し、雇用契約はせず、生産活動などの機会の提供、就労の移行へ向けた知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労したが、就労による環境変化により生活リズム、家計の管理や体調など生活面に問題が生じている人に対し、企業・自宅等への訪問や来所により問題を把握するとともに、問題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護が必要な障害のある人に対し、医学的管理の下、介護、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の管理、看護などを行います。このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを合わせて提供するものです。
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気などの理由で介護を行うことができない場合、障害のある人に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。

(イ) 見込と利用状況

日中活動系サービスの見込と利用状況を整理すると、次表のとおりです。

利用者数は、生活介護、就労継続支援（A型）、同（B型）、療養介護などで概ね見込どおり、または見込を上回る利用がありました。

表 日中活動系サービスの見込と利用状況

種類	区分	単位	-	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込と利用状況
生活介護	利用者数	人/月	見込	15	15	16	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は概ね見込どおり、利用日数は下回っています。 ・利用者数は増加傾向、利用日数は横ばいです。
			実績	15	16	17	
	利用日数	人日/月	見込	225	225	240	
			実績	199	201	200	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	見込	0	0	1	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に1人の利用を見込んでいましたが、利用はありません。
			実績	0	0	0	
	利用日数	人日/月	見込	0	0	10	
			実績	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	見込	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3～4年度の利用者数は見込どおり、利用日数は下回っています。
			実績	1	1	0	
	利用日数	人日/月	見込	5	5	5	
			実績	1	2	0	
就労移行支援	利用者数	人/月	見込	2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3～4年度の利用者数、利用日数とも、見込を下回っています。 ・利用日数が減少しています。
			実績	1	1	0	
	利用日数	人日/月	見込	30	30	30	
			実績	18	3	0	
就労継続支援 (A型)	利用者数	人/月	見込	2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は概ね見込どおり、利用日数は、令和3年度は見込を上回り、同4年度以降は見込を下回っています。 ・利用者数は横ばい、利用日数は減少しています。
			実績	3	2	2	
	利用日数	人日/月	見込	44	44	44	
			実績	59	42	35	
就労継続支援 (B型)	利用者数	人/月	見込	11	12	12	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は概ね見込どおり、利用日数は、令和4年度を除き見込を上回っています。 ・利用者数、利用日数ともに増加傾向にあります。
			実績	12	12	14	
	利用日数	人日/月	見込	198	216	216	
			実績	207	195	240	
就労定着支援	利用者数	人/月	見込	2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・2人を見込んでいましたが、利用はありません。
			実績	0	0	0	
療養介護	利用者数	人/月	見込	4	4	4	<ul style="list-style-type: none"> ・見込どおりです。 ・横ばいで推移しています。
			実績	4	4	5	
短期入所 (ショートステイ)	利用者数	人/月	見込	2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は概ね見込どおり、利用日数は下回っています。 ・いずれも概ね横ばいで推移しています。
			実績	2	1	2	
	利用日数	人日/月	見込	18	18	18	
			実績	8	2	5	

ウ 居住系サービス

(7) サービスの種類、内容

居住系サービスの種類、内容は次表のとおりです。

表 居住系サービスの種類、内容等

種類	サービスの内容等
共同生活援助 (GH)	身体、知的または精神障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等での生活から、ひとり暮らしへの移行を希望する人に対し、一定期間、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や関係機関等との連絡調整を行うほか、相談などに電話やメール等で随時対応します。
施設入所支援	施設に入所する生活介護、自立訓練または就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて、主に夜間において、介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

(イ) 見込と利用状況

居住系サービスの見込と利用状況を整理すると、次表のとおりです。

共同生活援助（グループホーム）は見込を下回り、施設入所支援は概ね見込どおりです。

自立生活援助は、利用がありません。

表 居住系サービスの見込と利用状況

種類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と利用状況
共同生活援助 (GH)	利用者数	人/月	見込	10	11	11	・見込を下回っています。 ・令和5年度に減少しています。
			実績	9	9	7	
自立生活援助	利用者数	人/月	見込	0	0	0	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
施設入所支援	利用者数	人/月	見込	5	5	4	・概ね見込どおりです。 ・横ばいで推移しています。
			実績	4	4	4	

エ 相談支援

(7) サービスの種類、内容

相談支援の種類、内容は次表のとおりです。

表 相談支援の種類、内容等

種類	サービスの内容等
計画相談支援	障害のある人が、適切に障害福祉サービスを利用できるよう、サービス利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など、地域生活に移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	地域生活を継続するため、緊急時等の支援が必要な単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた時に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

(イ) 見込と利用状況

相談支援の見込と利用状況を整理すると、次表のとおりです。

計画相談支援は見込を下回り、その他の相談支援は利用がありません。

表 相談支援の見込と利用状況

種類	区分	単位	-	令和3	令和4	令和5	見込と利用状況
				年度	年度	年度	
計画相談支援	利用者数	人/月	見込	14	14	15	・見込を下回っています。 ・横ばいで推移しています。
			実績	7	7	7	
地域移行支援	利用者数	人/月	見込	0	0	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
地域定着支援	利用者数	人/月	見込	0	0	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	

(4) 障害児を対象としたサービス（児童福祉法に基づくサービス）

ア サービスの種類、内容

障害児を対象としたサービスの種類、内容は表のとおりです。

表 障害児を対象としたサービスの種類、内容等

種類	サービスの内容等
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
児童発達支援（福祉型）	通所施設を利用または居宅で生活している未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などを行うとともに、その家族に対する支援を行います。
児童発達支援（医療型）	上肢、下肢または体幹の機能に障害のある未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休みなどに、児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

イ 見込と利用状況

(7) 相談支援

障害児相談支援の見込と利用状況を整理すると、次表のとおりです。

利用者数は見込を上回り、横ばいで推移しています。

表 相談支援の見込と利用状況

種類	区分	単位	-	令和3	令和4	令和5	見込と利用状況
				年度	年度	年度	
障害児相談支援	利用者数	人/月	見込	5	6	6	・見込を上回っています。 ・横ばいで推移しています。
			実績	7	7	7	

(イ) 障害児通所支援

障害児通所支援の見込と利用状況を整理すると、次表のとおりです。

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援で見込を上回る利用があり、利用者数、利用日数とも増加傾向にあります。

児童発達支援（医療型）、居宅訪問型児童発達支援は、利用がありません。

表 障害児通所支援の見込と利用状況

種類	区分	単位	-	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込と利用状況
児童発達支援 (福祉型)	利用者数	人/月	見込	10	11	11	・利用者数は、令和4年度までは見込を上回り、利用日数は見込を下回っています。 ・いずれも、令和5年度に減少しています。
			実績	14	16	10	
	利用日数	人日/月	見込	150	165	165	
			実績	129	133	87	
児童発達支援 (医療型)	利用者数	人/月	見込	0	0	0	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
	利用日数	人日/月	見込	0	0	0	
			実績	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人/月	見込	0	0	0	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
	利用日数	人日/月	見込	0	0	0	
			実績	0	0	0	
放課後等デイサービス	利用者数	人/月	見込	16	18	19	・利用者数、利用日数ともに見込を上回っています。 ・いずれも増加傾向にあります。
			実績	22	26	29	
	利用日数	人日/月	見込	144	162	171	
			実績	283	334	405	
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	見込	1	1	1	・利用者数、利用日数ともに見込を上回っています。 ・いずれも増加傾向にあります。
			実績	2	3	5	
	利用日数	人日/月	見込	1	1	1	
			実績	2	3	5	

(ウ) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、岩国圏域内で連携し、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を進めることとし、現在、1名配置しています。

表 医療的ケア児コーディネーターの配置見込と実績

種類	区分	単位	-	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込と実績
コーディネーターの配置	配置人数	人	見込	0	0	1	・1名を配置しています。
			実績	1	1	1	

(5) その他の活動指標に係る実施状況

ア 子ども・子育て支援施策

(7) 子ども・子育て支援施策の種類、内容

本町において実施している子ども・子育て支援施策の種類、内容は次のとおりです。

表 本町において実施している子ども・子育て支援施策の種類、内容

種類	内容
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持った施設で、地域における子育て支援も行います。
一時預かり事業	保護者の就労や求職活動、病気やけががその他の事情により一時的に家庭での保育が困難になった場合に、保育が必要となる児童を対象として、一時的にこども園で保育を行います。
病児・病後児保育事業	病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）について、看護師・保育士などの専門職のいる保育室で保育を行います。
放課後児童クラブ	仕事などで日中保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後及び長期休暇等に児童クラブにおいて預かり、遊びや生活の場を提供します。
放課後子ども教室	地域住民などと連携し、学校の校庭や教室、社会教育施設等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。
子育て支援短期利用事業（ショートステイ）	疾病、出産、看護、事故、災害等の理由で一時的に家庭での養育が困難になった時、児童養護施設等において、一時的に養育を行います。

(イ) 見込と利用状況

認定こども園、放課後児童クラブについて、障害児受入人数の見込と利用状況を整理すると、次表のとおりです。

認定こども園、放課後児童クラブとも、見込を上回る受け入れが進んでいます。

表 子ども・子育て支援施策の見込と利用状況（障害児受入人数）

種類	区分	単位	-	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込と利用状況
				見込	実績	見込	
認定こども園	人数	人	見込	10	10	10	・見込を上回っています。 ・増加傾向にあります。
			実績	20	27	33	
放課後児童クラブ	人数	人	見込	0	0	0	・見込を上回っています。
			実績	5	6	5	

イ 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援に係る取組事項について、見込と実施状況を整理すると次表のとおりです。

発達障害者等に対する支援については、岩国圏域における事業として、令和4年度より発達障害児者地域支援体制強化事業を開始し、支援プログラム等を実施していますが、本町からの参加者はいない状況にあります。

表 発達障害者等に対する支援等に係る見込と実施状況

種 類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と実施状況
支援プログラム等の 受講	受講 者数	人	見込	0	0	1	・発達障害者等に対する支援に ついて、岩国圏域において取 組を進めていますが、本町か らの参加者はいない状況で す。
			実績	0	0	0	
ペアレントメンター	人数	人	見込	0	0	1	
			実績	0	0	0	
ピアサポートの活動 への参加	参加 人数	人	見込	0	0	5	
			実績	0	0	0	

注：支援プログラム等は、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等

※ペアレントプログラム：子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムのこと。

※ペアレントトレーニング：保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチのひとつ。

※ペアレントメンター：メンターとは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障害の子どもを育てた保護者がその育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して、グループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動する。

※ピアサポート：同じような立場にある仲間同士（ピア）の支え合い。

ウ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(ア) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置に係る取組事項について、見込と実施状況を整理すると次表のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、協議を行うことができませんでした。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場に係る見込と実施状況

種 類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と実施状況
協議の場の開催	開催 回数	回/年	見込	1	1	1	・新型コロナウイルス感染症の 影響により書面開催としたた め、協議を行うことができま せんでした。
			実績	0	0	0	
協議の場への関係者 の参加	参加 者数	人/年	見込	9	9	9	
			実績	0	0	0	
協議の場における目 標設定及び評価	実施 回数	回/年	見込	1	1	1	
			実績	0	0	0	

(イ) 精神障害者の障害福祉サービスの利用の促進

精神障害者の障害福祉サービスの利用者数について、見込と利用状況を整理すると次表のとおりです。

共同生活援助は、概ね見込どおりの利用がありましたが、その他のサービスについては利用はありません。

表 精神障害者の障害福祉サービス種別の利用者数の見込と利用状況

種 類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と利用状況
精神障害者の地域 移行支援	利用者	人/月	見込	0	0	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
精神障害者の共同 生活援助	利用者	人/月	見込	4	4	3	・概ね見込どおりです。
			実績	4	4	4	
精神障害者の地域 定着支援	利用者	人/月	見込	0	0	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
精神障害者の自立 生活援助	利用者	人/月	見込	0	0	0	・利用はありません。
			実績	0	0	0	

エ 相談支援体制の充実・強化

地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について、見込と実施状況を整理すると次表のとおりです。

表 相談支援体制の充実・強化に向けた取組に係る見込と実施状況

種 類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と実施状況
障害種別やニーズに対応 できる総合的・専門的な 相談支援の実施	-	実施 有無	見込	有	有	有	・三障害に対応可能な相談支 援事業所と連携して、総合 的・専門的な相談支援を行 っています。
			実績	有	有	有	
相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指 導・助言	助言 等件 数	件/年	見込	0	0	0	・町内に相談支援事業所がな く未実施です。
			実績	0	0	0	
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援	支援 件数	件/年	見込	0	0	0	
			実績	0	0	0	
地域の相談支援機関との 連携強化の取組の実施	実施 回数	回/年	見込	1	1	1	・各年度1回を見込んでいま したが、未実施です。
			実績	0	0	0	

オ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組について、見込と実施状況を整理すると次表のとおりです。

表 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る見込と実施状況

種 類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と実施状況
県が実施する障害福祉サ ービス等に係る研修等へ の町職員の参加	参加 人数	人/年	見込	2	2	2	・各年度2人の参加を見込ん でいましたが、下回ってい ます。
			実績	0	1	1	
障害者自立支援審査支払 等システムによる審査結 果の共有（事業所や関係 自治体等との共有）	体制 有無	-	見込	有	有	有	・体制構築にいたっていま せん。
			実績	無	無	無	
	実施 回数	回/年	見込	2	2	2	・各年度2回を見込んでいま したが、未実施です。
			実績	0	0	0	

5 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、利用者の状況等に応じて、町が実施するものです。

6期計画等における地域生活支援事業の見込と実施状況を整理すると、次のとおりです。

(1) 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者に対する理解を深めるための事業です。

本町においては、令和4年度に、岩国市自立支援協議会の実施する啓発イベント（岩国圏域として本町も対象）の開催周知、障害に関する広報活動等を行っており、令和5年度も実施する予定です。

表 理解促進研修・啓発事業の見込と実施状況（年間）

種 類	-	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込と実施状況
理解促進研修・啓発事業	見込	実施	実施	実施	・啓発イベントの開催周知、障害に関する情報提供等を行っています。
	実績	未実施	実施	実施予定	

注：令和5年度は見込み（以下同様）。

イ 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するものです。（本町では、6期計画等策定時において未実施）

見込と実施状況を整理すると、次のとおりです。

表 自発的活動支援事業の見込と実施状況（年間）

種 類	-	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込と実施状況
自発的活動支援事業	見込	検討	検討	検討	・各年度とも未実施です。
	実績	未実施	未実施	未実施	

ウ 相談支援事業

(7) 事業の種類、内容

相談支援事業の種類、内容は次表のとおりです。

表 相談支援事業の種類、内容等

種類	事業の内容
障害者相談支援事業	障害者(児)やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な知的障害または精神障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

(イ) 見込と実施状況

相談支援事業の見込と実施状況を整理すると、次のとおりです。

表 相談支援事業の見込と実施状況（年間）

種 類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と実施状況
障害者相談支援事業	実施 か所	か所	見込	3	3	3	・3か所で実施しています。
			実績	3	3	3	
住宅入居等支援事業	利用者	人	見込	1	1	1	・各年度1人の利用を見込んでい ましたが、利用はありません。
			実績	0	0	0	

エ 成年後見制度利用支援事業

(7) 事業の種類、内容

成年後見制度利用支援事業の種類、内容は次表のとおりです。

表 成年後見制度利用支援事業の種類、内容等

種類	事業の内容
成年後見制度利用 促進事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用を促進し、障害者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備及び活動を支援します。

(イ) 見込と実施状況

成年後見制度利用支援事業の見込と実施状況を整理すると、次のとおりです。

表 成年後見制度利用支援事業の見込と実施状況（年間）

種 類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と実施状況
成年後見制度利用 促進事業	利用者	人	見込	1	1	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
成年後見制度法人 後見支援事業	研修会	回	見込	検討	検討	検討	・各年度とも未実施です。
			実績	未実施	未実施	未実施	

オ 意思疎通支援事業

(7) 事業の種類、内容

意思疎通支援事業の種類、内容は次表のとおりです。

表 意思疎通支援事業の種類、内容等（再掲）

種類	事業の内容
手話通訳者派遣事 業	聴覚障害者等の外出時など手話通訳が必要な場合に、手話通訳者の派遣を行います。
手話奉仕員養成研 修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、聴覚障害者等への広報活動などを行うため、手話奉仕員の養成研修を行います。
要約筆記奉仕員派 遣事業	聴覚障害者等の社会参加、コミュニケーションの円滑化等を図るため、要約筆記奉仕員の派遣を行います。

(イ) 見込と実施状況

意思疎通支援事業の見込と実施状況を整理すると、次のとおりです。

表 意思疎通支援事業の見込と実施状況（年間）

種 類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と実施状況
手話通訳者派遣事業	実利用者	人	見込	1	1	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
手話奉仕員養成研修事業	修了者	人	見込	1	1	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
要約筆記奉仕員派遣事業	利用者	人	見込	1	1	1	・令和5年度に1人の利用がありました。
			実績	0	0	1	

カ 日常生活用具給付等事業

(ア) 事業の種類等

日常生活用具給付等事業の種類等は次表のとおりです。

表 日常生活用具給付等事業の種類等

種類	品目（例示）
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト 等
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具、火災警報機 等
在宅療養等支援用具	吸引器、電気式たん吸引器、盲人用体温計 等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器、福祉電話 等
排せつ管理支援用具	紙おむつ等、ストーマ装具 等
居宅生活動作補助用具	住宅改修費

(イ) 見込と実施状況

日常生活用具給付等事業の見込と実施状況を整理すると、次のとおりです。

表 日常生活用具給付等事業の見込と実施状況（年間）

種 類	区分	単位	-	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	見込と実施状況
介護・訓練支援用具	給付数	件	見込	1	1	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
自立生活支援用具	給付数	件	見込	1	1	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	
在宅療養等支援用具	給付数	件	見込	1	1	1	・令和4年度まで概ね見込どおり、令和5年度は利用がありません。
			実績	2	2	0	
情報・意思疎通支援用具	給付数	件	見込	1	1	1	・令和4年度に2件給付しています
			実績	0	2	0	
排せつ管理支援用具	給付数	件	見込	90	90	90	・見込を上回っています。
			実績	96	108	93	
居宅生活動作補助用具	給付数	件	見込	1	1	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	

キ 移動支援事業

(7) 事業の内容

移動支援事業（個別移動支援）の内容は、次表のとおりです。

表 移動支援事業（個別移動支援）の内容

種類	事業の内容
移動支援事業 （個別移動支援）	屋外での移動に困難がある障害者等に対し、ホームヘルパーを派遣し、外出時の介護や、移動のための支援を行うものです。

(イ) 見込と実施状況

移動支援事業（個別移動支援）の見込と実施状況を整理すると、次表のとおりです。

表 移動支援事業（個別移動支援）の見込と実施状況（年間）

種類	区分	単位	-	令和3	令和4	令和5	見込と実施状況
				年度	年度	年度	
移動支援事業 （個別移動支援）	実施箇所数	か所	見込	2	2	2	・2か所で実施しています。
			実績	2	2	2	
	利用者数	人/月	見込	2	2	2	・見込どおり、2人が利用しています。
			実績	2	2	2	
	時間数	時間/月	見込	20	20	20	・見込を下回っています。
			実績	13	16	14	

ク 地域活動支援センター事業

(7) 事業の内容

地域活動支援センター事業の内容は、次表のとおりです。

表 地域活動支援センター事業の内容

種類	事業の内容
地域活動支援センター事業	社会との交流の促進等を図るため、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うものです。

(イ) 見込と実施状況

地域活動支援センター事業の見込と実施状況を整理すると、次のとおりです。

表 地域活動支援センター事業の見込と実施状況（年間）

種類	区分	単位	-	令和3	令和4	令和5	見込と実施状況
				年度	年度	年度	
地域活動支援センター事業	実施箇所数	か所	見込	2	2	2	・2か所で実施しています。
			実績	2	2	2	
	実利用者	人	見込	7	7	7	・見込を下回っています。
			実績	2	2	2	

(2) 任意事業

ア 日中一時支援事業

(7) 事業の内容

日中一時支援事業の内容は、次表のとおりです。

表 日中一時支援事業の内容

種類	事業の内容
日中一時支援事業	障害者(児)を自宅で介護する人が病気などの理由により、日中に介護することができなくなったとき、障害福祉サービス事業所などで一時的に預かり、見守り等のサービスを提供するものです。

(4) 見込と実施状況

日中一時支援事業の見込と実施状況を整理すると、次のとおりです。

表 日中一時支援事業の見込と実施状況（年間）

種類	区分	単位	-	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込と実施状況
日中一時支援事業	実施箇所数	か所	見込	3	3	3	・3か所を見込んでいましたが、2か所で実施しています。
			実績	2	2	2	
	延べ利用者数	人	見込	1	1	1	・見込を上回っています。
			実績	12	9	12	

イ 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

(7) 事業の内容

自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業の内容は、次表のとおりです。

表 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業の内容

種類	事業の内容
自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業	障害者に対し、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。

(4) 見込と実施状況

自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業の見込と実施状況を整理すると、次のとおりです。

表 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業の見込と実施状況（年間）

種類	区分	単位	-	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込と実施状況
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	受給者数	人	見込	1	1	1	・利用はありません。
			実績	0	0	0	

第3章 障害福祉に関するアンケート調査

障害福祉サービス等に係る現状と今後のニーズを把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、障害者等に対して「障害福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」といいます。）を実施しました。

1 調査の概要

調査の概要は、次のとおりです。

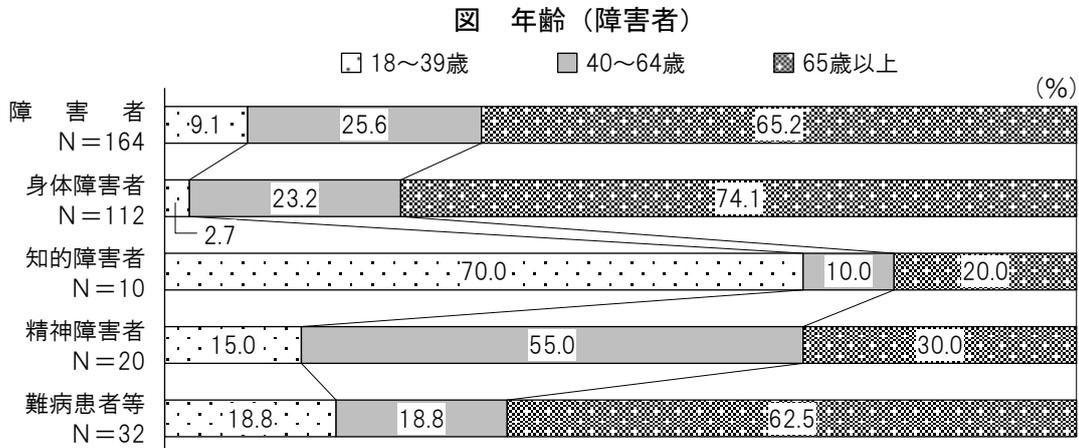
主な調査内容	・障害の状況、介助の状況、日中の過ごし方、相談、地域における生活について ・障害福祉サービス等の利用状況・利用意向 ・災害時の避難について、地域で暮らすために必要な支援 など
調査対象者	・町内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証の所有者 ・通所受給者証を所有する児童
調査方法	・調査票の戸別配布・郵送回収
調査期間	・令和5年8月24日～9月11日
有効回収率	・配布数 324件、有効回収数 186件、有効回収率57.4%

2 調査結果の概要

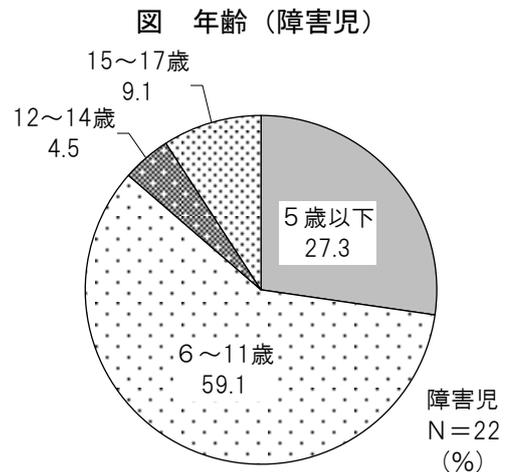
(1) 回答者の属性

ア 年齢

障害者の年齢別割合は、「65歳以上」が65.2%で、6割以上を占めています。「18～39歳」は9.1%、「40～64歳」は25.6%となっています。



障害児は、「6～11歳」が59.1%で最も高く、次いで「5歳以下」が27.3%、「15～17歳」が9.1%、「12～14歳」が4.5%の順となっています。



注-1：Nは有効回答者数、図中数値は割合を示す。

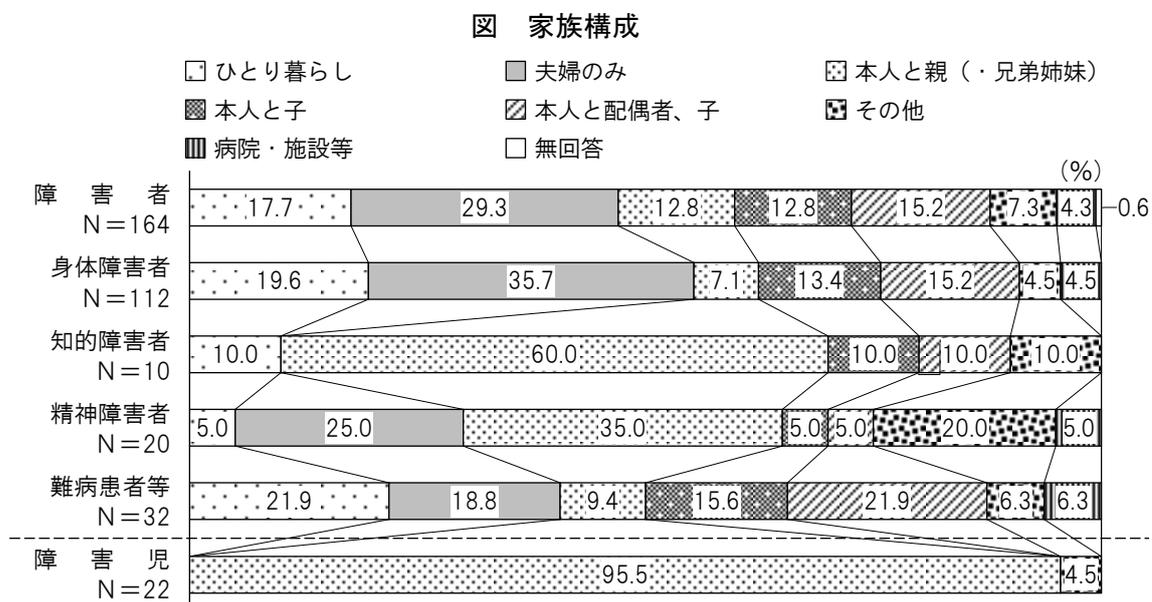
-2：割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない箇所がある。

-3：手帳を複数持っている場合は、それぞれの障害で集計したため、全体件数と障害種別合計は合わない。

イ 家族構成

家族構成別割合は、障害者では「夫婦のみ」が29.3%で最も高く、次いで「ひとり暮らし」が17.7%、「本人と配偶者、子」が15.2%の順となっています。

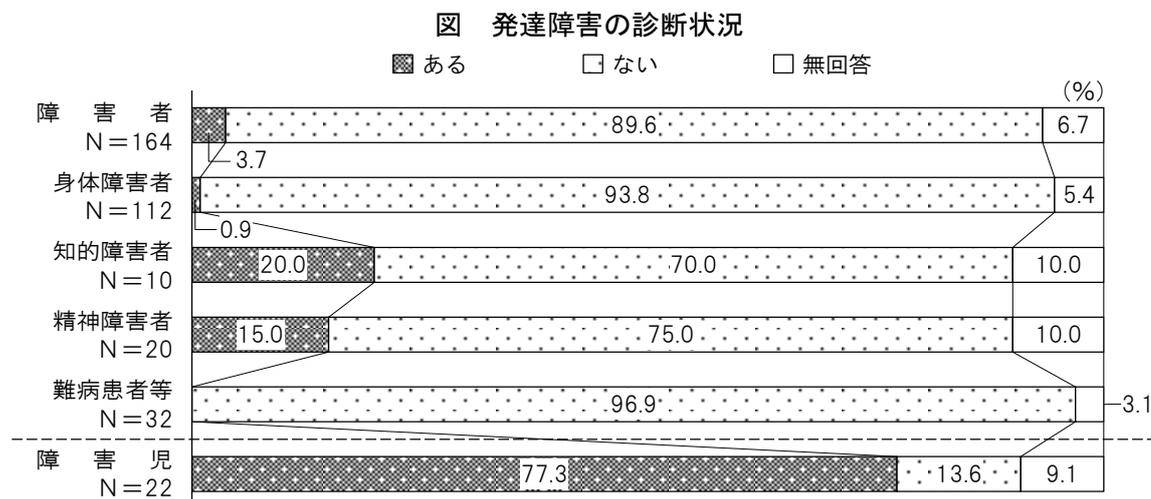
障害児では、「本人と親（・兄弟姉妹）」が95.5%と、ほとんどを占めています。



ウ 障害等の状況

(7) 発達障害の診断状況

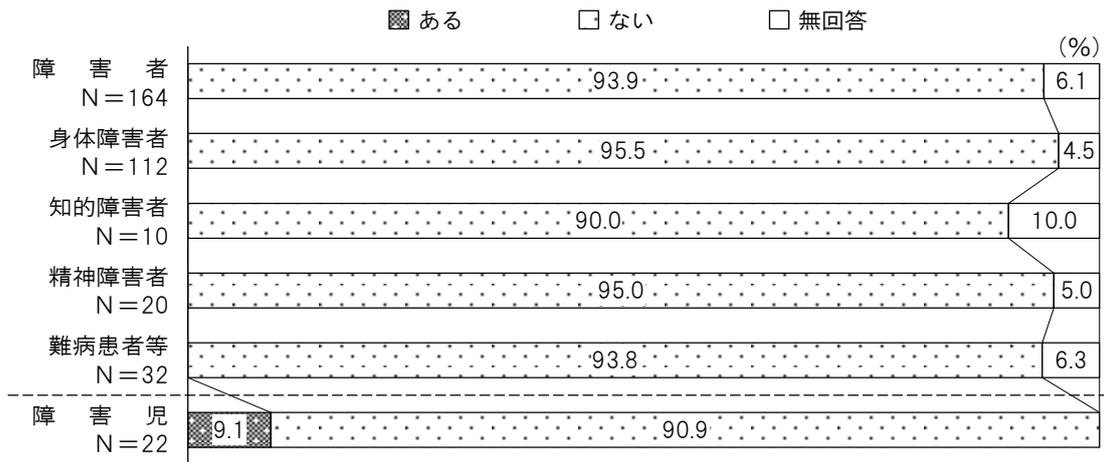
発達障害として診断されたことが「ある」と答えた人の割合は、障害者は 3.7%、障害児は77.3%で、障害児で高くなっています。



(イ) 強度行動障害の診断状況

強度行動障害と言われたことが「ある」人は、障害者ではおらず、障害児では 9.1%となっています。

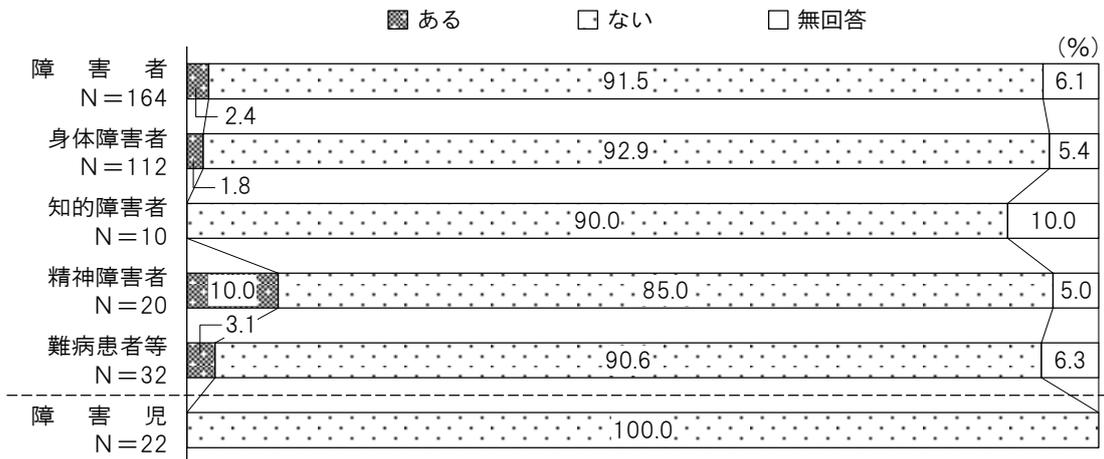
図 強度行動障害の診断状況



(7) 高次脳機能障害の診断

高次脳機能障害として診断されたことが「ある」と答えた人の割合は、障害者では 2.4 %、障害児はいません。

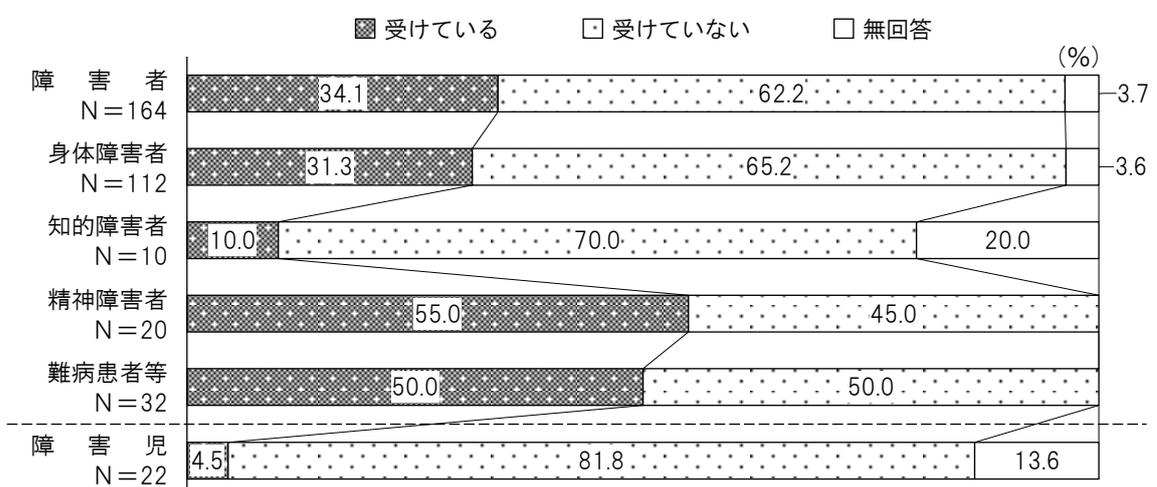
図 高次脳機能障害の診断状況



(I) 医療的ケアの状況

現在医療的ケアを「受けている」と答えた人の割合は、障害者は34.1%、障害児は 4.5 %となっています。

図 医療的ケアの状況



(2) 介助者の状況

ア 介助者との関係

「介助を受けている、または必要な人」の割合（100%から「介助は必要ない」、「無回答」を減じて算出）は、障害者では51.3%、障害児では91.0%となっています。

要介助者と介助者との関係は、障害者では「配偶者またはパートナー」の割合が22.6%で最も高く、次いで「子ども(子どもの配偶者含む)」が17.7%となっています。

障害児では、「父親・母親」が90.9%と高くなっています。

図 介助者との関係（複数回答、回答数無制限）



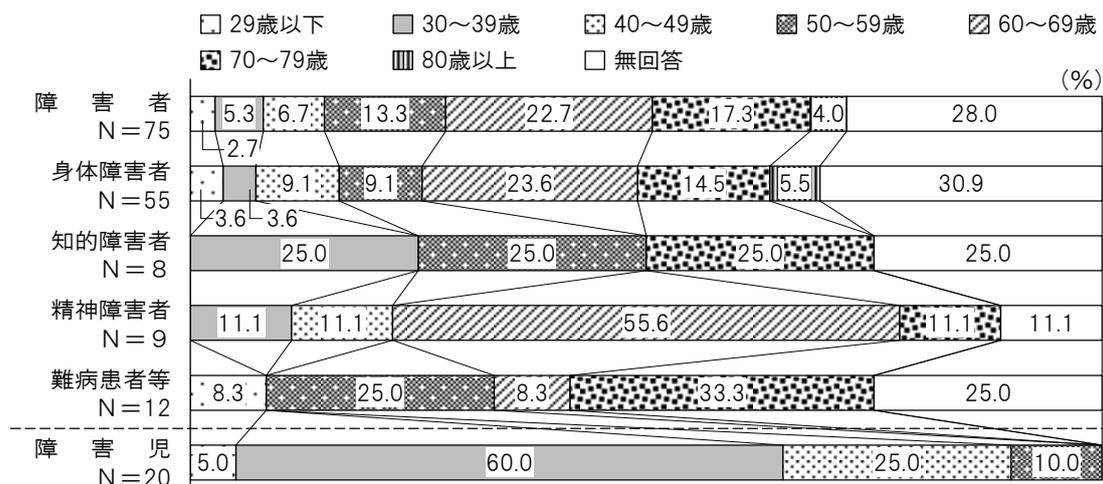
イ 主な介助者の状況

(7) 年齢

主な介助者の年齢別割合は、障害者では「60～69歳」が22.7%で最も高く、次いで「70～79歳」が17.3%で、60歳以上は合わせて44.0%となっています。

障害児では、「30～39歳」が60.0%で最も高くなっています。

図 主な介助者の年齢

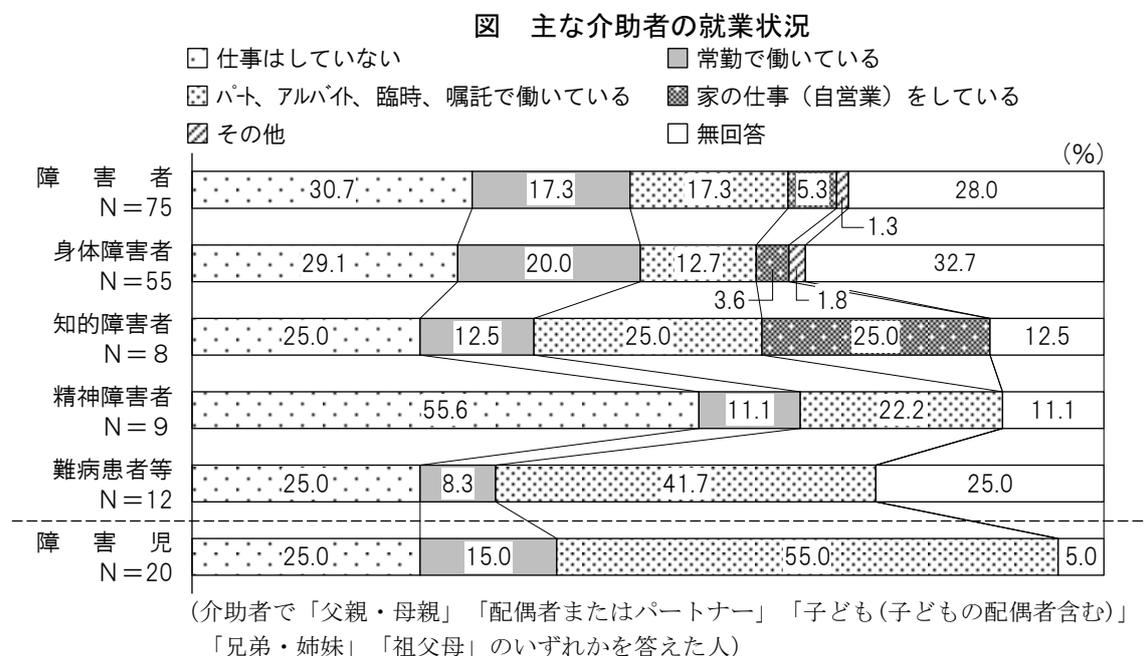


(介助者で「父親・母親」「配偶者またはパートナー」「子ども(子どもの配偶者含む)」「兄弟・姉妹」「祖父母」のいずれかを答えた人)

(イ) 就業状況

主な介助者の就業状況は、障害者では「仕事はしていない」の割合が30.7%、何らかの仕事をしている人（「常勤で働いている」～「家の仕事(自営業)をしている」の合計）は39.9%となっています。

障害児では、「仕事はしていない」が25.0%、何らかの仕事をしている人は70.0%となっています。



(3) 住まいや暮らしについて

ア 今後3年以内に希望する暮らし方

(ア) 一緒に暮らしたい人

一緒に暮らしたいと思う人は、「今と同じように暮らしたい」が、障害者では89.0%、障害児は全員となっています。

表 現在の家族構成と今後一緒に暮らしたい人の関係

現在の家族構成		今後一緒に暮らしたい人	全体	今と同じように暮らしたい	一人で暮らしたい	配偶者またはパートナー	兄弟・姉妹	子ども(配偶者含む)	その他	福祉施設やGHの利用者	無回答
障害者	全体	164	146	89.0	3	3	1	2	1	3	6
	ひとり暮らし	29	25	-	-	-	-	2	-	1	1
	夫婦のみ	48	45	-	-	-	-	-	1	1	1
	本人と親(・兄弟姉妹)	21	19	2	1	-	-	-	-	-	-
	本人と子	21	21	-	-	-	-	-	-	-	-
	本人と配偶者、子	25	23	-	-	-	-	-	-	-	2
	その他	12	9	1	1	-	-	-	-	1	-
障害児	全体	22	22	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	本人と親(・兄弟姉妹)	21	21	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-

注-1：全体上段：実数(件)、下段：割合(%)

-2：全体を除く表中数値は実数(件)

(イ) 暮らしたい場所

暮らしたいと思う場所は、「今と同じところで暮らしたい」が、障害者では88.4%、障害児は全員となっています。

表 現在暮らしている場所と今後暮らしたい場所の関係

今後暮らしたい場所 現在暮らしている場所		全体	今と同じところで暮らしたい	一般の住宅	グループホーム	福祉施設 (障害者支援施設)	福祉施設 (高齢者支援施設)	その他	無回答
障害者	全体	164	145 88.4	1 0.6	1 0.6	1 0.6	4 2.4	3 1.8	9 5.5
	一般の住宅	147	135	-	1	1	2	1	7
	福祉施設（高齢者支援施設）	2	2	-	-	-	-	-	-
	病院（入院中）	5	1	1	-	-	1	-	2
	その他	8	6	-	-	-	1	1	-
障害児	全体	22	22	-	-	-	-	-	-
	一般の住宅	22	22	-	-	-	-	-	-

注-1：全体上段：実数(件)、下段：割合(%)

-2：全体を除く表中数値は実数（件）

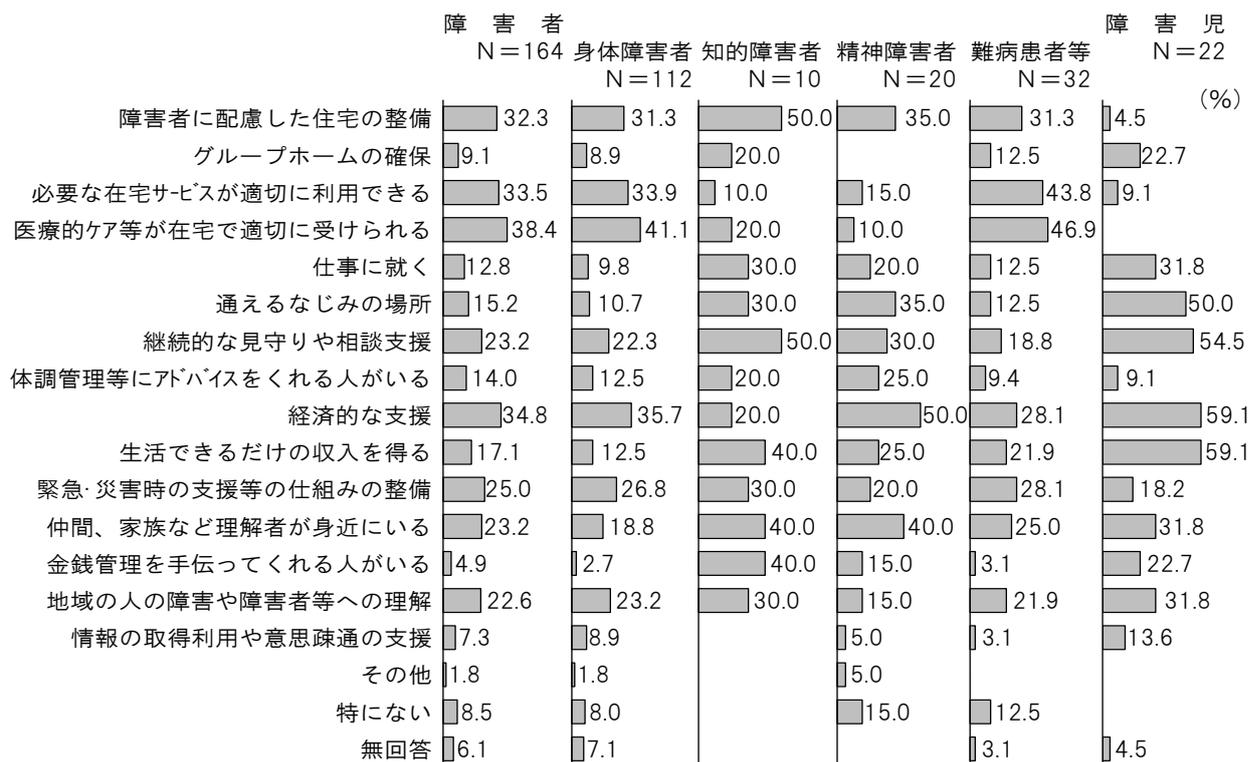
イ 障害者が地域で希望する暮らしを送るために必要な支援

障害者が地域で希望する暮らしを送るために必要だと思える支援は、障害者では「医療的ケア等が在宅で適切に受けられる」の割合が38.4%で最も高く、次いで「経済的な支援」が34.8%、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が33.5%、「障害者に配慮した住宅の整備」が32.3%の順となっています。

必要とする支援は障害により異なっており、留意する必要があります。

障害児では「経済的な支援」、「生活できるだけの収入を得る」がそれぞれ59.1%で最も高く、次いで「継続的な見守りや相談支援」が54.5%、「通えるなじみの場所」が50.0%の順となっています。

図 地域で希望する暮らしを送るために必要な支援（複数回答、回答数5つ以内）



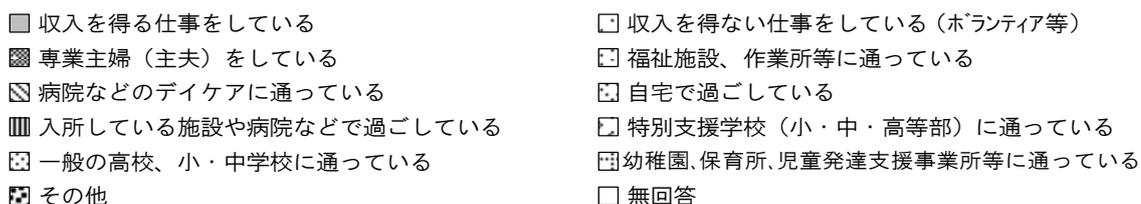
(4) 日中の過ごし方について

ア 平日の主な過ごし方

平日の主な過ごし方について、障害者では「自宅で過ごしている」の割合が43.9%で最も高く、次いで「収入を得る仕事をしている」が20.7%となっています。

障害児は、「幼稚園、保育所、児童発達支援事業所等に通っている」が36.4%で最も高く、次いで「特別支援学校に通っている」が31.8%、「一般の高校、小・中学校に通っている」が27.3%となっています。

図 平日の主な過ごし方

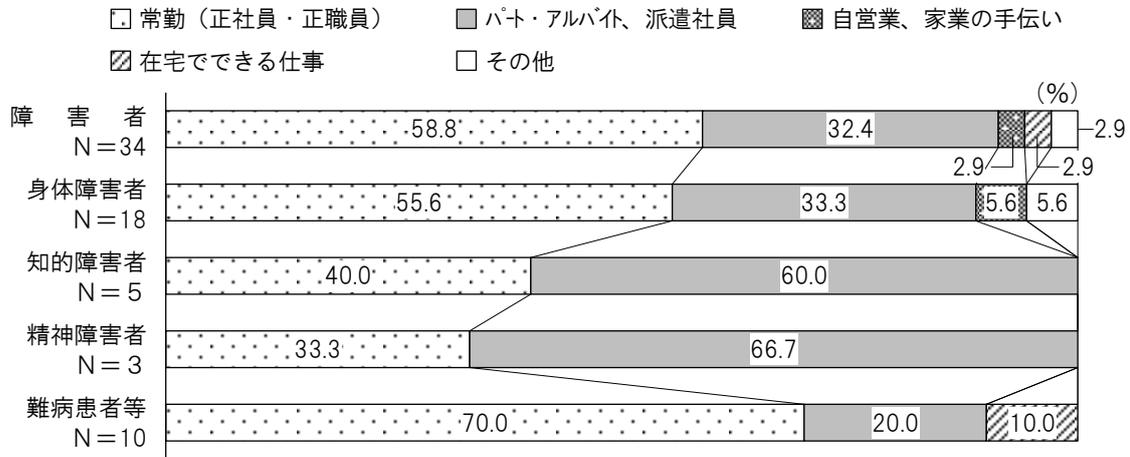


注：選択肢のうち「リハビリテーションを受けている」「大学、専門学校、職業訓練校などに通っている」を選んだ人はいない。

イ 就業形態（「仕事をしている」と答えた人）

「収入を得る仕事をしている人」の就業形態は、「常勤（正社員・正職員）」の割合が58.8%で最も高く、「パート・アルバイト、派遣社員」が32.4%で続きます。

図 就業形態



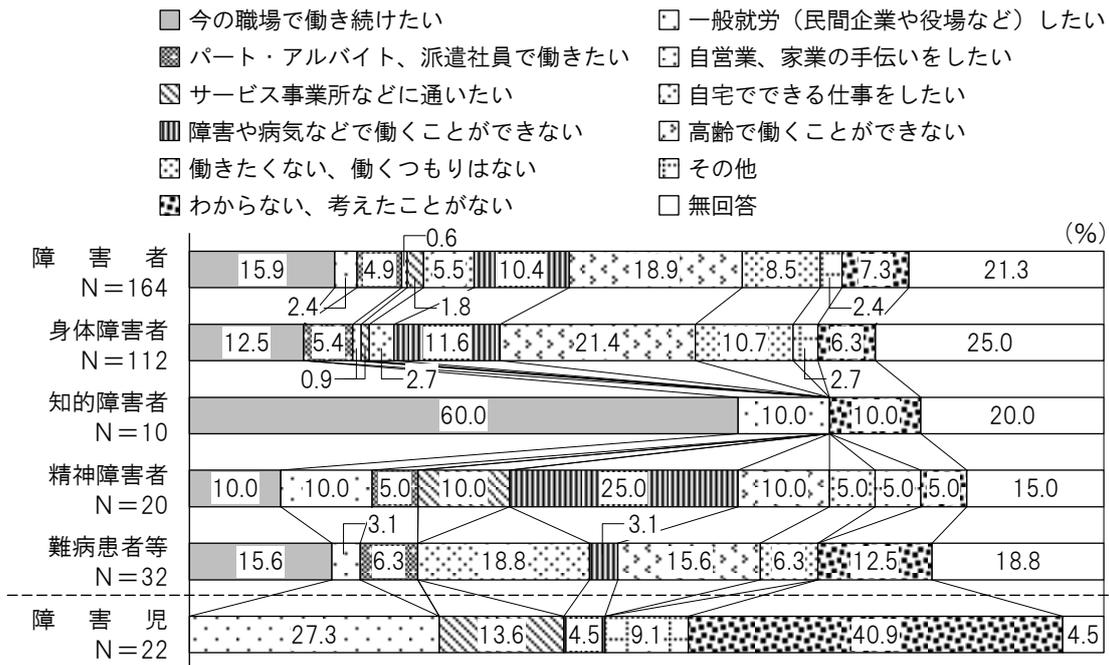
注：選択肢のうち「農林漁業」を選んだ人はいない。
（平日の主な過ごし方で「収入を得る仕事をしている」と答えた人）

ウ 就労意向

「今の職場で働き続けたい」～「自宅でできる仕事をしたい」を合わせた「就労意向がある」人の割合は、障害者では31.1%、障害別には、身体障害者22.4%、知的障害者70.0%、精神障害者35.0%、難病患者等43.8%となっており、知的障害者で高くなっています。一方で「働きたくない、働くつもりはない」は8.5%と、約1割を占めています。

障害児では「わからない、考えたことがない」が40.9%と最も高く、次いで「一般就労したい」が27.3%となっています。

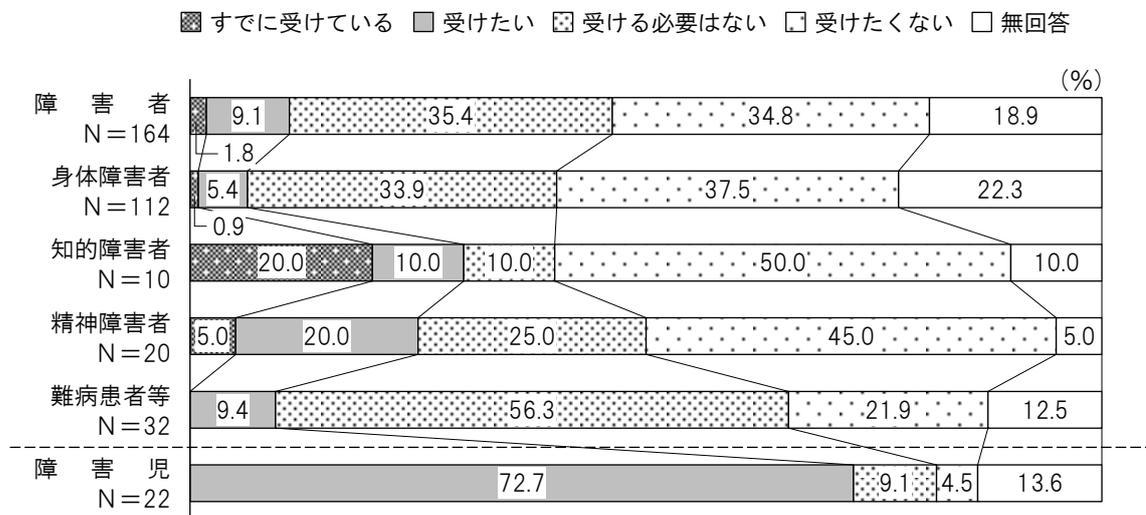
図 今後の就労意向



エ 職業訓練の希望

就労するために職業訓練を「受けない」と答えた人の割合は、障害者では 9.1%、障害児では72.7%と、障害児で高くなっています。

図 職業訓練の希望



オ 就労するために必要だと思うこと

就労するために必要だと思うことは、障害者では、「経営者や同僚等に障害への理解がある」の割合が31.7%で最も高く、次いで「障害特性等に応じた仕事の紹介」が31.1%、「就労場所が増えること」が29.9%の順となっています。

障害児では、「経営者や同僚等に障害への理解がある」が77.3%で最も高く、次いで「障害特性等に応じた仕事の紹介」が68.2%、「就労場所が増えること」、「仕事になれるまでの指導、支援者がいる」がそれぞれ45.5%となっています。

図 就労するために必要だと思うこと（複数回答、回答数5つ以内）



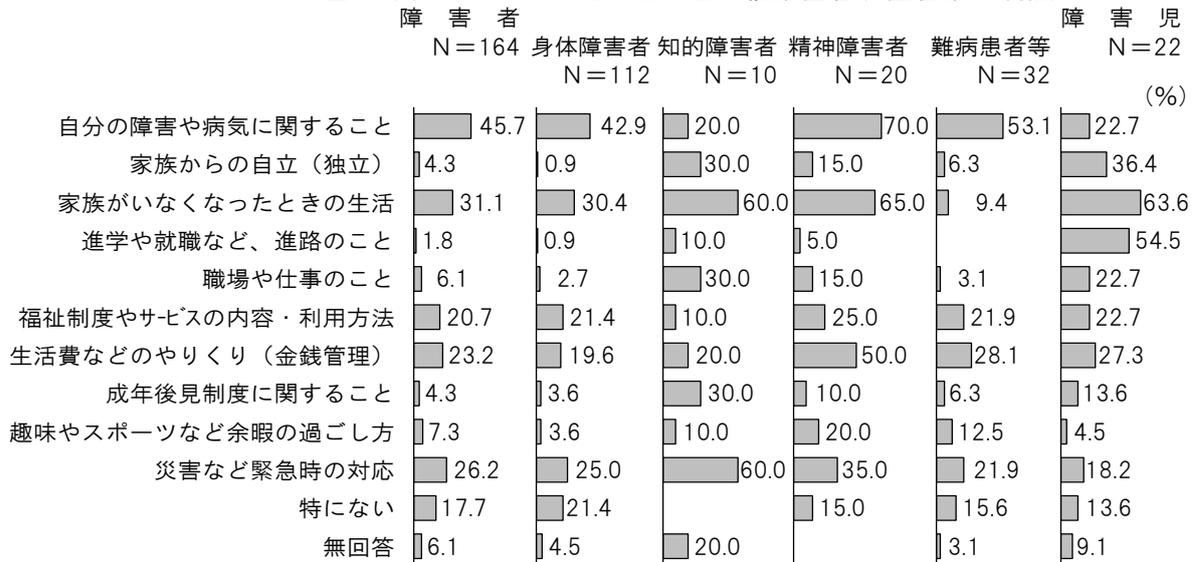
(5) 日常生活について

ア 今、気にかかっていること

今、気にかかっていることは、障害者では「自分の障害や病気に関すること」の割合が45.7%で最も高く、次いで「家族がいなくなったときの生活」が31.1%、「災害など緊急時の対応」が26.2%の順となっています。

障害児では「家族がいなくなったときの生活」が63.6%で最も高く、次いで「進学や就職など、進路のこと」が54.5%、「家族からの自立（独立）」が36.4%となっています。

図 今、気にかかっていること（複数回答、回答数無制限）



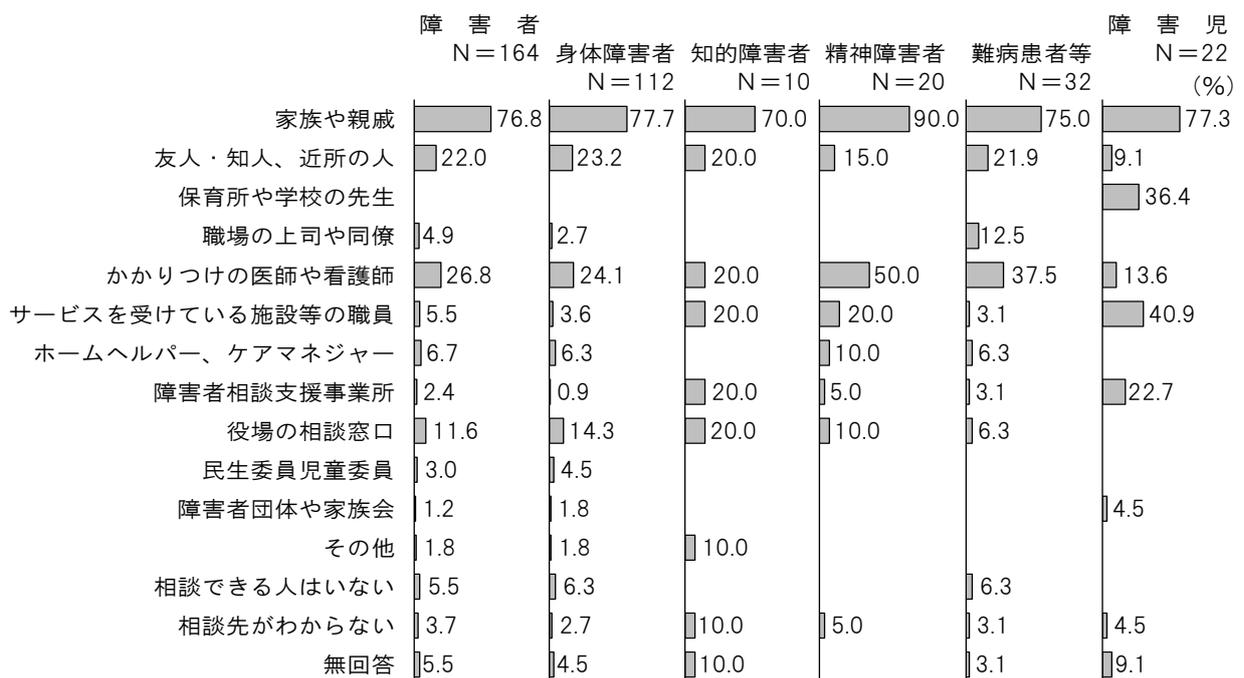
注：選択肢のうち「その他」を選んだ人はいない。

イ 主な相談相手

悩みや困っていることなどを相談する主な相手は、障害者では「家族や親戚」の割合が76.8%で、最も高くなっています。

障害児では「家族や親戚」が77.3%で最も高く、次いで「サービスを受けている施設等の職員」が40.9%、「保育所や学校の先生」が36.4%の順となっています。

図 主な相談相手（複数回答、回答数3つ以内）

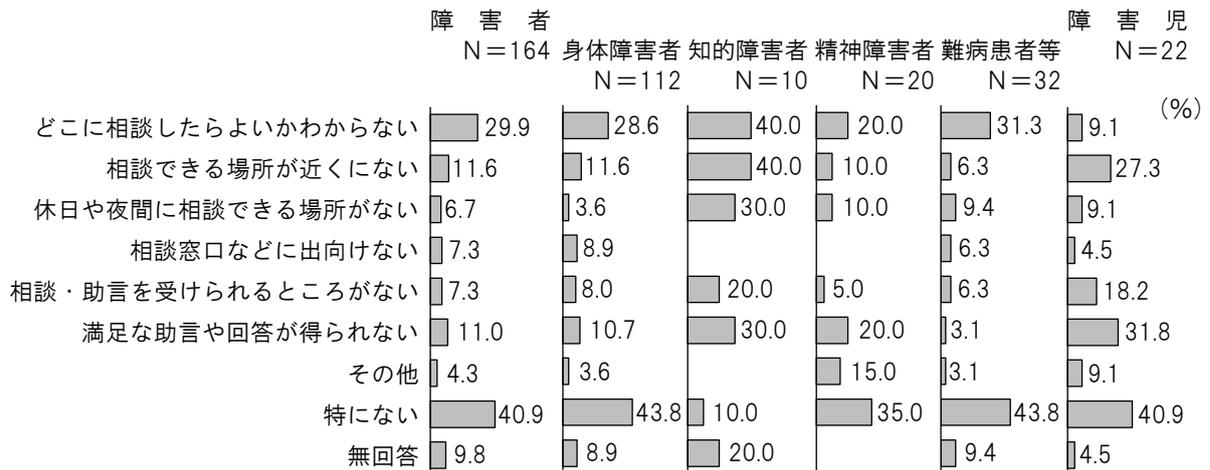


ウ 相談するときには不満なこと、困っていること

相談するときには不満なこと、困っていることが「ある」人の割合（100%から「特にない」、「無回答」を減じて算出）は、障害者では49.3%で、その内容は、「どこに相談したらよいかわからない」の割合が29.9%と、最も高くなっています。

障害児では、不満なこと、困っていることが「ある」割合は54.6%で、その内容は「満足な助言や回答が得られない」が31.8%と最も高く、次いで「相談できる場所が近くにない」が27.3%と高くなっています。

図 相談するときには不満なこと、困っていること（複数回答、回答数無制限）

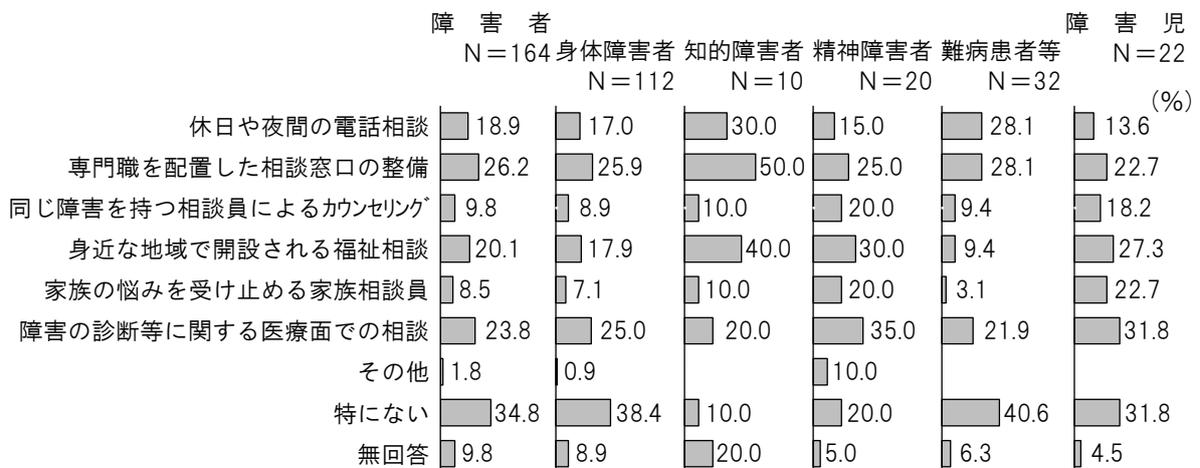


エ 今後の相談支援体制に望むこと

今後の相談支援体制に望むことは、障害者では「専門職を配置した相談窓口の整備」の割合が26.2%で最も高く、次いで「障害の診断等に関する医療面での相談」が23.8%となっています。

障害児では「障害の診断等に関する医療面での相談」が31.8%で最も高く、次いで「身近な地域で開設される福祉相談」が27.3%となっています。

図 今後の相談支援体制に望むこと（複数回答、回答数3つ以内）

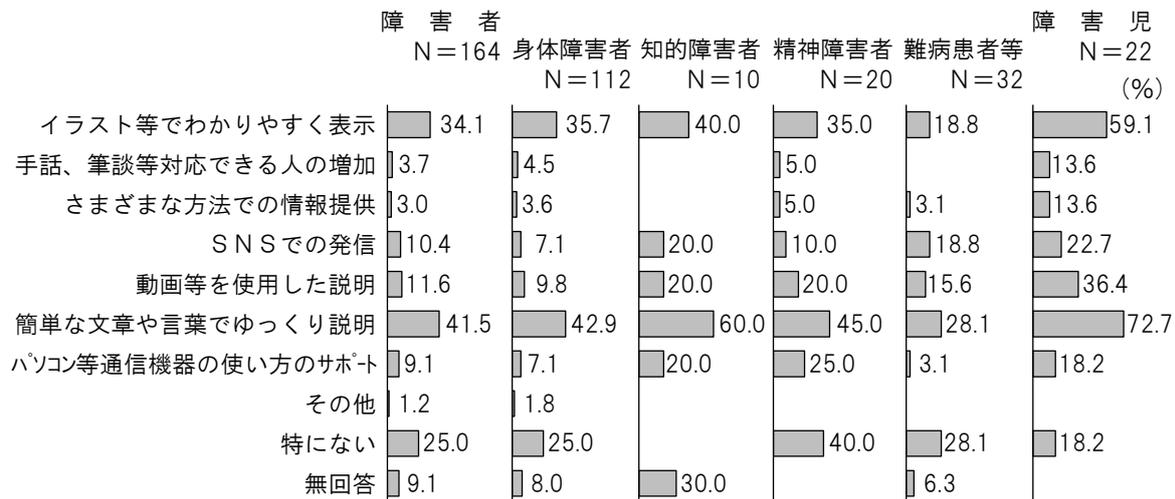


オ 情報入手やコミュニケーション時の配慮

情報入手やコミュニケーションをとる際にあればよいと思う配慮は、障害者では「簡単な文章や言葉でゆっくり説明」の割合が41.5%で最も高く、次いで「イラスト等でわかりやすく表示」が34.1%となっています。

障害児も「簡単な文章や言葉でゆっくり説明」の割合が72.7%で最も高く、次いで「イラスト等でわかりやすく表示」が59.1%、「動画等を使用した説明」が36.4%などの順となっています。

図 情報入手やコミュニケーション時の配慮（複数回答、回答数無制限）



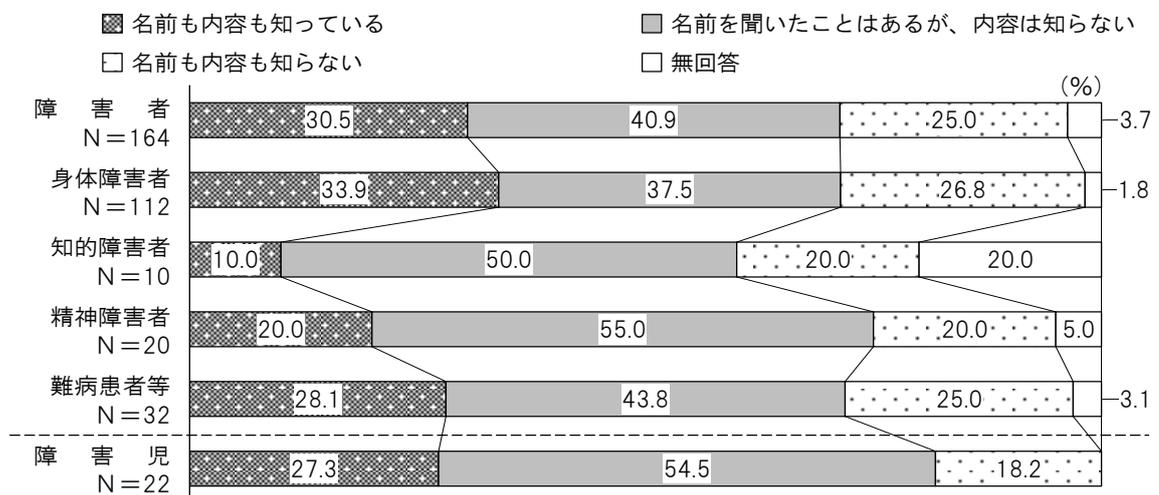
(6) 権利擁護について

ア 成年後見制度の周知状況

成年後見制度の周知状況について、障害者では「名前も内容も知っている」の割合が30.5%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が40.9%、「名前も内容も知らない」が25.0%となっており、「名前も内容も知らない」を合わせた「内容を知らない」人の割合は65.9%と、高い状況にあります。

障害児では「名前も内容も知っている」が27.3%、「名前も内容も知らない」18.2%となっており、「内容を知らない」人は72.7%と高くなっています。

図 成年後見制度の周知状況

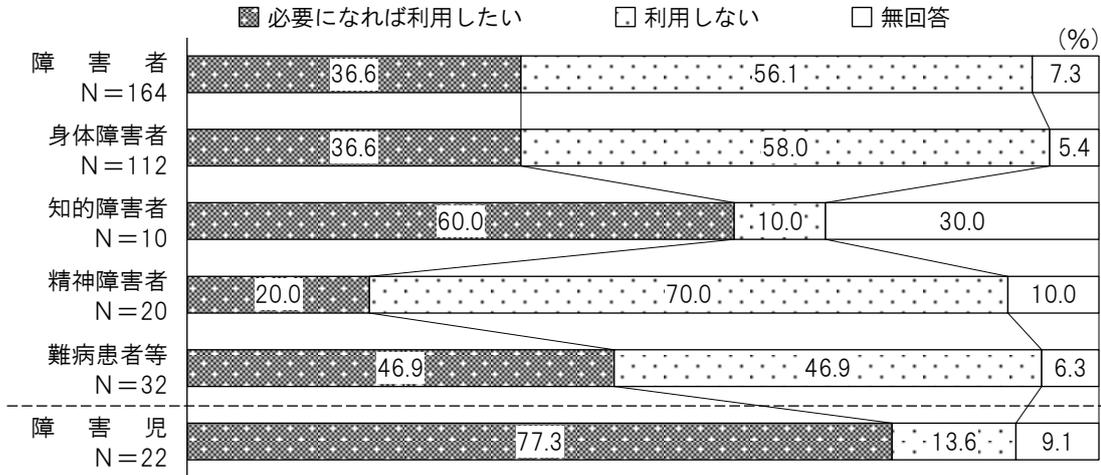


イ 成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向は、障害者では「必要になれば利用したい」の割合が36.6%、「利用しない」が56.1%で、利用意向のある人は約4割です。

障害児では「必要になれば利用したい」が77.3%で、障害者に比べて高くなっています。

図 成年後見制度の利用意向

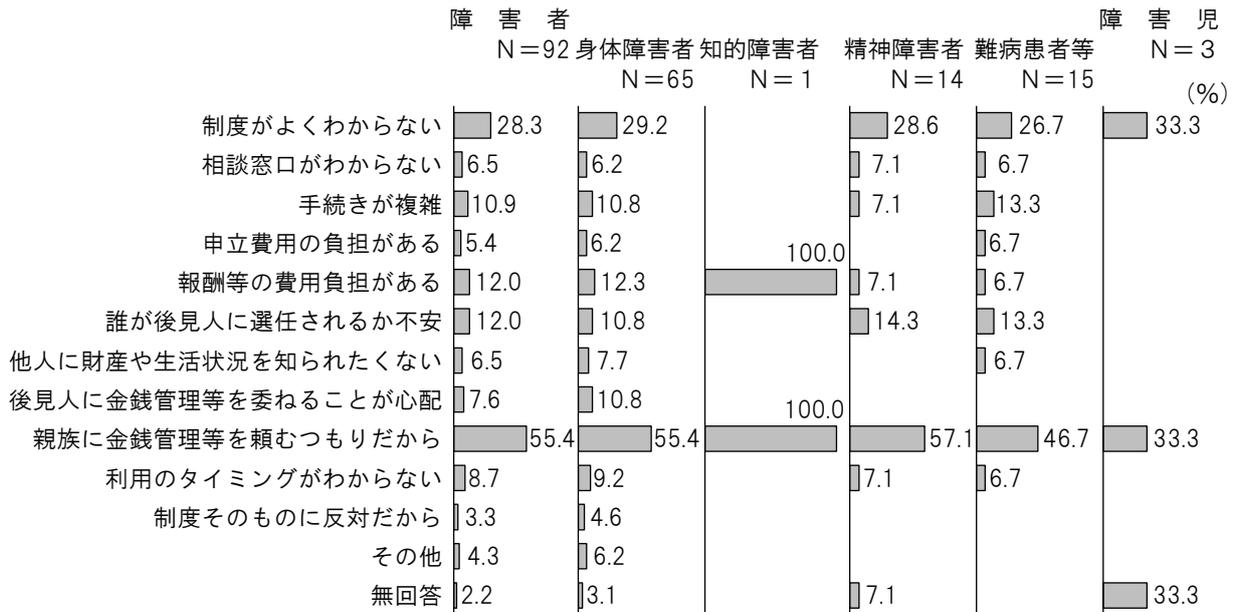


ウ 成年後見制度を利用しない理由

成年後見制度を利用しない理由として、障害者では「親族に金銭管理等を頼むつもりだから」の割合が55.4%で最も高く、「制度がよくわからない」が28.3%で続きます。また、「手続きが複雑」、「報酬等の費用負担がある」、「誰が後見人に選任されるか不安」なども一定数みられ、配慮する必要があります。

障害児では「制度がよくわからない」、「親族に金銭管理等を頼むつもりだから」が、それぞれ33.3%(1人)となっています。

図 成年後見制度を利用しない理由 (複数回答、回答数無制限)



(成年後見制度の利用意向で「利用しない」と答えた人)

(7) 障害福祉サービス等について

ア 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

(7) 障害者

障害福祉サービス等について、「現在利用している」と答えた人の割合は、各サービスとも低い状況にあります。

「今後利用したい」サービスは、「生活介護」(23.8%)、「居宅介護(ホームヘルパー)」(21.3%)、「短期入所(ショートステイ)」(21.3%)などで高くなっています。

各サービスについて、「利用したい」の割合が「利用している」を上回っており、利用意向は強くなっています。

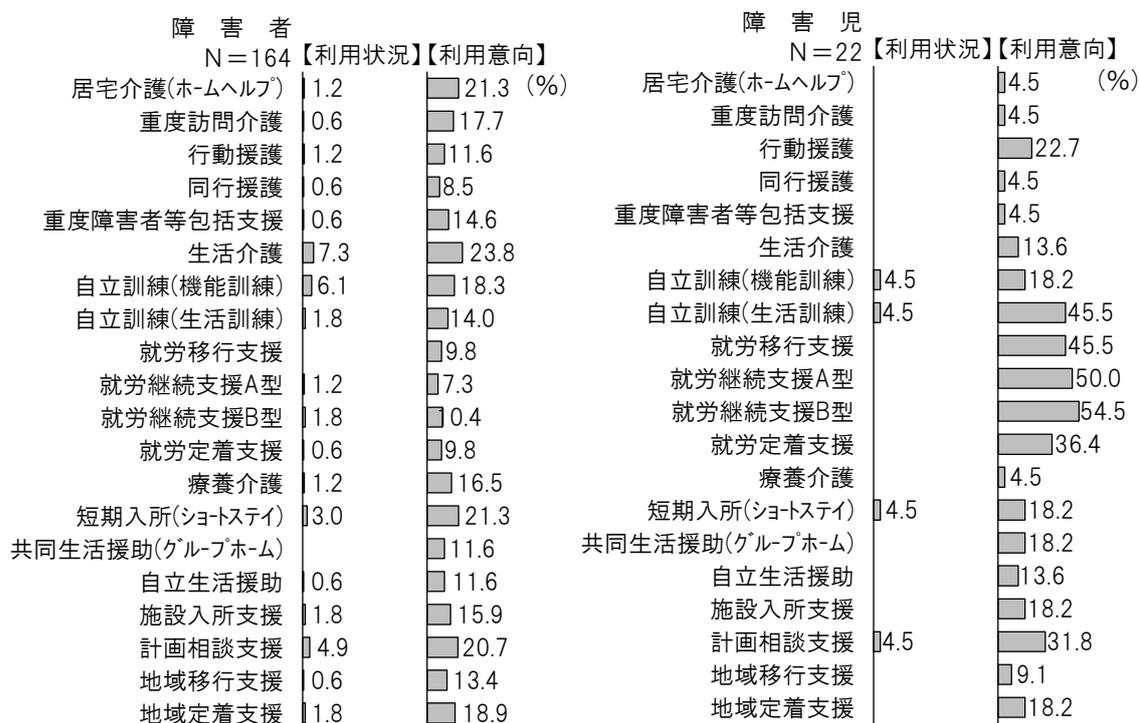
(イ) 障害児

障害福祉サービス等を「現在利用している」と答えた人の割合は、各サービスとも低い状況にあります。

「今後利用したい」サービスは、「就労継続支援B型」(54.5%)、「就労継続支援A型」(50.0%)、「自立訓練(生活訓練)」、「就労移行支援」(それぞれ45.5%)などで高くなっています。

各サービスについて、「利用したい」の割合が「利用している」を上回っており、利用意向は強くなっています。

図 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

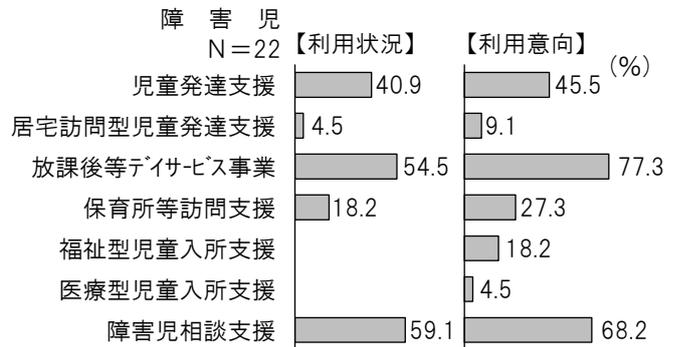


イ 障害児を対象としたサービスの利用状況と利用意向

障害児を対象としたサービスを「現在利用している」と答えた人の割合は「放課後等デイサービス」(54.5%)、「児童発達支援」(40.9%)、「障害児相談支援」(59.1%)で高くなっています。

「今後利用したい」サービスについても「放課後等デイサービス」(77.3%)、「児童発達支援」(45.5%)、「障害児相談支援」(68.2%)で、特に高くなっています。

図 障害児を対象としたサービスの利用状況と利用意向



ウ 地域生活支援事業の利用状況と利用意向

(ア) 障害者

地域生活支援事業を「現在利用している」と答えた人の割合は、各サービスとも低い状況にあります。

「今後利用したい」サービスは、「相談支援」(33.5%)、「住宅改修費給付事業」(28.7%)、「日常生活用具の給付」(25.6%)などで高くなっています。

各サービスについて、「利用したい」の割合が「利用している」を上回っており、利用意向は強くなっています。

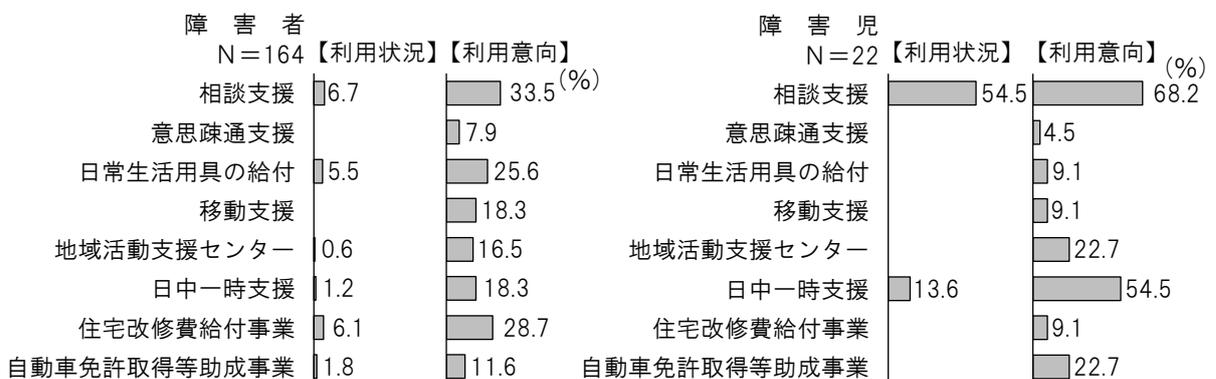
(イ) 障害児

地域生活支援事業を「現在利用している」と答えた人の割合は、「相談支援」(54.5%)で高いですが、その他のサービスは低い状況にあります。

「今後利用したい」サービスは、「相談支援」(68.2%)、「日中一時支援」(54.5%)などで高くなっています。

各サービスについて、「利用したい」の割合が「利用している」を上回っており、利用意向は強くなっています。

図 地域生活支援事業の利用状況と利用意向

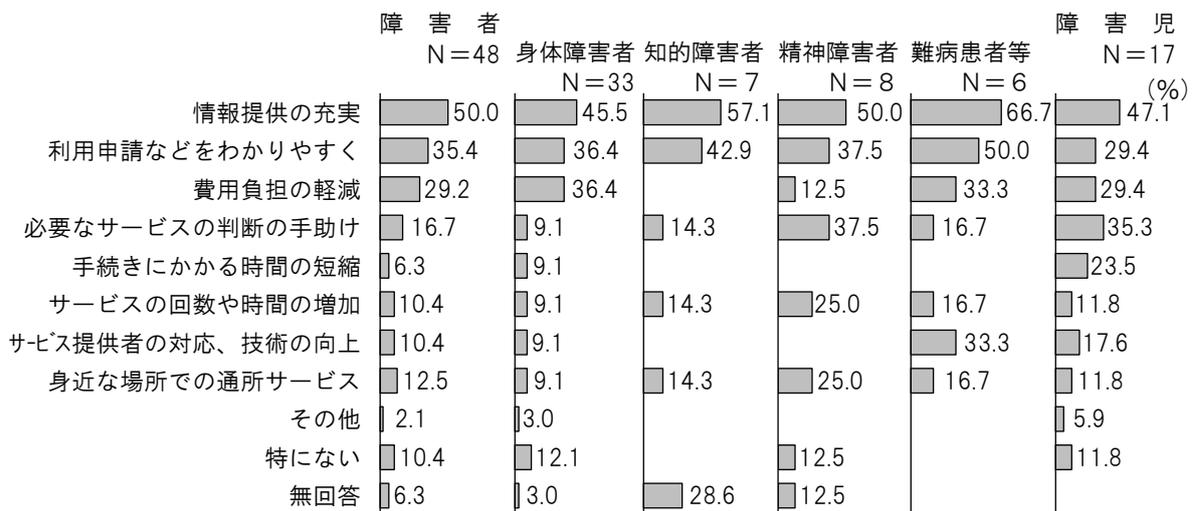


エ 障害福祉サービス等に対して希望すること

障害福祉サービス等の利用に対して希望することは、障害者では「情報提供の充実」の割合が50.0%で最も高く、次いで「利用申請などをわかりやすく」が35.4%となっています。

障害児では「情報提供の充実」が47.1%で最も高く、次いで「必要なサービスの判断の手助け」が35.3%、「利用申請などをわかりやすく」、「費用負担の軽減」がそれぞれ29.4%となっています。

図 障害福祉サービス等に対して希望すること（複数回答、回答数3つ以内）



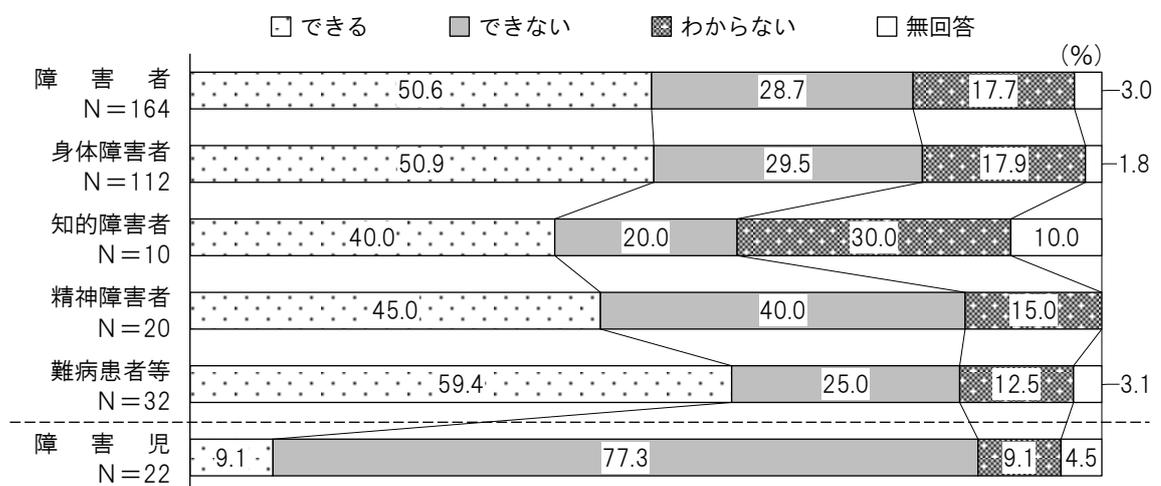
(障害福祉サービス等に対する満足度で「満足している」「だいたい満足している」「やや不満である」「大変不満である」のいずれかを答えた人)

(8) 災害時の避難について

ア 災害時におけるひとりでの避難

災害時において、ひとりで避難が「できない」または「わからない」と答えた人の割合を合わせると、障害者で46.4%、障害児では86.4%で、障害児で特に高くなっています。

図 災害時におけるひとりでの避難

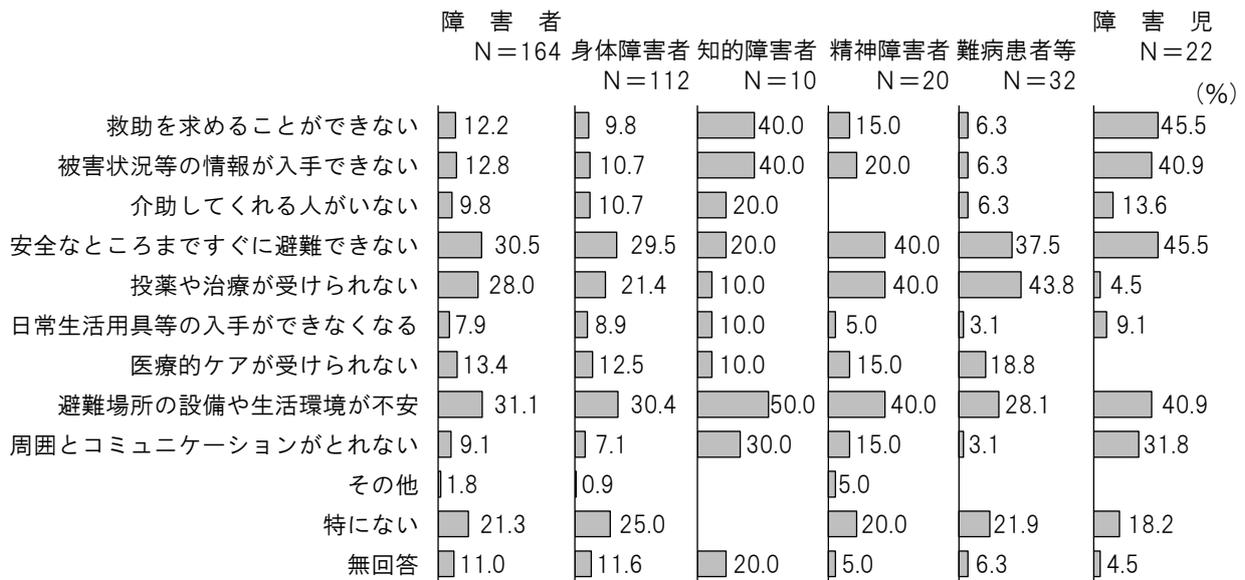


イ 災害時に困ること

災害時に困ることは、障害者では「避難場所の設備や生活環境が不安」の割合が31.1%で最も高く、次いで「安全なところまですぐに避難できない」が30.5%、「投薬や治療が受けられない」が28.0%の順となっています。

障害児では「救助を求めることができない」、「安全なところまですぐに避難できない」がそれぞれ45.5%で最も高く、次いで「被害状況等の情報が入手できない」、「避難場所の設備や生活環境が不安」がそれぞれ40.9%となっています。

図 災害時に困ること（複数回答、回答数無制限）

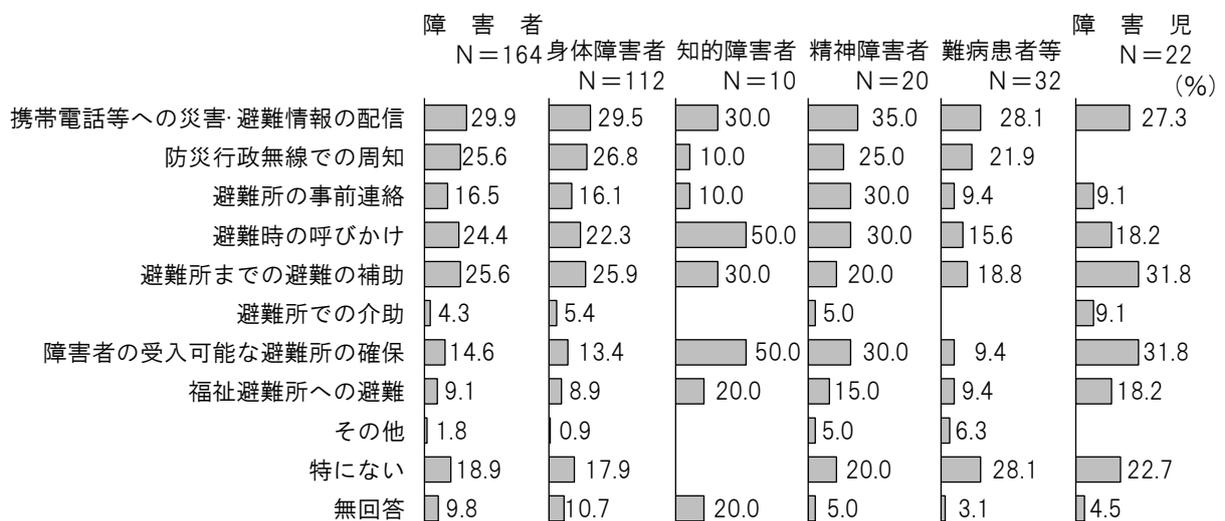


ウ 災害時に必要な支援

災害時に必要な支援は、障害者では「携帯電話等への災害・避難情報の配信」の割合が29.9%で最も高く、次いで「防災行政無線での周知」、「避難所までの避難の補助」がそれぞれ25.6%となっています。

障害児では「避難所までの避難の補助」、「障害者の受入可能な避難所の確保」がそれぞれ31.8%で最も高く、次いで「携帯電話等への災害・避難情報の配信」が27.3%となっています。

図 災害時に必要な支援（複数回答、回答数3つ以内）

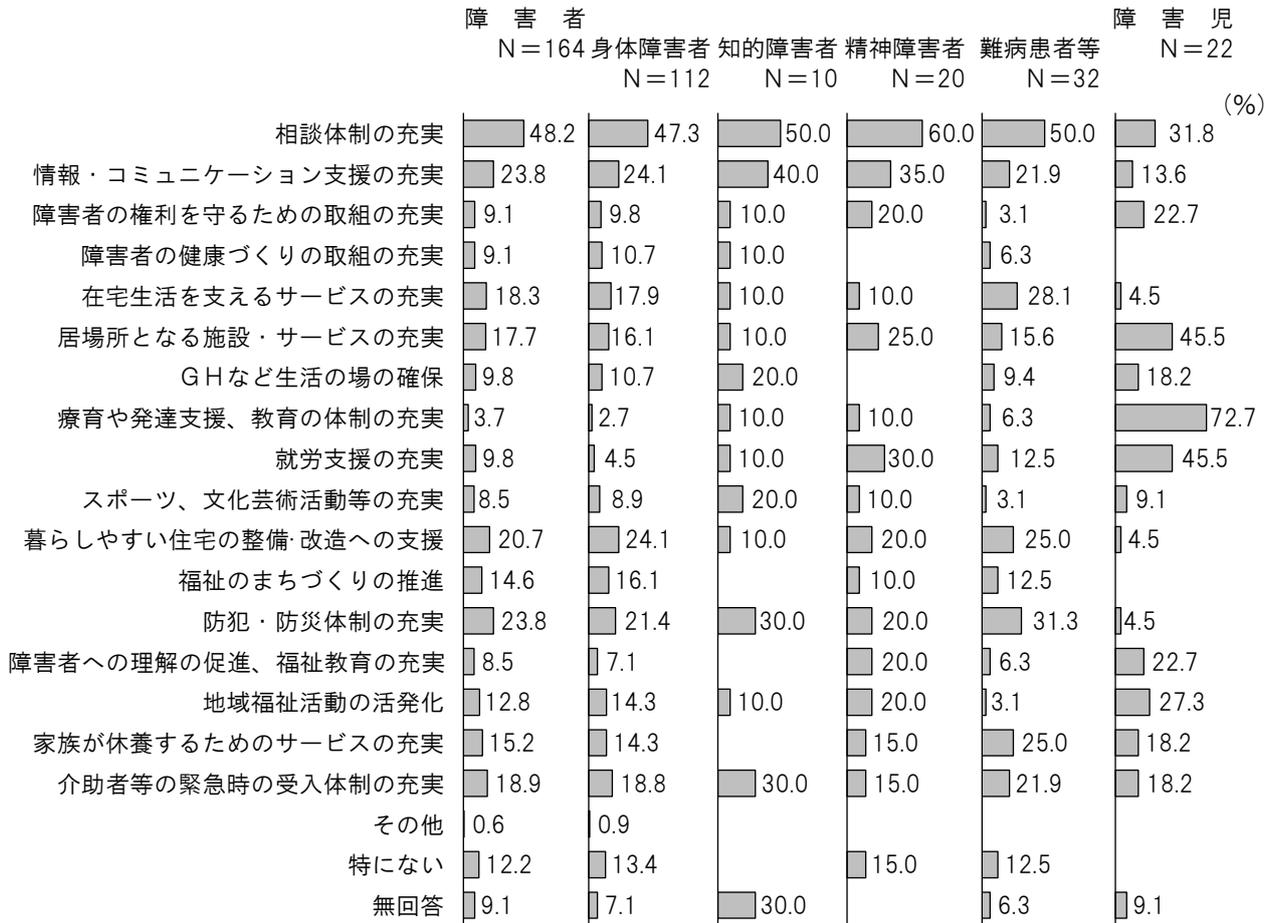


(9) 障害のある人もない人も、ともに安心して暮らせるまちに向けて

地域で安心・安全に暮らすために必要なことは、障害者では「相談体制の充実」の割合が48.2%で最も高く、次いで「情報・コミュニケーション支援の充実」、「防犯・防災体制の充実」がそれぞれ23.8%となっています。

障害児では「療育や発達支援、教育の体制の充実」が72.7%で最も高く、次いで「居場所となる施設・サービスの充実」、「就労支援の充実」がそれぞれ45.5%となっています。

図 地域で安心・安全に暮らすために必要だと思うこと（複数回答、回答数5つ以内）



第4章 計画の課題

障害者の動向と障害福祉サービス等の利用状況、障害福祉に関するアンケート調査結果などを踏まえて主な計画の課題を列記すると、次のとおりです。

① 地域における生活の支援

障害者等の地域生活への移行支援、移行後の生活支援の充実に向けて、6期計画等期間中に「地域生活支援拠点等の整備」を目標に掲げていましたが、現時点で未整備です。

地域生活支援拠点等は、障害者等の地域生活の安心の確保や施設や病院からの地域移行を推進する役割があることから、地域生活支援拠点等の整備を進める必要があります。

また、アンケート調査では、地域で希望する暮らしを送るために必要な支援として、障害者では「医療的ケア等が在宅で受けられる」、「経済的な支援」、「在宅サービスの適切な利用」、「障害者に配慮した住宅の整備」など、障害児では「経済的な支援」、「生活できるための収入」、「継続的な見守りや相談支援」、「通えるなじみの場所」などがあげられており、多岐に渡っています。

誰もが住み慣れた地域で希望する暮らしを送るためには、医療、福祉、雇用、住宅などの多分野の連携による支援体制を構築する必要があります。

② 障害福祉サービス等のニーズへの対応

個々の障害者等のニーズ、実態に応じた障害福祉サービス等を提供することは、障害者等が自立した日常生活、社会生活を送るうえで、重要な要素のひとつとなります。

本町においてはサービス事業所等が少なく、近隣市の事業所の利用が多数を占めていますが、6期計画等期間中は、生活介護、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスについて、利用者数が増加しています。

また、アンケート調査では、障害福祉サービス等に対する利用意向は総じて高く、障害福祉サービス等に対して希望することとして「情報提供の充実」、「わかりやすい利用申請」などの割合が高くなっています。

このため、障害者やその家族等の障害福祉に係るニーズの的確な把握に努め、近隣市や関係機関と連携し、障害福祉サービス等が継続的に利用できるよう提供体制の確保を図るとともに、サービス内容や利用に係る情報提供の充実等により、利用しやすい環境を整備する必要があります。

さらに、障害者等が障害福祉サービス等を円滑かつ適切に利用できるよう、計画相談支援、障害児相談支援の事業所との連携を強化するとともに、相談支援事業の周知と利用促進を図り、障害者やその家族等の生活を支援する必要があります。

③ 就労の促進

就労は、地域における自立した生活を支え、就労を通じた社会参加、健康維持、生きがいづくりなどにつながることを期待されますが、6期計画等期間中においては、福祉施設利用者の一般就労への移行者数は目標を下回り、また、就労移行支援、就労定着支援などのサービス利用は少ない状況にあります。

アンケート調査では、現在「収入を得る仕事をしている」割合は20.7%で、6期計画等策定時に実施したアンケート調査（19.8%、以下「前回アンケート調査」といいます。）と比べて変化はみられませんが、今後「就労意向がある」割合は31.1%と、前回アンケー

ト調査(24.6%)から上昇しています。

また、アンケート調査では、障害者が就労するために必要なこととして「経営者や同僚等の障害への理解」、「障害特性等に応じた仕事の紹介」、「就労場所の増加」などがあげられています。

このため、働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、就労に係る障害福祉サービスの提供体制の強化、多様な就業機会の確保、職場定着のための継続的な支援、企業等に対する理解の促進などにより、障害者の就労を支援、促進する必要があります。

一方で、アンケート調査では「働きたくない、働くつもりはない」の割合が、障害者で約1割を占めており、障害者の就労に対する意欲を高めるための取組を進める必要があります。

④ 障害児に対する支援の充実

本町においては、通所受給者証をもつ児童が増加傾向にあります。また、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用量の増加は著しく、認定こども園、放課後児童クラブについても、受入人数は増加傾向にあります。

アンケート調査では、今、気にかかっていることとして「家族がいなくなったときの生活」、「進学や就職など進路のこと」など、地域で安全・安心に暮らすために必要なこととして「療育や発達支援、教育の体制の充実」、「居場所となる施設・サービスの充実」、「就労支援の充実」などがあげられています。

このため、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、障害に気づいた段階から、ライフステージに沿った切れ目のない支援を提供する体制を構築し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

また、アンケート調査では、発達障害と診断されたことがある障害児は約8割、強度行動障害は約1割となっており、その特性に応じた適切な支援ができるよう、障害児やその家族等のニーズの把握に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、支援体制の構築を図る必要があります。

さらに、「医療的ケア」が必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、関係分野の連携強化と支援体制の構築を進める必要があります。

※「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進」とは、すべての人が地域社会で平等に参加し、支援し合い、安心して暮らせるようにする取組のこと。障害児についても地域の各種団体や自治体、学校などが協力して、誰もが平等に参加できる環境を整備し、支援を充実することが求められる。

⑤ 介助者に対する支援

アンケート調査では、介助が必要な障害者は約5割、障害児では約9割となっていますが、介助を主に担っているのは、障害者では配偶者またはパートナー、子ども（子どもの配偶者含む）、障害児では父母で、家族による介助に支えられている状況にあります。

また、地域で安心・安全に暮らすために必要なこととして、「家族が休養するためのサービスの充実」、「介助者等の緊急時の受入体制の充実」をあげた人が、障害者、障害児とも約2割と、一定数みられます。

このため、障害福祉サービス等の利用の促進、介助者への相談支援やレスパイト支援といった、介助者の負担軽減につながる支援策の充実を図るとともに、ピアカウンセリング

やピアサポート活動の周知、参加の促進などにより、障害者等の家族同士が支えあう相談活動の充実を図る必要があります。

⑥ 権利擁護等の推進

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

アンケート調査では、成年後見制度について「内容を知らない」と答えた人は、障害者、障害児とも約7割と高くなっています。

今後、障害者や家族の高齢化、親亡き後の身寄りのない障害者の増加が見込まれるなか、成年後見制度の必要性も高まるものと考えられることから、制度の周知を図るとともに、権利擁護を必要とする本人や身近な人が、早い段階で相談できる体制を構築する必要があります。

⑦ 相談支援体制の充実

障害者等が地域において自立した日常生活を営むためには、障害福祉サービス等の適切な利用とともに、障害者等やその家族のニーズに迅速に応じることのできる相談支援体制を構築することが必要です。

アンケート調査では、相談支援事業所の周知度が低く、相談するとき不満なこととして、障害者は「どこに相談したらよいかわからない」、障害児は「満足な助言や回答が得られない」、「相談できる場所が近くにない」などの割合が高くなっています。

また、地域で安心・安全に暮らすために必要なこととして「相談体制の充実」をあげた人の割合は高く、障害者は約5割、障害児は約3割となっています。

このため、障害者等やその家族からの相談に適切、的確に対応できるよう、相談に係る専門的な人材の育成、身近な地域における相談場所の整備、相談場所に関する情報提供、関係機関との連携の強化などを進め、相談支援体制を構築する必要があります。

⑧ 災害、感染症対策に係る体制の整備

障害者等を含む要配慮者については、災害発生時に、特に深刻な影響を受けることが懸念されます。

アンケート調査によると、災害時に自力避難ができない人は、障害者で約3割、障害児で約8割と高くなっています。また、災害時に困ることとして「安全な場所まで避難できない」、「救助を求めることができない」など、災害時に必要な支援として「携帯電話等への災害・避難情報の配信」、「防災行政無線での周知」、「避難所までの避難の補助」などがあげられています。

このため、災害発生時に、障害者等が安全かつ迅速に避難できるよう、個別避難計画の作成、地域における避難訓練の実施、情報伝達体制の構築など、避難支援体制を構築する必要があります。

また、避難所等においては、感染症対策に努めるとともに、避難生活による生活機能の低下を防ぎ、投薬や治療の継続が可能となるよう、関係機関等と連携して、障害者等の避難生活を支える必要があります。

さらに、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等が継続的に提供できるための体制を構築する必要があります。

⑨ 安心・安全な生活環境の整備

障害者等が安全に外出、移動ができるよう、歩道等の整備、道路や駅の段差解消、利用しやすい公共交通機関の整備等を進める必要があります。

また、アンケート調査では、地域で希望する暮らしを送るために必要な支援として「障害者に配慮した住宅の整備」が約3割、地域で安心・安全に暮らすために必要なこととして「暮らしやすい住宅の整備・改造への支援」が約2割（割合はいずれも障害者）あげられており、障害者等が安心・安全に暮らせる住宅の確保、整備等を進める必要があります。

⑩ 障害者等の円滑な情報取得・利用、意思疎通の支援

障害者等が、社会活動や文化芸術活動などあらゆる分野の活動に参加するためには、必要とする情報が取得しやすく、また、円滑な意思疎通が重要となります。

アンケート調査では、情報入手やコミュニケーション時に必要な配慮として「簡単な文章や言葉でゆっくり説明」、「イラスト等でわかりやすく表示」などがあげられています。

このため、障害者等が必要な情報を円滑に取得し、利用できるよう、障害特性に配慮した情報取得支援の充実を図るとともに、意思疎通を図るためのサービスの周知、支援者の養成等を進める必要があります。

⑪ 障害者に対する理解の促進

近年、福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少や高齢化の進行による地域の実情に応じた体制整備や、福祉人材の確保が課題になるなか、地域住民や地域の多様な主体が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すことが求められています。

また、アンケート調査では、地域で希望する暮らしを送るために必要な支援として「地域の人の障害や障害者等への理解」が障害者で約2割、障害児で約3割となっています。

このため、住民等に対して「地域共生社会」に関する考え方の周知を図り、障害等に係る理解を深めるとともに、地域住民等が助け合うことのできる地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを進める必要があります。

第5章 障害者計画

1 計画の理念と目標

(1) 上位計画における障害者福祉施策の位置づけ

和木町第5次総合計画（平成28年3月策定）では、将来都市像を『緑の風薫る文化のまち和木町 ～あいさつと笑顔あふれるまち～』とし、「協働のまちづくり」「ふれあいのまちづくり」「にぎわいのまちづくり」「健やかに暮らせるまちづくり」「安全・安心で快適なまちづくり」「教育・文化のまちづくり」の6つのまちづくりの基本目標を掲げ、快適な生活環境のもとであたたかい心のきずなで結ばれたまち、産業や教育・文化の息づくまちの構築を目指すこととしています。

障害者施策については、「健やかに暮らせるまちづくり」の中で、次の事項があげられています。

【基本目標 健やかに暮らせるまちづくり】

- ・「和木町地域福祉計画」に基づき、高齢者や障害者、子育て家庭、生活困窮者など、それぞれが抱える課題を地域全体で包括的に支援する体制づくりを進めることで、誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、地域に根ざした支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

<施策2 障害者福祉の充実>

- ・障害のあるなしに関わらず自分らしく暮らすことができるよう、ライフステージを通じて一貫した支援並びに生活全般にわたる包括的な支援を行うとともに、家族への負担軽減や関係団体への活動支援を図ります。

- ① 障害者福祉の充実
- ② 障害者とともに暮らす地域社会の育成

和木町障害者計画は、将来都市像の実現を目指すとともに、同計画における保健・福祉分野に係る実施計画の役割を担う計画として位置づけられるものです。

(2) 計画の基本理念

計画の基本理念は、国の障害者基本計画（第5次）、和木町第5次総合計画を踏まえ、次のとおりとします。

【計画の基本理念】

障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しあいながら
地域の中でともに生きることのできる社会の実現

(3) 計画の目標

計画の基本理念を受け、計画の目標を次のように掲げます。

【計画の目標】

- 地域共生社会の実現
- ノーマライゼーション社会の実現
- 安全・安心に暮らせるバリアフリー社会の実現

ア 地域共生社会の実現

障害者やその家族をはじめ、誰もが地域において安心して住み続けられるよう、地域住民や多様な主体等が助け合い、支え合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

イ ノーマライゼーション社会の実現

すべての町民が、障害や障害者に対する正しい理解とノーマライゼーションの理念を共有する社会の実現を目指します。

ウ 安全・安心に暮らせるバリアフリー社会の実現

快適で住みやすいまちづくり、防災対策、交通安全対策などを進め、誰もが安全に、安心して暮らせるバリアフリー社会の実現を目指します。

2 施策の体系

基本理念

障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しあいながら
地域の中でともに生きることのできる社会の実現

計画の目標	施策の方針		
地域共生社会の実現	地域生活の支援	障害福祉サービス等の充実	
		相談支援体制の充実	
		地域福祉の推進	
	健康づくりの推進	保健・医療の充実	
		療育体制の充実	
		感染症対策	
		精神保健福祉の推進	
	子ども・子育ての支援	障害児に対する支援の充実	
		学校教育の充実	
	社会的自立・参加の促進	就労支援の充実と障害者雇用の促進	
		文化芸術活動・スポーツ活動等の振興	
		外出支援対策の推進	
経済的自立の支援			
ノーマライゼーション社会の実現	権利擁護等の推進	権利擁護の普及啓発	
		成年後見制度の利用の促進	
		こころのバリアフリーの推進	
		虐待の防止	
		行政サービス等における配慮	
		情報アクセシビリティの向上	
	情報アクセシビリティの向上	情報提供の充実	
		意思疎通支援の充実	
	安全・安心に暮らせるバリアフリー社会の実現	安全・安心の確保	居住の場の確保
			緊急時への対応
防災対策の推進			
防犯対策の推進			
交通安全対策の推進			
まちのバリアフリー化		障害者にやさしいまちづくりの推進	
		建築物等のバリアフリー化の推進	
		道路、公共交通機関のバリアフリー化	

3 施策の方針

(1) 地域共生社会の実現

ア 地域生活の支援

(7) 基本方針

- 障害者や家族のニーズに対応した障害福祉サービス等の提供などにより、障害者等の日常生活を支援します。
- 保健、医療、福祉等の関係者と連携した相談支援体制の充実を図ります。
- 地域全体で、障害者やその家族を支える仕組みづくりを進めます。

(イ) 施策の方向

① 障害福祉サービス等の充実

a 分かりやすい情報提供、相談への対応

- ・障害福祉サービス等、地域生活支援事業等の利用に関して、障害の特性に応じた分かりやすい情報提供を行います。
- ・家庭訪問等を通じて、在宅障害者の生活実態の把握に努め、相談支援事業の活用を促進します。

b 障害福祉サービス等の充実

- ・障害の状態や障害者のライフステージ、障害者や家族等のニーズに対応した障害福祉サービスが提供できるよう、サービス事業所等と連携して、サービス量の確保、充実に努めます。
- ・難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。
- ・発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害等、障害の特性にあったサービス提供に努めるとともに、専門機関の支援が受けられるように、情報の把握、専門機関との連携に努めます。
- ・障害者の自立した日常生活を支援するため、地域生活支援事業の利用を促進します。
- ・近隣市と連携し、高齢者や障害者等が共に利用できる「共生型サービス」の提供事業所を確保します。

c 地域生活の支援

- ・地域で生活する障害者等を支援するため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。
- ・障害者の地域での暮らしを促進するため、福祉施設から地域生活への移行を支援します。

② 相談支援体制の充実

a 地域における相談体制の充実

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備・設置に向けた検討を行います。
- ・障害者等やその家族等からの相談に迅速かつ的確に対応するため、基幹相談支援センター、和木町地域自立支援協議会、和木町地域包括支援センター、相談支援事業所、サービス事業所、民生委員児童委員等との連携を強化し、身近な地域における総合的な相談支援体制の充実を図ります。

- ・障害者等が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、相談支援専門員や相談支援事業と連携し、相談体制の充実を図ります。

b 介助者等に対する支援の充実

- ・ヤングケアラーも含めた家族介助者等について、広報や町ホームページ、SNS等による相談支援事業に関する相談先、事業内容等に関する情報提供を行い、必要な支援につなぐとともに、負担軽減を図るため、サービス提供体制の確保に取り組みます。
- ・発達障害者等やその家族に対し、発達障害児者地域支援体制強化事業等の周知を図り、ピアサポート活動等への参加を促進します。

c 人材の育成

- ・相談支援専門員研修の受講によるスキルアップを図り、相談支援に携わる人材の育成に努めます。

③ 地域福祉の推進

- ・和木町地域福祉計画（平成24年3月策定）に基づき、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせる仕組みを構築します。
- ・和木町社会福祉協議会等、地域福祉活動の核となる福祉関係団体、ボランティア団体等と定期的な協議を行うとともに、その活動内容を町民に周知し理解を深め、地域福祉活動を促進します。
- ・高齢者や障害者、子どもなど、地域における世代間交流事業を行い、相互の理解を深め、相互扶助の関係構築に努めます。
- ・社協だより、広報や町ホームページ、SNS等を活用し、ボランティアに関する情報を提供するとともに、講習会や研修会等を通じて人材の育成に努めます。

イ 健康づくりの推進

(7) 基本方針

- 障害の予防、早期発見・早期治療に努めます。
- 近隣市と連携し、療育体制の充実を図ります。
- 精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(イ) 施策の方向

① 保健・医療の充実

a 健康づくりの支援

- ・「健康わき21計画（第2次）」に基づき、生活習慣病の予防や早期発見に町民が主体的に取り組むことができるよう、健康づくりを支援します。
- ・保健、医療、福祉、教育等の関係部門との連携により、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

b 保健・医療サービス等の充実

- ・ライフステージに応じた保健サービス等の充実により、疾病の予防、早期発見・早期治療を促進します。
- ・子どもが健やかに生まれ、こころ豊かに育っていける環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減等を図ります。

c 難病患者等に対する支援の充実

- ・難病患者等の実態把握に努めます。
- ・保健・医療・福祉サービス等の連携により、難病患者等の日常生活を支援します。
- ・難病患者等に対する医療費の助成制度、相談窓口等の周知を図ります。

d 歯科診療の充実

- ・障害者等の口腔機能を維持するため、山口県在宅訪問歯科保健医療連携室と連携し、歯科診療所に通院が困難な在宅の障害者等に対して、訪問歯科診療等を行います。

② 療育体制の充実

- ・岩国市療育センターと連携し、障害児への療育の提供を行います。
- ・障害児の成長段階に応じて、適切な療育等が継続的に行われるよう「サポートファイルやまぐち」の活用を促進します。
- ・関係機関と連携し、障害児や家族等を支援できる環境を整えます。

③ 感染症対策

- ・山口県、保健医療機関、関係機関・団体、事業所等と連携し、障害者等に対する感染症予防に関する知識の周知・啓発に努めます。
- ・サービス提供事業所、関係課等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発に努めるとともに、感染症発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制に係る協議を行い、円滑な実施に向けて整備を進めます。

- ・山口県、保健医療機関等と連携し、感染症発生時における障害者、サービス提供事業所等の支援・応援体制等の構築に努めます。

④ 精神保健福祉の推進

- ・ひきこもりや不登校の実態把握、関係機関との情報共有や連携による支援に努めます。
- ・精神障害者とその家族が、地域において安心して暮らすことができるよう、和木町地域包括支援センター、岩国圏域、山口県等と連携し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。
- ・精神障害者の地域への移行・定着を進めるため、就労支援、住まいの確保、在宅医療の充実、地域住民の理解の促進等、多方面からの継続的な支援に努めます。
- ・「こころの健康」を維持するため、保健相談センターを中心として、広報等による啓発、医療データの分析等による指導を通じて、健康意識の向上を図ります。

ウ 子ども・子育ての支援

(7) 基本方針

- 子ども・子育て支援等と連携し、障害児とその家族を支援します。
- 障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、関係機関の連携により、特別支援教育の体制の整備を進め、充実を図ります。

(イ) 施策の方向

① 障害児に対する支援の充実

a 相談支援の充実

- ・障害の早期の発見、障害の程度や状況に応じた支援を行うため、子育て支援、保健、医療、福祉、教育委員会等との連携体制を構築し、乳幼児期から学校卒業後に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を効果的に提供する体制を構築します。
- ・こども家庭センターと連携した相談支援体制の構築を図ります。
- ・虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援を行います。
- ・県立岩国総合支援学校と連携し、卒業後の進路選択、進路決定に向けた相談支援を行います。

b 障害児に対するサービス提供体制等の整備

- ・近隣市と連携し、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等が身近な場所で提供できる体制を確保します。
- ・認定こども園について、障害児の通園に適した環境整備、受入体制の整備を進めるとともに、保育教諭を中心とした家庭との連携、意思疎通を図るなど、支援を充実します。
- ・放課後や長期休暇時に障害児等が過ごす場となる放課後児童クラブや放課後子ども教室について、障害の程度に応じた指導員の配置、教室等の設備の改善等により障害児の受け入れ体制を整備するなど、子どもの居場所づくり、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めます。

c 医療的ケア児に対する支援体制の構築

- ・医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるよう、山口県東部医療的ケア児支援センターと連携し、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築します。

d 人材の育成

- ・障害の疑いがある段階から、障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を適切に進めるため、専門的知識をもつ人材の育成に努めます。
- ・地域ぐるみで子どもの成長を見守るため、身近で見守りや相談ができる地域づくりを進めるとともに、子育て支援を行うボランティアなどの育成を図ります。

② 学校教育の充実

a 就学指導体制の充実

- ・障害児の就学先決定にあたり、本人や保護者等に対する十分な情報提供を行うとと

もに、一人ひとりの教育的ニーズ、必要な支援等についての的確に捉えるよう努めます。

- ・個別の支援計画や指導計画の作成の手引き等を各学校へ配布し、支援のもととなる計画づくりを進めます。

b 教育内容の充実

- ・学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進を図ります。
- ・特別支援学級及び通級指導教室においては、障害の特性及び程度に応じた適切な指導を行うとともに、保護者との情報交換を進め、学校と家庭との連携による特別支援教育の充実を図ります。
- ・地域コーディネーターによる校内研修や、各研修会への参加の呼び掛けを行っており、今後も継続して実施できるように努めます。

c 教育環境の向上

- ・障害のある児童生徒だけではなく、誰もが快適な学校生活を送れるよう、スロープの設置、トイレの改修など、学校施設の改修等を実施します。

d 教職員の専門性の向上

- ・障害に応じた適切な指導が実施できるように、職員一人ひとりが障害の特性を理解し、個別に対応できる体制づくりを進めます。

エ 社会的自立・参加の促進

(7) 基本方針

- 働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図ります。
- 障害者が地域活動等に参加し、地域の人々と交流を広げることができる環境づくりを推進します。

(イ) 施策の方向

① 就労支援の充実と障害者雇用の促進

a 就労支援体制の充実

- ・障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、職業訓練の実施・紹介、トライアル雇用の推進、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行います。
- ・障害者の就労の際に生じる生活課題等に対応し、職場定着を支援するため、就労定着支援等の利用を促進します。

b 障害者雇用の促進

- ・町内企業との連携、情報共有等により、障害者雇用の理解の促進を図ります。
- ・本町における障害者雇用率は1.94%（令和5年6月1日現在）であり、今後も引き続き、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を上回る障害者雇用に努めます。

c 多様な就業機会の確保

- ・障害者の特性に応じた多様な働き方を選択できるよう、短時間労働、在宅勤務など、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方の普及・拡大を図ります。
- ・福祉農園において、イチジクの生産、出荷を行っており、今後も継続して実施できるよう努めるとともに、障害者を中心とした取組に対する支援等を検討します。
- ・和木町社会福祉協議会が開設する「ふれあい工房クローバー」について、今後の運営方針等の検討を行います。

d 一般就労が困難な障害者に対する支援

- ・事業所等に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労継続支援事業所等の利用を促進します。
- ・福祉施設から一般就労へとつながるよう、就労移行支援事業の利用の促進、就労に関する相談支援体制の充実を図ります。

② 文化芸術活動・スポーツ活動等の振興

a 文化芸術活動等への参加の促進

- ・障害者等が文化芸術活動、レクリエーション活動等に参加しやすいよう、活動団体や内容等に関する分かりやすい情報提供、体験の場の開催などを行います。
- ・公民館などの身近な施設において文化芸術活動等に参加できるよう、環境整備に努めます。

b 障害者スポーツの推進

- ・障害者を対象としたスポーツ大会等についてPRを行い、大会等への参加を促進します。また、大会スタッフとして職員の派遣を検討します。
- ・大会参加者が多数の場合、バスを借り上げる町の支援について、参加者や各団体への周知に努め、参加を促進します。
- ・和木町体育センターは、車いすバスケット等の利用が可能であることから、広く情報提供を行うとともに、障害者等のニーズの把握に努め、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。

c 読書バリアフリーの推進

- ・町立図書館、学校図書館における障害者等の読書環境の整備を進めます。

③ 外出支援対策の推進

a 移動支援事業等の利用の促進

- ・地域生活支援事業の移動支援事業について、広報等により周知を図ります。
- ・障害福祉サービス等の同行援護について周知を図るとともに、利用できる事業所の確保に努めます。
- ・あいあいバスの運行により、障害者等の移動手段を確保します。

b 各種制度等の周知

- ・自動車運転免許取得費、自動車改造に係る費用の助成制度の周知を図り、利用を促進します。
- ・障害福祉タクシー料金助成制度について、引き続き実施します。
- ・補助犬の普及を図るため、啓発に努めます。

④ 経済的自立の支援

- ・各種手当、年金等について、該当者への申請の勧奨等に努めます。
- ・和木町心身障害者新規学校卒業者就職支度金支給制度について、今後も継続するとともに、学校等と連携しながら、就職者の把握に努めます。

(2) ノーマライゼーション社会の実現

ア 権利擁護等の推進

(7) 基本方針

- 障害者の権利擁護を推進します。
- 障害や障害者に対する認識を深め、こころのバリアフリーを進めます。
- 障害者の差別や虐待の防止に努めます。

(イ) 施策の方向

① 権利擁護の普及啓発

- ・地域包括支援センターを中心として、関係機関と連携しながら、障害者等の権利擁護の制度に関する普及啓発や情報提供、相談の充実に努めます。

② 成年後見制度の利用の促進

- ・成年後見制度による支援を必要とする方が安心して利用できるよう、制度の周知と正しい理解の促進に努め、地域における権利擁護支援に取り組みます。
- ・この制度は、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものであり、そのためには、意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。
- ・町民の権利擁護を支援するため、成年後見支援センターを地域包括支援センターに設置し、法律・福祉等の専門職や幅広い関係者と権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することで、安心して自分らしく暮らせる地域共生社会を目指します。
- ・また、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会を設置し、法律・福祉の専門職団体等が連携・協力し、本人を中心として形成されたチームを支援します。

<具体的な取組事項>

- 1) 成年後見制度のパンフレットの配布やホームページへの掲載、講演会等の実施に努め、制度や相談機関である成年後見支援センターについて周知します。
- 2) 権利擁護総合相談等に取り組み、権利擁護支援の必要な人の早期の発見・支援に努めます。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会において、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）から助言を受けます。
- 3) よりその人らしい生き方や支援のあり方を検討するとともに、早い段階からの権利擁護支援を推進するため、日常生活自立支援事業や任意後見制度および法定後見制度の保佐・補助類型について周知します。
- 4) 成年後見制度の利用が必要と認められる方で、本人、家族や親族等による申立てが期待できない場合に、町長が家庭裁判所に後見等開始の審判請求手続きを行います。

【成年後見制度等の概要】

■日常生活自立支援事業

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるように福祉サービス利用、お金の出し入れ、毎日の暮らしの事務手続き、重要書類や印鑑の預かりなどの手伝い等を支援する福祉サービスです。
この事業の契約内容を理解できる方が対象になります。

■成年後見制度

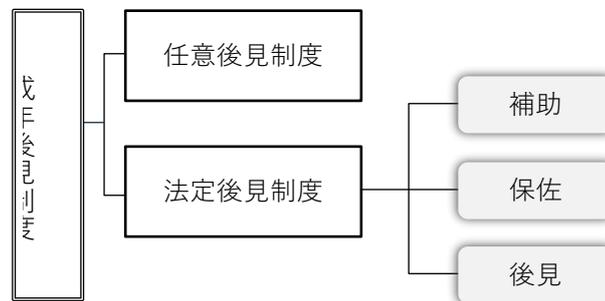
成年後見制度は、認知症や知的障害など判断能力が十分でない人の権利を守り、生活を支援し、財産を法律的に保護する制度で、任意後見制度と法定後見制度があります。

<任意後見制度>

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

<法定後見制度>

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が欠けているのが通常の方を対象とする「後見」の3つの類型があります。



③ こころのバリアフリーの推進

a 障害に対する理解の促進

- ・ 障害や障害者等に対する理解を深めるため、広報、町ホームページ、パンフレットの配布等による啓発普及を行います。
- ・ 障害や障害者等に対する理解を深め、必要な配慮を実践することで、暮らしやすい社会の実現を目指して、山口県が取組を進めている「あいサポート運動」を推進します。

b 差別の解消

- ・ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」（令和4年10月11日山口県条例第31号）に基づき、一人ひとりが障害への理解を深めるとともに、差別の解消に取り組みます。

c 福祉教育の推進

- ・障害の有無に関わらず、相互に協力し支え合う意識を養うため、家庭、地域、学校等における福祉教育を推進します。
- ・学校行事や体験学習、地域行事等を通じて、こころのバリアフリーを推進します。

④ 虐待の防止

- ・障害者虐待防止法等に関する広報、啓発活動を行います。
- ・障害者虐待の未然防止や早期発見と迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、山口県障害者権利擁護センター、和木町地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を図ります。
- ・「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」（令和5年7月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室）等に基づき、養護者、福祉施設従事者等による虐待、セルフネグレクト等について、適切な対応、支援等に取り組みます。

⑤ 行政サービス等における配慮

a 窓口業務での配慮

- ・役場窓口等においては、障害者差別解消法に基づき、社会的障壁を取り除くための合理的配慮（障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供すること）を行います。
- ・町職員に対する研修会の実施等を通じて、障害に対する理解を深めるとともに、障害者等への配慮の徹底を図ります。

b 選挙等における配慮

- ・投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した案内方法や投票設備の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。
- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による投票など、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。

イ 情報アクセシビリティの向上

(7) 基本方針

○障害者が、各種情報を迅速かつ的確に利用できるよう、情報取得利用、意思疎通を推進します。

(イ) 施策の方向

① 情報提供の充実

- ・ 障害者等向けの情報について、イラストや絵記号等を用いたり、分かりやすい言葉でゆっくりと説明するなど、障害者等が見やすく、理解しやすい形で提供できるよう努めます。
- ・ 町ホームページについて、誰もが利用しやすいものとなるよう、必要な改善を行います。
- ・ 災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、迅速かつ正確な情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達体制の整備に努めます。

② 意思疎通支援の充実

- ・ 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員について、養成研修事業等に関する情報提供を行い、人材の確保・育成に努めます。
- ・ 聴覚障害者等に対して、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣します。
- ・ 役場窓口において、聴覚障害者等のための窓口支援システム（発言をリアルタイムで文字化し、タブレットに表示するシステム）を導入し、意思疎通支援の充実を図ります。
- ・ 点訳・音訳を行うボランティア等の確保・育成に努めます。
- ・ 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対し、日常生活用具の給付等事業の活用を促進します。

(3) 安全・安心に暮らせるバリアフリー社会の実現

ア 安全・安心の確保

(7) 基本方針

- 障害者に配慮した居住の場の確保を図ります。
- 障害者の緊急時への対応、防災対策、防犯対策、交通安全対策を推進します。

(イ) 施策の方向

① 居住の場の確保

- ・住宅改修については、今後も継続して事業を行い、周知を図ります。
- ・町営住宅の建替え時においては、障害者等に配慮した住宅の供給を進めます。
- ・グループホームについて、町内のニーズ等を把握するとともに、近隣市と連携した提供体制の整備に努めます。
- ・民間賃貸住宅等への入居を希望する障害者等に対し、山口県居住支援協議会の活用等により、円滑な入居を支援します。

② 緊急時への対応

- ・障害者等の緊急時に対応するため、岩国地区消防組合が実施している緊急通報システム「NET119」や「FAX119」の周知を図ります。
- ・町の単独事業として、町内の各家庭に火災報知機を無償貸与していますが、情報の認知が難しい方への支援方法について検討します。
- ・あんしん情報カプセルについて周知を図り、利用を促進します。

③ 防災対策の推進

a 障害者等への情報提供

- ・「和木町ハザードマップ」を配布し、あらかじめ、災害時の危険度や避難場所の周知を図ります。
- ・情報を必要とする障害者等やその家族が、迅速かつ確実に情報を入手できるよう、和木町防災メール、防災行政無線、防災無線アプリや、山口県「山口県土木防災情報システム」などの情報伝達手段を周知し、利用を促進します。
- ・災害時に、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）に対して正確な防災情報の提供がなされるよう、自治会や民生委員児童委員、地域住民と連携し、情報伝達体制の整備に努めます。

b 避難の支援

- ・避難行動要支援者（要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人）に係る台帳整備を進めるとともに、同意を得た障害者等の名簿を自主防災組織等と共有し、災害時における避難誘導に活用することにより、迅速な避難につなげます。
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努めます。
- ・災害時における障害者等の避難体制を構築するため、地域住民等と連携した避難訓練等の取組を支援します。

c 避難所の整備

- ・ 障害者等の避難生活を支えるため、避難所における受入体制の整備、安心して生活できる避難施設の確保、補装具や医療品等の備蓄など、関係機関の連携による避難生活支援のための体制を構築します。
- ・ 避難所のバリアフリー化を促進します。
- ・ 福祉避難所の確保に努めます。

e 自主防災組織の強化

- ・ 地域ぐるみの防災体制の充実を図るため、自主防災組織の育成を支援します。

d 障害福祉サービス等の提供

- ・ 災害が発生した場合にあっても、必要な障害福祉サービス等が継続的に提供されるよう、事業所等に対し、業務継続に向けた計画等の策定・見直し、研修の実施等について、必要な助言及び適切な援助を行います。

④ 防犯対策の推進

- ・ F A Xや電子メール等による110番通報、スマートフォン等を利用した緊急通報「110番アプリシステム」について周知します。
- ・ 自主防犯組織に対する支援により地域の防犯力を高め、より安心なまちづくりを進めます。
- ・ 消費者被害の防止と救済のため、啓発に努めるとともに、町企画総務課、山口県消費生活センターなど、消費生活相談窓口の周知を図ります。

⑤ 交通安全対策の推進

- ・ 障害者を交通事故から守るため、関係機関と連携し、道路や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全運動、交通安全教育の実施により、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

イ まちのバリアフリー化

(7) 基本方針

- 誰もが快適で生活しやすいまちづくりを推進します。
- 建築物、公共交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を進めます。

(イ) 施策の方向

① 障害者にやさしいまちづくりの推進

- ・バリアフリー法、山口県福祉のまちづくり条例の普及啓発を行います。
- ・障害者福祉の充実と社会における障害者の完全参加を実現するため、バリアフリーの理念のもと、公共施設、道路等の生活環境の改善により「障害者にやさしいまちづくり」を推進します。
- ・障害者等の外出を支援するため、障害者専用駐車スペースの確保を促進するとともに、専用スペース利用のための「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」を周知します。

② 建築物等のバリアフリー化の推進

- ・公共施設については、誰もが安全で快適に利用できる整備を進め、過ごしやすい建物づくりを目指します。
- ・障害者の利用に配慮した各種福祉機器の設置に努めます。
- ・地域生活支援事業の住宅改修の申請者に対し、住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に関する情報提供に努めます。

③ 道路、公共交通機関のバリアフリー化

- ・歩道の整備、歩道と車道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置・改善等、誰もが安心して、安全に移動できる歩行者空間の確保に努めます。
- ・和木町コミュニティバスについて、必要に応じて増便やルート改正等を行い、交通アクセスの向上を図ります。

第6章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

本計画は、基本指針に即して策定します。

(1) 基本的理念

基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る基本的理念として、次の項目が示されています。

- | |
|--|
| <p>① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者等が障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本とした共生社会を実現する。 <p>② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者等が、地域で障害福祉サービスを受けられるよう、市町村を実施主体の基本とする。 <p>③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の社会資源を最大限に活用し、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する。・地域生活を希望する障害者が、地域での暮らしを継続するために必要な障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。・地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援拠点等を整備する。・精神障害者が、地域の一員として安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築する。 <p>④ 地域共生社会の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none">・地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをもとに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に取り組むための仕組みづくり、制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保に取り組む。・地域資源の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。 <p>⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援</p> <ul style="list-style-type: none">・障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障害種別にかかわらず、質の高い障害児通所支援等の充実を図る。・ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。・全ての児童が共に成長できる地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進・医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。 <p>⑥ 障害福祉人材の確保・定着</p> <ul style="list-style-type: none">・安定的な障害福祉サービス等の提供、障害福祉に関する事業の実施のため、提供体制の確保とそれを担う障害福祉人材の確保・定着を図る。 <p>⑦ 障害者の社会参加を支える取組</p> <ul style="list-style-type: none">・文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。・読書バリアフリー法（令和元年法律第49号）を踏まえた視覚障害者等の読書環境を計画的に整備する。・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年法律第50号）を踏まえた障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進する。 |
|--|

(2) 基本的な考え方

基本指針では、障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方として、次の項目が示されています。

ア 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① **全国で必要とされる訪問系サービスの保障**
 - ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の保障
- ② **希望する障害者等への日中活動系サービスの保障**
 - ・日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）の保障
- ③ **グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実**
 - ・グループホームの充実、自立生活援助等の推進による入所等から地域生活への移行
 - ・障害者が希望する一人暮らし等を実現するための支援等の充実
 - ・訪問系サービス、日中活動系サービスの保障による障害者等の地域生活の維持及び継続
 - ・地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能を強化するための地域生活支援拠点等の整備と必要な機能の充実
- ④ **福祉施設から一般就労への移行等の推進**
 - ・就労移行支援事業、就労定着支援事業等の推進による障害者の福祉施設から一般就労への移行・定着
- ⑤ **強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実**
 - ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、難病患者に対して適切な支援を行うための支援ニーズの把握、人材育成、地域の関係機関との連携を通じた支援体制の整備
- ⑥ **依存症対策の推進**
 - ・多様な機関の密接な連携による依存症である者等及びその家族に対する支援の実施

イ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① **相談支援体制の充実・強化**
 - ・福祉各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言、特定相談支援事業所の充実のための施策の確保 等
 - ・基幹相談支援センターの設置による地域における相談支援体制の充実・強化
 - ・相談支援体制に係る検証・評価を行うとともに、障害者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言、人材育成等、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討
 - ・精神障害者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対する子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援の確保
- ② **地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保**
 - ・地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保
 - ・障害者等が地域における生活を継続できるための自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
- ③ **発達障害者等に対する支援**
 - ・発達障害者等への相談支援体制等の充実
 - ・発達障害者等及び家族等への支援体制の確保
- ④ **協議会の活性化**
 - ・関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会の設置
 - ・個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた、地域の支援体制整備の取組の活性化

ウ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

① 地域支援体制の構築

- ・ 障害児及びその家族に対する障害児通所支援等における支援について、身近な場所で提供できるための支援体制の整備
- ・ 児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制の整備
- ・ 障害児通所支援事業所等における支援の質の向上と支援内容の適正化、安全性の確保を図るための取組の実施

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ・ 障害児通所支援の体制整備に係る保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携
- ・ 障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるための関連施策、関連部局との連携、こども家庭センターとの連携による支援体制の構築
- ・ 学校、障害児通所支援事業所や障害福祉サービス提供事業所等の緊密な連携
- ・ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施にあたり、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携を促進することができる実施形態の検討
- ・ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携による難聴児の支援

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

- ・ 障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、互いに学び合う経験を持つための年少期からのインクルージョンの推進
- ・ 保育所等訪問支援等を活用した保育所等の育ちの場における支援体制の構築による障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

- ・ 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実
- ・ 虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

- ・ 障害の疑いがある段階からの障害児本人や家族に対する継続的な相談支援の実施
- ・ 障害児相談支援の質の確保と提供体制の構築

2 重点的な取組の方針

本計画における重点的な取組の方針は、次のとおりとします。

(1) 地域生活における支援の充実

障害者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域全体で障害者等とその家族を支える仕組みづくりに取り組みます。

また、障害者等の自立生活、入所・入院中の障害者の地域生活への移行を支援するとともに、障害者等の相談への対応、緊急時の受け入れ・対応などの支援が適切に行われるよう、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行い、地域生活における支援機能を強化します。

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

障害福祉サービス等の円滑な利用を支援するため、相談支援専門員や相談支援事業所等と連携し、相談支援の充実、質の向上を図ります。

また、障害の状態や希望に沿ったサービスが継続的に受けられるよう、事業所等と連携し、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めるとともに、事業所等の確保に努めます。

(3) 相談支援体制の充実・強化

障害者等や家族の多様な相談に迅速に対応するため、基幹相談支援センターの整備・設置に向けた検討を行います。

また、和木町地域自立支援協議会、和木町地域包括支援センター、相談支援事業所、こども家庭センター等と連携しながら、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(4) 障害児支援の体制整備

障害児とその家族に対して、障害に気づいた段階から、ライフステージに応じた支援を継続的に行えるよう、保健、福祉、医療、保育、教育、就労等の関係機関や事業所等と連携し、総合的な支援体制の構築に取り組みます。

また、障害児等のニーズに応じた障害児通所支援が利用できるよう、近隣市と連携しながら、サービス提供体制の整備を進めます。

さらに、発達障害児、医療的ケア児等の実態把握に努めるとともに、可能な限り身近な地域において必要な支援が受けられる体制の構築を図ります。

「和木町子ども・子育て支援事業計画」等と連携し、障害児のニーズに応じた子ども・子育て支援等を利用できるよう、総合的な障害児支援の体制とサービスの充実に努めます。

(5) 就労の促進

就労移行支援事業等の利用の促進等により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

また、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携により、障害者の就労を支援します。

(6) 社会参加の促進

障害者等が文化芸術活動、スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりを進め、障害者等の能力や可能性を発揮する機会の確保、自立支援、生きがいの創出を図るとともに、地域住民

等の障害への理解と認識を深めます。

また、読書バリアフリー法を踏まえた視覚障害者等の読書環境の整備を進めます。

(7) 障害者等の情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者等の情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した分かりやすい情報提供、意思疎通支援の充実、支援者の養成等を行います。

(8) 障害を理由とする差別の解消

共生社会を実現するため、障害に対する理解の促進、福祉教育の推進などにより、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を行います。

(9) 障害者等に対する虐待の防止

和木町地域包括支援センター、認定こども園、学校、医療機関、サービス提供事業所、地域住民等と連携し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

(10) PDCAサイクルの実施

障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、改善に向けた取組等を行います。

3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

基本指針、山口県の考え方に基づき、本計画期間の最終年度である令和8年度末の成果目標について、次のように設定します。

(1) 福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」といいます。）の地域生活への移行者数及び施設入所者の削減者数について、目標を設定します。

ア 施設入所者の地域生活への移行

- 施設入所者のうち、地域生活への移行者数の目標を1人とします。

	現状	目標		参考／基本指針 (移行率目標)
	施設入所者数 ①	地域生活への移行者数 ②	移行率 ②/①*100	
地域生活への移行	4人	1人	25%	・現状の施設入所者数の6%以上

注：現状は令和4年度末

イ 施設入所者数の削減

- 施設入所者数の削減者数の目標を1人とします。

	現状	目標			参考／基本指針 (削減率目標)
	施設入所者数 ①	施設入所者数 ②	削減者数 ③ (①-②)	削減率 ③/①*100	
施設入所者の削減	4人	3人	1人	25%	・現状の施設入所者数の5%以上削減

注：現状は令和4年度末

(2) 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行支援及び地域生活の充実のため、地域生活支援拠点等の整備等に係る目標を設定します。

また、強度行動障害を有する障害者等に対する支援の充実を図るため、ニーズに基づいた支援体制の整備を目指します。

ア 地域生活支援拠点等の整備

- 地域生活における安心の確保、地域生活への移行促進のため、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行うこととし、整備するまでの間、地域生活支援のための体制強化に努めます。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による支援体制及び緊急時の体制の構築を目指します。
- 地域生活支援拠点等の整備後は、運用状況の検証及び検討について、年1回実施します。

	現状	目標	参考／基本指針
地域生活支援拠点等の整備	未整備	整備	・各市町村（複数市町村による共同整備含む。）において整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	未実施	1回／年	・年1回以上、運用状況の検証及び検討を実施

注：現状は令和5年度末

イ 強度行動障害を有する障害者等の支援

- ・強度行動障害を有する障害者等の支援ニーズを把握するとともに、岩国圏域、地域の関係機関等の連携により、支援体制の整備を目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者の一般就労を促進するため、福祉施設利用者の一般就労への移行及び就労の定着について、目標を設定します。

ア 福祉施設の利用者の一般就労への移行

- ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の目標を2人（うち、就労移行支援事業、就労継続支援B型の利用者各1人）とします。

指標	現状	目標		参考／基本指針 (倍率目標)
	一般就労 移行実績 ①	移行者数 ②	移行倍率 ②/①	
就労移行支援事業等利用者(a)	0人	2人	-	・現状実績の1.28倍以上
aのうち就労移行支援事業利用者	0人	1人	-	・現状実績の1.31倍以上
aのうち就労継続支援A型利用者	0人	-	-	・現状実績の1.29倍以上
aのうち就労継続支援B型利用者	0人	1人	-	・現状実績の1.28倍以上

注-1：就労移行支援事業等は生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援(A・B型)を行う事業
-2：現状は令和3年度

イ 就労の定着

- ・就労定着支援事業の利用者数の目標を1人とします。

指標	現状	目標		参考／基本指針 (倍率目標)
	利用者数 実績 ①	利用者数 ②	利用倍率 ②/①	
就労定着支援事業利用者	0人	1人	-	・現状実績の1.41倍以上

注：現状は令和3年度

ウ 就労の支援

- ・山口県、関係機関等との就労支援ネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を目指します。
- ・協議会等の場において、就労支援に係る取組等についての検討を行います。

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児に対し、重層的な地域支援体制を構築するため、障害児支援の提供体制の整備等に係る目標を設定します。

ア 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

- ・地域における障害児支援の中核的な役割を担う「児童発達支援センター」は現在、岩国市に1か所設置されており、今後も連携を図りながら、障害児やその家族への支援を行います。
- ・児童発達支援センター、保育所等訪問支援等を活用しながら、関係機関や岩国圏域における連携を強化し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築を目指します。

	現状	目標	参考／基本指針
児童発達支援センターの設置	設置済	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村に少なくとも1か所以上設置を基本 ・単独での設置が困難な場合は圏域でも可

注：現状は令和5年度末

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

- ・重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、岩国圏域で連携し、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

指標	現状	目標	参考／基本指針
児童発達支援事業所の確保	未設置	設置	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本 ・単独での確保が困難な場合は圏域でも可
放課後等デイサービス事業所の確保	未設置	設置	

注：現状は令和5年度末

ウ 医療的ケア児等に対する支援

- ・医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、和木町地域自立支援協議会を保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として位置付けており、引き続き支援を行います。
- ・岩国圏域で連携し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを1人配置します。

指標	現状	目標	参考／基本指針
関係機関の協議の場の設置	設置済	維持	・各市町村において設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において配置 ・単独での配置が困難な場合は圏域でも可

注：現状は令和5年度末

(5) 相談支援体制の充実・強化等

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備・設置に向けた検討を行うこととし、整備・設置するまでの間、地域の相談支援体制の強化に努めます。
- ・地域づくりに向けた協議会の機能を実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に向けた取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制の構築を目指します。

指標	現状	目標	参考／基本指針
基幹相談支援センターの設置	未設置	設置	・各市町村（複数市町村による共同設置含む。）において設置

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・山口県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加を促進します。
- ・和木町地域自立支援協議会、岩国圏域、事業所等との連携強化に取り組みます。

4 障害福祉サービス等の見込量等

障害福祉サービス等の見込量等は、障害者等の将来見通し、利用実績、アンケート調査による利用意向等を考慮して設定しました。

(1) 障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

(ア) サービスの種類、内容

訪問系サービスの種類、内容は次表のとおりです。

表 訪問系サービスの種類、内容等（再掲）

種類	サービスの内容等
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護（入浴、排せつ、食事等）、家事（調理、洗濯、掃除等）、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、常に介護が必要な人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護、家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供（代筆、代読等を含む。）、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を行います。
行動援護	常に介護が必要で、行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人に対し、その人が行動するときの危険を回避するための援助や外出時の移動の介護等を、障害の特性を理解したヘルパーが行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも特に介護の必要度が高い場合に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(イ) 見込量

訪問系サービスの見込量は、次のとおりとします。

表 訪問系サービスの見込量

種類	区分	単位	令和5年度	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	人/月	2	2	2	2
	利用時間	時間/月	12	10	10	10
重度訪問介護	利用者数	人/月	0	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0	0
同行援護	利用者数	人/月	1	1	1	1
	利用時間	時間/月	3	3	3	3
行動援護	利用者数	人/月	0	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	0	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0	0

注：令和5年度は12月末時点（以下同様）

イ 日中活動系サービス

(7) サービスの種類、内容

日中活動系サービスの種類、内容は次表のとおりです。

表 日中活動系サービスの種類、内容等（再掲）

種類	サービスの内容等
生活介護	常に介護が必要な人に対して、主に昼間、事業所において、介護（入浴・排せつ・食事等）、家事（調理・洗濯・掃除等）、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動、生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で一定の支援が必要な身体障害のある人、または難病患者に対し、事業所や居宅などにおいて身体機能や生活能力向上のために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障害または精神障害のある人に対し、事業所や居宅などにおいて、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労選択支援 【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。（令和7年10月開始予定）
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人で、事業所への雇用が可能と見込まれる人に対して、職場体験などの機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、職場探し、就労に関する相談や支援等を行います。
就労継続支援 （A型）	企業等への就労は困難だが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に対して、事業所において、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 （B型）	就労経験はあるが雇用されることが困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが雇用に結びつかなかった障害のある人に対し、雇用契約はせず生産活動などの機会の提供、就労の移行へ向けた知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労したが、就労による環境変化により生活リズム、家計の管理や体調など生活面に問題が生じている人に対し、企業・自宅等への訪問や来所により問題を把握するとともに、問題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護が必要な障害のある人に対し、医学的管理の下、介護、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の管理、看護などを行います。このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを合わせて提供するものです。
短期入所 （ショートステイ）	介護者が病気などの理由で介護を行うことができない場合、障害のある人に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。

(イ) 見込量

日中活動系サービスの見込量は、次のとおりとします。

表 日中活動系サービスの見込量

種類	区分	単位	令和5年度	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者	人/月	17	17	18	18
	利用量	人日/月	200	200	210	210
自立訓練（機能訓練）	利用者	人/月	0	0	0	1
	利用量	人日/月	0	0	0	10
自立訓練（生活訓練）	利用者	人/月	0	1	1	1
	利用量	人日/月	0	2	2	2
就労選択支援	利用者	人/月	-	-	2	2
	利用量	人日/月	-	-	20	20
就労移行支援	利用者	人/月	0	1	1	2
	利用量	人日/月	0	11	11	22
就労継続支援A型	利用者	人/月	2	2	2	2
	利用量	人日/月	35	42	42	42
就労継続支援B型	利用者	人/月	14	15	16	16
	利用量	人日/月	240	260	280	280
就労定着支援	利用者	人/月	0	1	1	2
療養介護	利用者	人/月	5	4	4	4
短期入所（ショートステイ）	利用者	人/月	2	2	2	2
	利用量	人日/月	5	5	5	5

ウ 居住系サービス

(7) サービスの種類、内容

居住系サービスの種類、内容は次表のとおりです。

表 居住系サービスの種類、内容等（再掲）

種類	サービスの内容等
共同生活援助（GH）	身体、知的または精神障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等での生活から、ひとり暮らしへの移行を希望する人に対し、一定期間、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や関係機関等との連絡調整を行うほか、相談などに電話やメール等で随時対応します。
施設入所支援	施設に入所する生活介護、自立訓練または就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて、主に夜間において、介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

(イ) 見込量

居住系サービスの見込量は、次のとおりとします。

表 居住系サービスの見込量

種類	区分	単位	令和5年度	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助（GH）	利用者	人/月	7	8	8	8
自立生活援助	利用者	人/月	0	0	0	0
施設入所支援	利用者	人/月	4	4	4	4

(ウ) 活動指標

成果目標「(2) 地域生活支援の充実」を達成するための活動指標について、次のとおり設定します。

表 地域生活支援の充実のための活動指標

指標	見込量			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域生活支援拠点等の設置箇所数	設置検討	設置検討	1か所	
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	-	-	1人	
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	-	-	1回	・年間の実施回数

注：活動指標とは、成果目標を達成するために必要な量等をいう。（以下同様）

エ 相談支援

(7) サービスの種類、内容

相談支援の種類、内容は次表のとおりです。

表 相談支援の種類、内容等（再掲）

種類	サービスの内容等
計画相談支援	障害のある人が、適切に障害福祉サービスを利用できるよう、サービス利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など、地域生活に移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	地域生活を継続するため、緊急時等の支援が必要な単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた時に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

(イ) 見込量

相談支援の見込量は、次のとおりとします。

表 相談支援の見込量

種類	区分	単位	令和5年度	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者	人/月	7	10	10	10
地域移行支援	利用者	人/月	0	0	0	1
地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0	1

(2) 障害児を対象としたサービス（児童福祉法に基づくサービス）

ア 相談支援

(7) サービスの内容（再掲）

障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

(4) 見込量

障害児相談支援の見込量は、次のとおりとします。

表 障害児相談支援の見込量

種類	区分	単位	令和5年度	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者	人/月	7	8	9	10

イ 障害児通所支援

(7) サービスの種類、内容

障害児通所支援の種類、内容は、次のとおりです。

表 障害児通所支援の種類、内容等（再掲）

種類	サービスの内容等
児童発達支援（福祉型）	通所施設を利用または居宅で生活している未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などを行うとともに、その家族に対する支援を行います。
児童発達支援（医療型）	上肢、下肢または体幹の機能に障害のある未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休みなどに、児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(イ) 見込量の推計

障害児通所支援の見込量は、次のとおりとします。

表 障害児通所支援の見込量

種類	区分	単位	令和5年度	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援（福祉型）	利用者	人/月	10	14	15	16
	利用量	人日/月	87	140	150	160
児童発達支援（医療型）	利用者	人/月	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者	人/月	29	35	37	40
	利用量	人日/月	405	500	530	580
保育所等訪問支援	利用者	人/月	5	4	5	6
	利用量	人日/月	5	4	5	6

(ウ) 活動指標

成果目標「(4) 障害児支援の提供体制の整備等」を達成するための活動指標として、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数について、次のとおり設定します。

表 障害児支援の提供体制の整備等のための活動指標

指標	見込量			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	1人	1人	1人	・岩国圏域で配置

(3) 子ども・子育て支援

ア 子ども・子育て支援制度の種類、内容

本町において実施している子ども・子育て支援制度の種類、内容は次のとおりです。

障害児やその保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

表 本町において実施している子ども・子育て支援制度の種類、内容（再掲）

種類	内容
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持った施設で、地域における子育て支援も行います。
一時預かり事業	保護者の就労や求職活動、病気やけがその他の事情により一時的に家庭での保育が困難になった場合に、保育が必要となる児童を対象として、一時的にこども園で保育を行います。
病児・病後児保育事業	病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）について、看護師・保育士などの専門職のいる保育室で保育を行います。
放課後児童クラブ	仕事などで日中保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後及び長期休暇等に児童クラブにおいて預かり、遊びや生活の場を提供します。
放課後子ども教室	地域住民などと連携し、学校の校庭や教室、社会教育施設等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。
子育て支援短期利用事業（ショートステイ）	疾病、出産、看護、事故、災害等の理由で一時的に家庭での養育が困難になった時、児童養護施設等において、一時的に養育を行います。

イ 見込量

子ども・子育て支援施策のうち、認定こども園、放課後児童クラブについて、障害児受入人数の見込量を次のとおりとします。

表 子ども・子育て支援施策の見込量（障害児受入人数の見込み）

指標	区分	単位	令和5年度	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定こども園	人数	人	33	33	33	33
放課後児童クラブ	人数	人	5	7	8	9

(4) 発達障害者等に対する支援に係る取組

ア 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、岩国圏域において実施している「発達障害児者地域支援体制強化事業」の周知、参加の促進等により、発達障害者等及びその家族等に対する支援の充実を図ります。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があり、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努めます。

イ 見込量

発達障害者等に対する支援の充実に係る見込量について、次のとおり設定します。

表 発達障害者等に対する支援の充実に係る見込量

指標	区分	単位	見込量			備考
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
支援プログラム等の受講者	受講者数	人	0	1	1	・岩国圏域において事業実施
支援プログラム等の実施者（支援者）	実施者（支援者）数	人	0	0	1	
ペアレントメンター	人数	人	0	0	1	
ピアサポートの活動への参加	参加人数	人	0	3	5	

注：支援プログラム等は、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等

（再掲）

※ペアレントトレーニング：保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチのひとつ。

※ペアレントプログラム：子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムのこと。

※ペアレントメンター：メンターとは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障害の子どもを育てた保護者がその育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して、グループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動する。

※ピアサポート：同じような立場にある仲間同士（ピア）の支え合い。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る取組

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築に向けて、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、精神医療福祉体制の基盤整備に取り組みます。

また、精神障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスの利用を促進します。

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

保健、医療及び福祉関係者による協議の場について、開催回数、関係者の参加者数、評価等の実施回数を次のとおり見込みます。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場に係る見込量

指標	区分	単位	見込量			備考
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	開催回数	回/年	1	1	1	
協議の場への関係者の参加	参加者数	人/年	9	9	9	・医療(精神科以外) 1人 ・福祉 6人 ・当事者及び家族 2人
協議の場における目標設定及び評価	実施回数	回/年	1	1	1	

イ 精神障害者の障害福祉サービスの利用の促進

精神障害者の障害福祉サービスの利用者数について、次のとおり見込みます。

表 精神障害者の障害福祉サービス種別の利用者数の見込量

指標	区分	単位	見込量			備考
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
精神障害者の地域移行支援	利用者	人/月	0	0	1	
精神障害者の地域定着支援	利用者	人/月	0	0	1	
精神障害者の共同生活援助	利用者	人/月	4	4	4	
精神障害者の自立生活援助	利用者	人/月	0	0	0	
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	利用者	人/月	0	0	0	

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備・設置に向けた検討を行うとともに、整備・設置するまでの間、和木町自立支援協議会、事業所等との連携を図りながら、地域の相談支援体制を強化します。

表 相談支援体制の充実・強化のための取組に係る見込量

指標	区分	単位	見込量			備考
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置	-	-	検討	検討	設置	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	助言件数 件/年	0	0	0	・実施体制について検討する
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援	支援件数 件/年	0	0	0	
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施	実施回数 回/年	1	1	1	・和木町地域自立支援協議会の活用
	個別事例の支援内容の検証	実施回数 回/年	検討	検討	検討	
	主任相談支援専門員の配置数	配置人数 人	検討	検討	検討	
協議会における地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施回数 回/年	検討	検討	検討	・協議会の機能充実を図るため、各取組等について検討する。
	参加事業者・機関数	参加数 -	検討	検討	検討	
	協議会の専門部会の設置数及び実施回数	設置数 - 実施回数 回/年	検討	検討	検討	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害者等のニーズに応じた障害福祉サービス等の提供体制の整備、相談支援や障害福祉サービス等の質の向上を図るため、町職員の研修への参加を進めます。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、事業所等と共有することにより、事務負担の軽減等につなげます。

表 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る見込量

指標	区分	単位	見込量			備考
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加	参加人数	人/年	2	2	2	・医療的ケア児等支援者養成研修、虐待防止・権利擁護研修等への参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（事業所や関係自治体等との共有）	体制の有無	-	有	有	有	
	実施回数	回/年	2	2	2	

5 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業の見込量は、現在の実施・利用状況、アンケート調査等を考慮して設定しました。

表 地域生活支援事業

区分	事業名	
必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・相談支援事業 ・意思疎通支援事業 ・移動支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・自発的活動支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・地域活動支援センター事業
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許取得費・改造費助成事業

(1) 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

(7) 事業の内容

理解促進研修・啓発事業は、障害者に対する理解を深めるための事業です。

今後も、岩国市自立支援協議会の実施する啓発イベント（岩国圏域として和木町も対象）への運営参加と開催周知、障害に関する広報活動等を行います。

(イ) 実施見込み

理解促進研修・啓発事業について、今後も継続して事業を実施します。

表 理解促進研修・啓発事業の見込み

種類	令和5年度	見込み			備考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施予定	実施	実施	実施	

注：令和5年度は予定（以下同様）

イ 自発的活動支援事業

(7) 事業の内容

自発的活動支援事業は、障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するものです。（本町においては、現在未実施です。）

(イ) 見込み

自発的活動支援事業について、実施を検討します。

表 自発的活動支援事業の見込み

種類	令和5年度	見込み			備考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自発的活動支援事業	未実施	検討	検討	検討	

ウ 相談支援事業

(7) 事業の種類、内容

相談支援事業の種類、内容は次表のとおりです。

表 相談支援事業の種類、内容等（再掲）

種類	事業の内容
障害者相談支援事業	障害者(児)やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な知的障害または精神障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

(イ) 見込量

相談支援事業の見込量は、次のとおりとします。

表 相談支援事業の見込量（年間）

種類	区分	単位	令和5年度	見込量			備考
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害者相談支援事業	実施か所	か所	3	3	3	3	・岩国市の相談支援事業所との連携
住宅入居等支援事業	利用者	人	0	1	1	1	

エ 成年後見制度利用支援事業

(7) 事業の種類、内容

成年後見制度利用支援事業の種類、内容は次表のとおりです。

表 成年後見制度利用支援事業の種類、内容等（再掲）

種類	事業の内容
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用を促進し、障害者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備及び活動を支援します。

(イ) 見込量

成年後見制度利用支援事業の見込量は、次のとおりとします。

表 成年後見制度利用支援事業の見込量（年間）

種類	区分	単位	令和5年度	見込量			備考
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
成年後見制度利用促進事業	利用者	人	0	1	1	1	・和木町成年後見支援センターとの連携
成年後見制度法人後見支援事業	研修会	回	0	1	1	1	

オ 意思疎通支援事業

(7) 事業の種類、内容

意思疎通支援事業の種類、内容は次表のとおりです。

表 意思疎通支援事業の種類、内容等（再掲）

種類	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者等の外出時など手話通訳が必要な場合に、手話通訳者の派遣を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、聴覚障害者等への広報活動などを行うため、手話奉仕員の養成研修を行います。
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障害者等の社会参加、コミュニケーションの円滑化等を図るため、要約筆記奉仕員の派遣を行います。

(4) 見込量

意思疎通支援事業の見込量は、次のとおりとします。

表 意思疎通支援事業の見込量（年間）

種類	区分	単位	令和5年度	見込量			備考
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手話通訳者派遣事業	実利用者	人	0	1	1	1	
手話奉仕員養成研修事業	修了者	人	0	1	1	1	
要約筆記奉仕員派遣事業	利用者	人	1	1	1	1	

カ 日常生活用具給付等事業

(7) 事業の種類等

日常生活用具給付等事業の種類等は次表のとおりです。

表 日常生活用具給付等事業の種類等（再掲）

種類	品目（例示）
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト 等
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具、火災警報機 等
在宅療養等支援用具	吸引器、電気式たん吸引器、盲人用体温計 等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器、福祉電話 等
排せつ管理支援用具	紙おむつ等、ストーマ装具 等
居宅生活動作補助用具	住宅改修費

(4) 見込量

日常生活用具給付等事業の見込量は、次のとおりとします。

表 日常生活用具給付等事業の見込量（年間）

種 類	区分	単位	令和5年度	見込量			備考
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護・訓練支援用具	給付数	件	0	1	1	1	
自立生活支援用具	給付数	件	0	1	1	1	
在宅療養等支援用具	給付数	件	0	2	2	2	
情報・意思疎通支援用具	給付数	件	0	2	2	2	
排せつ管理支援用具	給付数	件	93	110	110	110	
居宅生活動作補助用具	給付数	件	0	1	1	1	

キ 移動支援事業

(7) 事業の内容

移動支援事業（個別移動支援）の内容は、次表のとおりです。

表 移動支援事業（個別移動支援）の内容（再掲）

種類	事業の内容
移動支援事業 （個別移動支援）	屋外での移動に困難がある障害者等に対し、ホームヘルパーを派遣し、外出時の介護や、移動のための支援を行うものです。

(イ) 見込量

移動支援事業（個別移動支援）の見込量は、次のとおりとします。

表 移動支援事業（個別移動支援）の見込量

種類	区分	単位	令和5年度	見込量			備考
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
移動支援事業 （個別移動支援）	実施箇所数	か所	2	2	2	2	
	利用者数	人/月	2	2	2	2	
	時間数	時間/月	14	20	20	20	

ク 地域活動支援センター事業

(7) 事業の内容

地域活動支援センター事業の内容は、次表のとおりです。

表 地域活動支援センター事業の内容（再掲）

種類	事業の内容
地域活動支援センター事業	社会との交流の促進等を図るため、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うものです。

(イ) 見込量

地域活動支援センター事業の見込量は、次のとおりとします。

表 地域活動支援センター事業の見込量（年間）

種類	区分	単位	令和5年度	見込量			備考
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域活動支援センター事業	実施箇所数	か所	2	2	2	2	
	実利用者	人	2	7	7	7	

(2) 任意事業

ア 日中一時支援事業

(7) 事業の内容

日中一時支援事業の内容は、次表のとおりです。

表 日中一時支援事業の内容（再掲）

種類	事業の内容
日中一時支援事業	障害者(児)を自宅で介護する人が病気などの理由により、日中に介護することができなくなったとき、障害福祉サービス事業所などで一時的に預かり、見守り等のサービスを提供するものです。

(4) 見込量

日中一時支援事業の見込量は、次のとおりとします。

表 日中一時支援事業の見込量（年間）

種類	区分	単位	令和5年度	見込量			備考
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日中一時支援事業	実施箇所数	か所	2	2	2	2	
	延べ利用者数	人	12	12	12	12	

イ 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

(7) 事業の内容

自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業の内容は、次表のとおりです。

表 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業の内容（再掲）

種類	事業の内容
自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業	障害者に対し、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。

(4) 見込量

自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業の見込量は次のとおりとします。

表 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業の見込量（年間）

種類	区分	単位	令和5年度	見込量			備考
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	受給者数	人	0	1	1	1	

6 サービス見込量確保のための方策

障害福祉サービス等、地域生活支援事業が円滑に提供されるよう、サービス提供事業所などの関係機関と連携しながら、見込量が確保できる体制を整備します。

(1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

- ・利用者の個々の状態に応じたサービスが提供されるよう、ニーズの把握に努めるとともに、事業所等との連携により、適切な計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）等を作成し、必要なサービス量を確保します。
- ・山口県、岩国圏域等と連携し、サービス提供事業所の参入の促進に努めます。
- ・障害者等の地域生活への移行促進、移行後の生活を支援するため、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行うとともに、社会資源の活用、関係機関の連携等により、効果的な支援体制を構築し、その機能の充実を図ります。
- ・事業所等に対して、講習会の受講等を勧奨し、質の高いサービスが提供されるよう働きかけるとともに、福祉人材の育成、確保に努めます。
- ・地域生活支援事業のうち、障害者の日中活動の場として重要な役割を果たす「地域活動支援センター」については、利用者ニーズに応えられる体制を整備します。

(2) 相談支援体制の充実・強化

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備・設置に向けた検討を行います。
- ・和木町地域自立支援協議会、和木町地域包括支援センター、相談支援事業所、こども家庭センター等と連携しながら、障害者等やその家族に対する相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・相談支援に関わる人材の育成、資質の向上等に取り組みます。
- ・相談支援に関する分かりやすい情報提供、障害者等や家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談窓口の整備等を行います。

(3) 障害児支援の充実

- ・障害に気づいた段階からライフステージに応じた支援を継続的に行えるよう、保健、福祉、医療、保育、教育、就労等の関係機関や事業所等と連携し、総合的な支援体制の構築に取り組めます。
- ・認定こども園について、障害児の通園に適した環境整備、受入体制の充実を図ります。
- ・放課後や長期休暇時に障害児等が過ごす場となる放課後児童クラブ、放課後子ども教室について、障害の程度に応じた指導員の配置、教室等の設備の改善等を進めるとともに、地域住民の参画を促し、活動の機会づくりに努めます。
- ・子ども・子育て支援に関する情報提供を行い、保護者の緊急時への対応、子育てについての不安、介助等による身体的・精神的負担の軽減等を図ります。

第7章 計画の推進方策

1 住民意識の醸成

障害の有無に関わらず、地域の中でともに生きることのできる社会を実現するため、町広報やホームページ、SNSの活用、学校等における福祉教育、講演会の開催、障害者等と地域住民との交流の場の確保などにより、地域住民の障害に対する理解の促進と意識啓発に取り組めます。

2 計画の推進体制づくり

(1) 関係機関等との連携

障害者等やその家族のニーズに対応したサービス利用、各種相談に迅速に対応するため、相談支援事業所との一層の連携を図るとともに、教育機関や医療機関などとの支援会議等を継続的に行うなど、総合的な支援体制を整備します。

また、岩国圏域等で連携し、必要なサービス量の確保、サービスの質の向上を図ります。さらに、和木町社会福祉協議会等と連携し、障害福祉に関わるボランティア等の育成に努めます。

(2) 庁内の連携体制の強化

障害福祉施策は、福祉や保健、医療、教育、子ども・子育て、就労等、多様な分野にわたることから、関係各課との情報の共有化、施策等の連絡調整等による緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な施策の実施に努めます。

(3) 県・国等との連携

本計画を推進するため、山口県、岩国圏域等で連携を図りながら、円滑なサービスの提供に努めます。

また、福祉施策の充実や制度の見直し等については、山口県や他の市町と連携しながら、国に働きかけを行います。

(4) 和木町地域自立支援協議会の運営

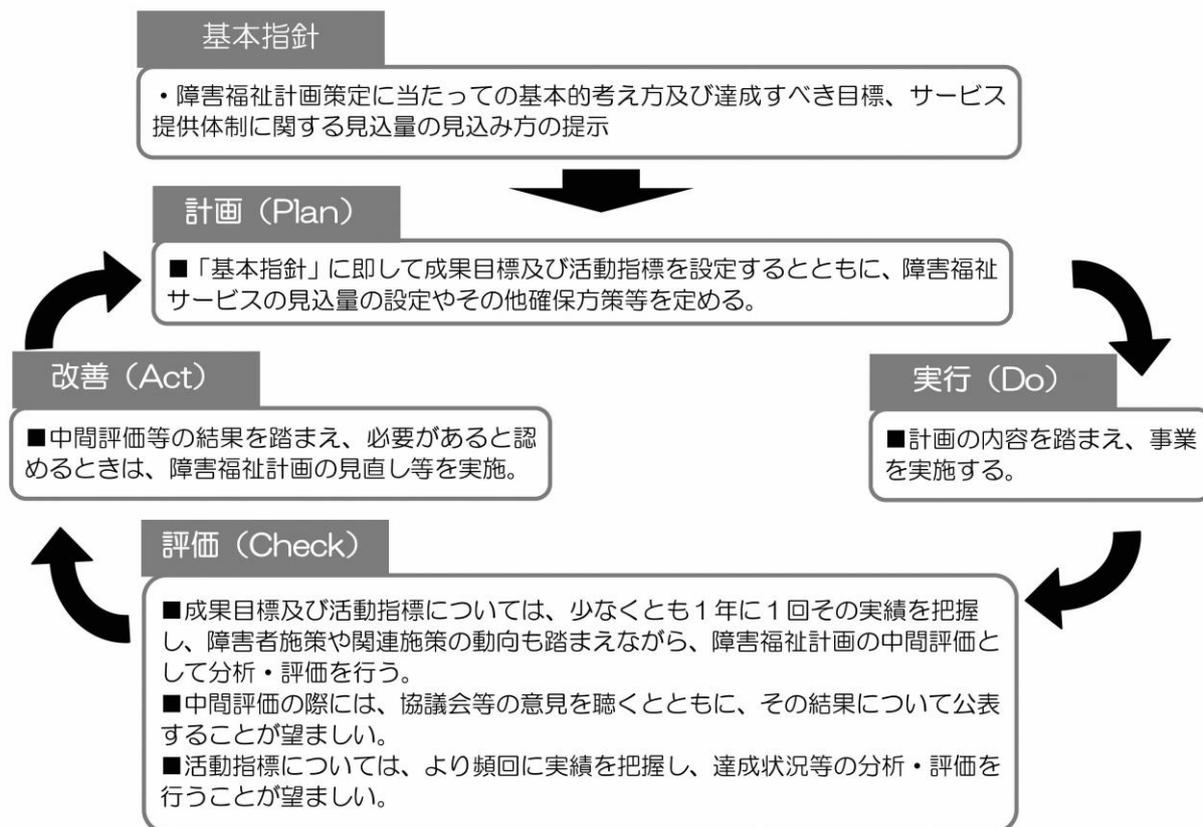
障害者やその家族の地域における生活を支援するため、地域の障害福祉に係るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場である和木町地域自立支援協議会の円滑な運営を促進します。

3 計画の進行管理

計画の進捗状況や事業の効果などについて、和木町地域自立支援協議会で協議するとともに、山口県、岩国圏域等と連携しながら、年度ごとに点検・評価を行い、事業の計画的な推進を図ります。

また、計画の点検・評価（PDCAサイクル）に基づき、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、点検・評価結果を公表し、住民等の意見の把握に努め、計画・事業への反映を行います。

【PDCAサイクルのイメージ】



資料：厚生労働省

資料編

資料 1 計画策定の経緯

年	月 日	内 容
令和 5 年	8 月 2 日	○和木町地域自立支援協議会（第 1 回和木町障害者計画等策定委員会） ・和木町障害者計画・和木町第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の策定について ・障害者の動向と障害福祉サービス等の利用状況 ・計画策定に係るアンケート調査の実施について
	8 月 24 日～ 9 月 11 日	○「障害福祉に関するアンケート調査」の実施
	12 月 7 日	○和木町地域自立支援協議会（第 2 回和木町障害者計画等策定委員会） ・アンケート調査結果の報告 ・和木町障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画案について
令和 6 年	3 月 14 日	○和木町地域自立支援協議会（第 3 回和木町障害者計画等策定委員会） ・障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画案について

資料2 計画策定委員会設置要綱

和木町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉計画の策定並びに計画の推進について、広く町民の意見を反映させるため、和木町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、保健・医療・福祉に関する機関・団体の者等のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(会長)

第3条 委員会に会長をおき、委員の互選により決定する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会の議長は、会長をもって充てる。

3 委員会は、必要に応じて、参考人の出席を求めて、その意見を述べさせることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、障害福祉計画の策定が終了するまでとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

資料3 計画策定委員会委員名簿

和木町障害者計画等策定委員会 委員名簿

氏名	団体・機関役職名	備考
木村 俊之	医療法人木村医院 院長	会長
竹本 講治	和木町民生児童委員協議会 会長	
嶋谷 保則	身体障害者相談員	
山本かほる	手をつなぐ育成会 会長	
野村 邦光	身体障害者団体親和会 会長	
重岡 毅	社会福祉法人岩国市社会福祉協議会 岩国市障害者サービスセンター サービス管理責任者	9月30日まで
林 真樹子	社会福祉法人岩国市社会福祉協議会 岩国市障害者サービスセンター 生活介護事業所長	10月1日から
稲本 豊	社会福祉法人光教会 障害者支援施設ひかりの里 サービス管理責任者	
末川 健	社会福祉法人ビタ・フェリーチェ よこやま工房 施設長	
檜山 瑞枝	知的障害者相談員	
河村百香里	岩国総合支援学校 進路課長	

(任期：令和5年8月2日から和木町障害者計画等策定の日まで)

資料4 用語解説

【ア行】

○あいサポート運動

障害について理解し、障害者等に対する配慮や手助けなどを行うことにより、誰もが暮らしやすい共生社会となるよう取り組んでいくこと。

○アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

○あんしん情報カプセル

高齢者や障害者などが自宅で具合が悪くなった時、本人に代わって必要な情報を伝えるためのカプセル。カプセルの中に、かかりつけ医療機関、緊急連絡先などの情報を入れ、自宅冷蔵庫に保管しておくことで、迅速な救急活動に役立てられる。

○医療的ケア

たん吸引や経管栄養など、在宅などで家族が日常的に行う医療的な行為のこと。医師や看護師が行う医療行為と区別して、医療的ケアと呼ぶ。

○インクルージョン

本来は「包含、包み込む」という意味。障害福祉分野では、地域社会において、全ての人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合うことを意味する。

○SNS

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービスを指す。

【カ行】

○基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能を担う機関。総合的な相談支援・権利擁護、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援、自立支援協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務（関係機関等の連携の緊密化の促進）等を行う。

○共生型サービス

介護保険事業所が障害福祉サービス等事業所としての指定を、障害福祉サービス等事業所が介護保険事業所としての指定を受けることで、高齢者と障害者等の双方の利用を可能とする制度。

○強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、物を壊したりするなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動などが著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態をいう。

○グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建等）において、相談支援その他の日常生活上の援助を受けながら、数人の障害者が一定の経済的負担を負って共同で生活する施設。

○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利を表明すること。

○高次脳機能障害

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指す。器質性精神障害として位置づけられる。

○コーディネーター（医療的ケア児の支援）

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する専門的な知識等をもつ人のこと。

コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用調整により、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりの推進といった役割を担っている。

○こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機能を有する機関。できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソース（資源）や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

○個別避難計画

高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、災害時の避難支援者や避難場所、その他避難支援の留意点など、避難支援等に必要な事項を個別に策定し、市町村や避難支援者関係者間で共有するもの。

令和3年に改正された災害対策基本法で、市区町村に計画作成の努力義務が設けられた。

【サ行】

○サポートファイルやまぐち

障害のある人のライフステージを通じて、一貫した支援を図ることを目的として作られたもので、成育歴やケアの仕方を乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイルのこと。

○自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。

○児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

○重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複している状態のこと。

○手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市で実施する手話通訳者養成講座の講習会を終えて、手話通訳者全国统一試験に合格し「手話通訳者」として登録された者で、手話を駆使して、聴覚障害者と日常会話が可能な人のこと。

○手話奉仕員

市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了し「手話奉仕員」として登録された者で、日常会話程度の手話表現技術を習得した人のこと。

○障害支援区分

障害者の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを

総合的に示すもので、区分1～6までの6段階（区分6が支援の度合いが最も高い）で認定される。

○障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や、職場・家庭訪問等を実施する機関。

○障害福祉タクシー料金助成制度

身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人を対象に、タクシー利用助成券（タクシー利用料の半額）を交付する制度。

○障害保健福祉圏域

広域的な観点から、総合的なサービス提供体制の整備を進めるため山口県が定めるもので、県内8圏域が設定されている。

本町は、岩国市とともに「岩国障害保健福祉圏域」に属している。

○自立支援医療費（精神通院）

精神疾患（てんかんを含む。）で、通院による精神医療を継続的に必要とする障害者に対し、通院のための医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。

○自立支援協議会

障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体及び学識経験者など、地域の障害者・保健福祉関係者で構成される組織。個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

○心身障害者新規学校卒業生就職支度金支給制度

和木町に居住している心身障害者で、新規学校卒業生等が常用労働者として初めて就職する場合に、就職支度金として支給する制度。

○身体障害者手帳

身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付される。

○精神障害者保健福祉手帳

知的障害を除く精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、自立や社会参加をすることを目的として、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から3級までの手帳が交付される。

○成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するための制度。

○セルフネグレクト

何らかの理由により、通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なうこと、またはその行為。セルフネグレクトを防止するためには、地域社会による見守りなどの取り組みが必要とされる。

【夕行】

○地域共生社会

サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥るこ

とのないよう、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し、助け合いながら暮らすことのできる社会のこと。

○地域生活支援拠点等

障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

○地域福祉

自分たちが住む「地域」を中心に考え、地域住民や地域の団体、事業所、行政等がともに支え合い、協力して進める取組のこと。

○地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが、一体的に確保、提供される支援体制のこと。

○地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（組織）。

○通級指導教室

比較的障害の程度の軽い子どもが、通常の学級に在籍しながら、障害特性に応じて通級による個別の指導を受けるための教室のこと。各教科の学習や給食などは通常の学級で過ごし、通級による指導の時間だけ通級指導教室に移動して、困りごとや課題に合わせた支援・指導を受ける。

通級の対象となるのは、障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、言語障害、自閉症、学習障害、ADHD（注意欠陥・多動性障害）など）に応じた特別の指導を行う必要があると認められた、特別支援学級に在籍していない児童生徒である。

○読書バリアフリー法

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）。「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の読書環境を整備することを目指している。

○特定医療費（指定難病）受給者証

原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を指定難病とし、病態など一定の基準を満たす場合に、医療費の負担軽減のため特定医療費（指定難病）受給者証を交付し、医療費の自己負担部分について公費負担を行うもの。

○特別支援学級

障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行うため、小・中学校に設置された障害種別（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害）ごとに編成された少人数の学級

○特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由など、障害の程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園部・小学部・中学部・高等部で行う。

○特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【ナ行】

○難病

原因が不明で治療方法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり身体的問題ばかりでなく、精神的・社会的・経済的な負担を伴うことが多い疾病をいう。障害者総合支援法の対象となる疾病は 361疾病（令和元年7月1日時点）である。

○認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。

○ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方のこと。

【ハ行】

○ハザードマップ

自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路など、住民が自主的に避難するために必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

○発達障害

発達障害者支援法においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害」と定義されている。生来あるいは生後ごく早期に、何らかの認知機能の偏りをきたすような脳機能障害が存在すると考えられている。

○バリアフリー

障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去すること。

○ピアサポート

ピアは「仲間」、サポートは「支援」を意味する。ピアサポートとは、同じ悩みや症状など問題を抱えている当事者同士が、互いの経験・体験を共有し、相互に支援する取組のこと。

○PDCA

Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（企画立案への反映）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

○福祉農園

和木町における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉の向上を図るため農園を整備し、住民ボランティアの協力のもと、主にいちじくの栽培を行っている。

○福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所。

○ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけについてロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進するもの。不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチのひとつ。

○ペアレントプログラム

子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にしている。

○ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」を意味し、発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して、グループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うもの。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動する。

○法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第 123号）により定められた事業所における障害者の雇用割合。

【ヤ行】

○ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

○ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などを超えて、すべての人が利用しやすい生活環境を整えていくという考え方に基づいてデザインされたもの。例えば、幅広歩道、レバー式ドアハンドル、ワイドスイッチなどがあげられる。

○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等、防災施策において特に配慮を要する人のこと。

○要約筆記奉仕員

市町村が実施する要約筆記奉仕員養成講座の受講を修了した者及び従来から地域において奉仕活動を行っていた者のうち、本人の承諾を得て登録した者で、難聴や聴覚障害のある人で手話のわからない人のために、要約筆記を行う人のこと。

【ラ行】

○ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

○リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障

害者の自立と参加を目指すとの考え方のこと。

○療育

障害のある乳幼児、児童に対し、社会的自立を目指して行われる医療・保育のこと。

○療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的機能の障害があると判定を受けた人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。山口県では、障害の程度に応じて、A（重度）、B（その他）の手帳が交付される。